審査事務規程の一部改正について(第66次改正)

1. 改正概要

(1) 自動車の検査等関係

- ① 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号)等の一部改正に伴う改正
 - 〇 走行距離計の精度要件が規定されたことに伴い、走行距離計の精度に関する審査方法等を規定します。[6-110、7-110、8-110]
 - 〇 国土交通省において、安全確保及び環境保全に支障のない範囲で保安基準の適用時期の見直しが行われ、基準毎に設けられている適用時期を統合することとされたことに伴い、適用関係の整理に係る規定を改正します。[6-9 他]
- ② その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

(2) 自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

2. 関係する省令等

- ・道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令(令和7年9月26日国土交通省令第92号)
- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和6年9月20日国土交通省告示 第1172号)
- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和7年9月26日国土交通省告示 第897号)

3. 施行日

令和7年9月30日

「審査事務規程」(平成28年4月1日規程第2号)第66次改正新旧対照表

令和7年9月26日改正

独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程

目次(略)

目次(略)

第1章 総則

1-1~1-2 (略)

1-3 用語の定義

この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。

こりが担	この尻性における用品の足銭は、伏に足のるところによる。			
分類	用語	内容		
(略)	(略)	(略)		
ね	<u>熱連鎖</u>	原動機用蓄電池を構成するうちの一部の電池が熱暴走 (電池温度の上昇が制御不能な状態をいう。)を起こし た際に、その熱暴走が隣接する電池に広がることをい う。		
	(略)	(略)		
0	_(削除)_	_(削除)		
	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)		

1-3-1 (略)

1-4~1-6 (略)

第2章~第3章(略)

第4章 自動車の検査等に係る審査の実施方法

4-1~4-13 (略)

4-14 並行輸入自動車の事前書面審査

(1) ~ (4) (略)

- (5) <u>次に掲げる</u>場合には、受検者に対し審査できないため審査を中断する旨を口頭で通告する。
 - ① 書面審査が新規検査等の前日までに終了していない並行輸入自動車の新規検 査等の審査依頼があった場合
 - ② 書面審査が終了した並行輸入自動車届出書及び添付資料の内容と提示された 自動車に構造・装置の相違等があり、審査当日中に保安基準への適合性を判断す ることが困難な場合

第1章 総則

1-1~1-2 (略)

1-3 用語の定義

この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。

分類	用語	内容
(略)	(略)	(略)
ね	(新設)	_(新設)_
	(略)	(略)
の	農耕作業用小型	本表の小型特殊自動車の項の②に掲げる自動車をい
	特殊自動車	<u>う。</u>
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

 \Box

独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程

1-3-1 (略)

1-4~1-6 (略)

第2章~第3章(略)

第4章 自動車の検査等に係る審査の実施方法

4-1~4-13 (略)

4-14 並行輸入自動車の事前書面審査

(1) ~ (4) (略)

(5) 書面審査が新規検査等の前日までに終了していない並行輸入自動車の新規検査等の 審査依頼があった場合又は書面審査が終了した並行輸入自動車届出書及び添付資料 の内容と提示された自動車に構造・装置の相違等があり、審査当日中に保安基準への 適合性を判断することが困難な場合には、受検者に対し審査できないため審査を中断 する旨を口頭で通告する。

(新設)

③ 別添 3「並行輸入自動車審査要領」2. (13) の複数台数届出が行われた自動車 の審査に際し、受検者から同別添に定める「並行輸入自動車事前審査管理番号の お知らせ」(第 12 号様式) の提示がない場合

<u>お知らせ」(第 12 芳様</u> **4-15~4-28**(略)

第5章(略)

第6章 新規検査又は予備検査(指定自動車等の新車)

6-1~6-8 (略)

6-9 原動機及び動力伝達装置

6-9-1 性能要件

6-9-1-1 (略)

6-9-1-2 書面等による審査

- (1) 自動車 (次に掲げる自動車を除く。) は、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 125「車載式燃料・電力消費等測定装置の技術基準」に適合する車載式燃料・電力消費等測定装置を備えたものであること。(保安基準第 8 条第 1 項関係、細目告示第 10 条第 1 項第 3 号関係、適用関係告示第 4 条第 16 項第 17 項関係) ①~⑤(略)
 - <u>⑥</u> 型式指定自動車又は多仕様自動車であって、異なる型式の原動機に変更したもの
 - ⑦ 型式指定自動車又は多仕様自動車であって、燃料の種類を変更したもの
 - ⑧ 型式指定自動車又は多仕様自動車であって、その構造等の変更により細目告示 別添 125「車載式燃料・電力消費等測定装置の技術基準」の 5.1.1.から 5.1.3. までの各号に掲げる自動車の区分に応じて適用される基準に変更が生じたもの

(2) (略)

6-9-2~6-9-3 (略)

6-9-4 適用関係の整理

- $(1) \sim (3)$ (略)
- (4) 次に掲げる自動車にあっては、7-9-8 の規定を適用する。(適用関係告示第 4 条第 16 項関係)
 - ① 令和6年9月30日(輸入された自動車<u>にあっては令和8年9月30日、</u>二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては<u>令和8年8月31日</u>)以前に製作された自動車
 - ② 令和 6 年 10 月 1 日 (輸入された自動車にあっては令和 8 年 10 月 1 日、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては<u>令和 8 年 9 月 1 日</u>) から<u>令和 9 年 8 月 31 日</u> (輸入された自動車にあっては令和 10 年 9 月 30 日、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては<u>令和 12 年 8 月 31 日</u>) までに製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - ア 令和6年9月30日(輸入された自動車<u>にあっては令和8年9月30日、</u>二 輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては<u>令和8年8月31日</u>)以前の型式 指定自動車、新型届出自動車及び多仕様自動車

(新設)

4-15~4-28 (略)

第5章 (略)

第6章 新規検査又は予備検査(指定自動車等の新車)

6-1~6-8 (略)

6-9 原動機及び動力伝達装置

6-9-1 性能要件

6-9-1-1 (略)

6-9-1-2 書面等による審査

(1) 自動車(次に掲げる自動車を除く。)は、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 125「車載式燃料・電力消費等測定装置の技術基準」に適合する車載式燃料・電力消費等測定装置を備えたものであること。(保安基準第8条第1項関係、細目告示第10条第1項第3号関係、適用関係告示第4条第16項第17項関係)①~⑤(略)

(新設)

(新設)

(新設)

(2) (略)

6-9-2~6-9-3 (略)

6-9-4 適用関係の整理

- (1) ~ (3) (略)
- (4) 次に掲げる自動車にあっては、7-9-8 の規定を適用する。(適用関係告示第 4 条第 16 項関係)
 - ① 令和6年9月30日(輸入された自動車<u>並びに</u>工輪自動車及び側車付工輪自動車にあっては令和8年9月30日)以前に製作された自動車
 - ② 令和 6 年 10 月 1 日 (輸入された自動車<u>並びに</u>二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては<u>令和 8 年 10 月 1 日</u>) から<u>令和 8 年 9 月 30 日</u> (輸入された自動車にあっては令和 10 年 9 月 30 日、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては<u>令和11 年 9 月 30 日</u>) までに製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - ア 令和6年9月30日(輸入された自動車<u>並びに</u>二輪自動車及び側車付二輪 自動車にあっては<u>令和8年9月30日</u>)以前の型式指定自動車、新型届出自 動車及び多仕様自動車

- イ 令和6年10月1日(輸入された自動車にあっては令和8年10月1日、二 輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては令和8年9月1日)以降の型式指 定自動車及び多仕様自動車であって、令和6年9月30日(輸入された自動 車にあっては令和8年9月30日、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっ ては令和8年8月31日)以前の型式指定自動車及び多仕様自動車と車体の 外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、 動力伝達装置の種類及び主要構造並びに走行装置の種類及び主要構造が同 一であるもの
- ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当 日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発行日 が令和9年8月31日以前のもの
- ④ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当 日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発行日 が令和12年8月31日以前のもの(次に掲げるものに限る。)
 - ア 車両総重量が5tを超え、幅が2.1m以下であり、かつ、立席を有する専ら 乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車
 - イ 車両総重量が 12t を超え、かつ、後車軸に操舵機構を有する緊急自動車

6-10~6-10 の 2 (略)

6-11 走行装置

6-11-1 性能要件

6-11-1-1 視認等による審査

- (1) (略)
- (2) 大型特殊自動車の空気入ゴムタイヤは、次に掲げる基準に適合すること。(細目告示 第11条第4項関係)

① \sim ③ (略)

6-11-1-2 (略)

6-11-2~6-11-3 (略)

6-11-4 適用関係の整理

- (1) (略)
- (2) 次表の区分に応じた、次に掲げる自動車並びに令和8年8月31日以前に製作された 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車は、6-11-1-2(2)の規定にかかわら ず、平成27年10月8日付け国土交通省告示第1048号による改正前の細目告示別添3 「乗用車用空気入タイヤの技術基準」、細目告示別添4「トラック、バス及びトレーラ 用空気入タイヤの技術基準」又は細目告示別添 5「二輪車用空気入タイヤの技術基準」 に定める基準に適合するものであればよい。

この場合において、7-11-1(3)の規定に適合していることが確認できる場合には、 これらの審査を省略することができる。(適用関係告示第5条第4項、第5項及び第7 項関係)

① (略)

- イ 令和6年10月1日(輸入された自動車並びに二輪自動車及び側車付二輪 自動車にあっては今和8年10月1日)以降の型式指定自動車及び多仕様自 動車であって、令和6年9月30日(輸入された自動車並びに二輪自動車及 び側車付二輪自動車にあっては令和8年9月30日)以前の型式指定自動車 及び多仕様自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及 び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造並びに走行装置 の種類及び主要構造が同一であるもの
- ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当 日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発行日 が令和8年9月30日以前のもの

(新設)

6-10~6-10 の 2 (略)

6-11 走行装置

6-11-1 性能要件

6-11-1-1 視認等による審査

- (1) (略)
- (2) 大型特殊自動車の空気入ゴムタイヤは、次に掲げる基準に適合すること。

1~3 (略)

6-11-1-2 (略)

6-11-2~6-11-3 (略)

6-11-4 適用関係の整理

- (1) (略)
- (2) 次表の区分に応じた、次に掲げる自動車並びに令和8年3月31日以前に製作された 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車は、6-11-1-2(2)の規定にかかわら ず、細目告示別添3「乗用車用空気入タイヤの技術基準」、細目告示別添4「トラック、 バス及びトレーラ用空気入タイヤの技術基準 | 及び細目告示別添 5 「二輪車用空気入 タイヤの技術基準」に定める基準に適合するものであればよい。

この場合において、7-11-1(3)の規定に適合していることが確認できる場合には、 これらの審査を省略することができる。(適用関係告示第5条第4項から第7項まで 関係)

① (略)

② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であって、

ア (略)

次に掲げるもの

- イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車であって、「指定等年月日」 以前の型式指定自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構 造、燃料の種類、動力伝達装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、主制 動装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要 領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの
- ③ 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までの新型届出自動車であって、 「指定等年月日」以前の新型届出自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種 類及び主要構造、燃料の種類、動力伝達装置の種類、懸架装置の種類及び主要構 告、主制動装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施 要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの
- ④ 「製作年月日」の翌日以降に空気入ゴムタイヤに係る指定を受けた多仕様自動 車であって、「製作年月日」以前に空気入ゴムタイヤに係る指定を受けた多仕様 自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動 力伝達装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、主制動装置の種類並びに適合 する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外 に、型式を区別する事項に変更がないもの

⑤ (略)

- ⑥ 「製作年月日」以前の新型届出自動車であって、新規検査時においてシビアス ノータイヤを装着した自動車
- ⑦ 「製作年月日」以前に新たに空気入ゴムタイヤに係る指定を受けた多仕様自動 車

(削除)

8 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当 日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発行日 が「製作年月日」以前のもの

区分	指定等年月日	製作年月日
(略)	(略)	(略)

② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であって、 次に掲げるもの

ア (略)

イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車及び新型届出自動車であっ て、「指定等年月日」以前の型式指定自動車及び新型届出自動車と種別、用 途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装 置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、 懸架装置の種類及び主要構造、軸距、主制動装置の種類並びに適合する排出 ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型 式を区別する事項に変更がないもの

(新設)

(新設)

③ (略)

- ④ 「製作年月日」以前に製作された自動車であって、新規検査時においてシビア スノータイヤを装着した自動車
- ⑤ 「製作年月日」以前の空気入ゴムタイヤに係る指定を受けた多仕様自動車
- ⑥ 「製作年月日」の翌日以降の空気入ゴムタイヤに係る指定を受けた多仕様自動 車であって、「製作年月日」以前の空気入ゴムタイヤに係る指定を受けた多仕様 自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び 動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び 主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、主制動装置の種類並びに適合す る排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、 型式を区別する事項に変更がないもの
- 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当) 日において発行目から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発行目 が「製作年月日」以前のもの

区分	指定等年月日	製作年月日
(略)	(略)	(略)

新			旧		
(削除)	(削除)	(削除)_	専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の	R5. 3. 31	R8. 3. 31
			<u>自動車であって車両総重量 5t を超えるもの</u>		
(削除)			貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t を		
			超える自動車		
(削除)			<u>車両総重量3.5t を超える被牽引自動車</u>		
		_			•

(3) 次表の区分に応じた、次に掲げる自動車は、6-11-1-2 (2) の規定にかかわらず、平成 27 年 10 月 8 日付け国土交通省告示第 1048 号による改正前の細目告示別添 4「トラック、バス及びトレーラ用空気入タイヤの技術基準」に定める基準に適合するものであればよい。

<u>この場合において、7-11-1(3)の規定に適合していることが確認できる場合には、</u>これらの審査を省略することができる。(適用関係告示第5条第6項関係)

- ① 「指定等年月日」以前に製作された自動車
- ② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であって、 次に掲げるもの
 - ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車
 - イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車であって、「指定等年月日」 以前の型式指定自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力伝達装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、主制動装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの
- ③ 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までの新型届出自動車であって、 「指定等年月日」以前の新型届出自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力伝達装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、主制動装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの
- ④ 「指定等年月日」の翌日以降に空気入ゴムタイヤに係る指定を受けた多仕様自動車であって、「指定等年月日」以前の空気入ゴムタイヤに係る指定を受けた多仕様自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力伝達装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、主制動装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの
- ⑤ 「製作年月日」以前に製作された輸入自動車特別取扱自動車
- ⑥ 「製作年月日」以前の新型届出自動車であって、新規検査時においてシビアス ノータイヤを装着した自動車
- ② 「製作年月日」以前の多仕様自動車であって、新規検査時においてシビアスノ ータイヤを装着した自動車
- <u>⑧</u> 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに空気入ゴムタイヤに係る指定を受けた多仕様自動車であって、「指定等年月日」以前の空気入ゴムタイヤに

ĺΗ

係る指定を受けた多仕様自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力伝達装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、主制動装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの

- <u>⑨</u> 「指定等年月日」以前に新たに空気入ゴムタイヤに係る指定を受けた多仕様自動車
- 動 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当 目において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発行日が「製作年月日」以前のもの

<u>区分</u>	指定等年月日	製作年月日
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の	R5. 3. 31	R8. 8. 31
自動車であって車両総重量 5t を超えるもの		
貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t を		
超える自動車		
車両総重量 3.5t を超える被牽引自動車		

<参考>

シビアスノータイヤに付される記号



底部は最低 15mm、高さは最低 15mm

- (4) ~ (6) (略)
- (7) 次表の区分に応じた、次に掲げる自動車は、6-11-1-2 (2) ①の規定を適用しない。 (適用関係告示第5条第11項及び第12項関係)

①~③ (略)

区分	指定等年月日	製作年月日
(略)	(略)	(略)
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の	R5. 3. 31	R8. 8. 31
自動車であって車両総重量 5t を超えるもの		
貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t を		
超える自動車		
車両総重量 3.5t を超える被牽引自動車		

- (8) ~ (9) (略)
- (10) UN R30 を適用するタイヤを備える自動車であって、次に掲げるものは、6-11-1-2 (2) ③の規定中、「UN R117-04-S1 の 4. (4.3.を除く。) 及び 6. (6.2.にあってはステージ 2、6.3.にあってはステージ 3 に係る要件及び 6.6.にあっては 6.6.2.の要件に限る。この場合において、UN R117-04-S1 に基づく「S2W2R3B」の添字が確認できるものは、この基準に適合するものとする。)」を「UN R117-04 の 4. (4.3.を除く。) 及び 6.」、「UN R117-03 の 4. (4.3.及び 4.4.を除く。) 及び 6. _ (6.1.及び 6.3.にあってはステージ 2 に係る要件に限る。)」又は「UN R117-02-S14 の 4. (4.3.及び 4.4.を除く。)

<u>(3)</u>~<u>(5)</u>(略)

(6) 次表の区分に応じた、次に掲げる自動車は、6-11-1-2 (2) ①の規定を適用しない。 (適用関係告示第 5 条第 11 項及び第 12 項関係)

①~③ (略)

区分	指定等年月日	製作年月日
(略)	(略)	(略)
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の	R5. 3. 31	R8. 3. 31
自動車であって車両総重量 5t を超えるもの		
貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t を		
超える自動車		
車両総重量3.5t を超える被牽引自動車		

- (7) ~ (8) (略)
- (9) UN R30 を適用するタイヤを備える自動車であって、次に掲げるものは、6-11-1-2 (2) ③の規定中、「UN R117-04-S1 の 4. (4.3. を除く。) 及び 6. (6.2. にあってはステージ 2、6.3. にあってはステージ 3 に係る要件及び 6.6. にあっては 6.6.2. の要件に限る。この場合において、UN R117-04-S1 に基づく「S2W2R3B」の添字が確認できるものは、この基準に適合するものとする。)」を「UN R117-04 の 4. (4.3. を除く。) 及び 6.」、「UN R117-03 の 4. (4.3. を除く。) 及び 6.」 又は「UN R117-02-S14 の 4. (4.3. を除く。) 及び 6.)及び 6.)。

及び 6. (6.1. 及び 6.3. にあってはステージ 2 に係る要件に限る。この場合において、UN R117-02-S14 に基づく「S2WR2」の添字が確認できるものは、この基準に適合するものとする。)」と読み替えることができる。(適用関係告示第 5 条第 16 項関係)
① (略)

② 令和8年7月7日から<u>令和9年8月31日</u>までに製作された自動車であって、 次に掲げるもの

ア~イ(略)

- ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって出荷検査証(審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発行日が令和9年8月31日以前のもの
- (11) UN R54 を適用するタイヤを備える自動車であって、次に掲げるものは、6-11-1-2 (2) ③の規定中、「UN R117-04-S1 の 4. (4.3.を除く。) 及び 6. (6.2.にあってはステージ 2、6.3.にあってはステージ 3 に係る要件及び 6.6.にあっては 6.6.2.の要件に限る。

この場合において、UN R117-04-S1 に基づく「S2W2R3B」の添字が確認できるものは、この基準に適合するものとする。)」を「UN R117-04 の 4. (4.3.を除く。)及び 6.」又は「UN R117-02-S14 の 4. (4.3. 及び 4.4.を除く。)及び 6. (6.1. 及び 6.3. にあってはステージ 2 に係る要件に限る。この場合において、UN R117-02-S14 に基づく「S2WR2」の添字が確認できるものは、この基準に適合するものとする。)」と読み替えることができる。(適用関係告示第 5 条第 17 項関係)

①~③ (略)

(12) (略)

6-12 (略)

6-13 かじ取装置

7-13の規定によるほか、次に掲げる規定を適用する。

この場合において、技術基準等の審査については、書面その他適切な方法により審査 するものとする。

(1) 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。) のかじ取装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

[UN R79]

① UN R79-04-S7 の 5. 及び 6. に適合するものであること。(保安基準第 11 条第 1 項、細目告示第 13 条第 2 項第 1 号)

【適用関係の整理】

[UN R79-04-S4]

Н

いて、UN R117-02-S14 に基づく「S2WR2」の添字が確認できるものは、この基準に適合するものとする。)」と読み替えることができる。(適用関係告示第5条第16項関係)

① (略)

② 令和8年7月7日から

<mark>令和9年7月6日</mark>までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

ア~イ(略)

- ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって出荷検査証(審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発行日が 令和9年7月6日以前のもの
- (10) UN R54 を適用するタイヤを備える自動車であって、次に掲げるものは、6-11-1-2(2) ③の規定中、「UN R117-04-S1 の 4. (4.3.を除く。)及び 6. (6.2.にあってはステージ 2、6.3.にあってはステージ 3 に係る要件及び 6.6.にあっては 6.6.2.の要件に限る。

この場合において、UN R117-04-S1 に基づく「S2W2R3B」の添字が確認できるものは、この基準に適合するものとする。)」を「UN R117-04 の 4. (4.3. を除く。) 及び 6.」又は「UN R117-02-S14 の 4. (4.3. を除く。) 及び 6. (6.1. 及び 6.3. にあってはステージ 2 に係る要件に限る。この場合において、UN R117-02-S14 に基づく「S2WR2」の添字が確認できるものは、この基準に適合するものとする。)」と読み替えることができる。(適用関係告示第 5 条第 17 項関係)

① \sim ③ (略)

(11) (略)

6-12 (略)

6-13 かじ取装置

7-13の規定によるほか、次に掲げる規定を適用する。

この場合において、技術基準等の審査については、書面その他適切な方法により審査 するものとする。

[UN R79-04]

(1) 自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。) のかじ取装置は、<u>UN R79-04-S6 の 5. 及び 6. に定める</u>基準に適合するものでなければ ならない。

この場合において、UN R79-04-86 に定める 2.3.4.1.3.、2.3.4.1.5. 及び 2.3.4.1.6. の自動命令型操舵機能であって運転者異常時対応システムを備えるものについては、5.6.の規定は適用しない。

亲

旧

- ◇次に掲げる自動車(運行補助機能を有するかじ取装置を備えるものに限る。) については、①の規定中、「UN R79-04-S7」とあるのを「UN R79-04-S4」と読 み替えることができる。(適用関係告示第7条第16項)
- ア 令和11年8月31日以前に製作された自動車
- - (7) 令和 11 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車
 - (イ) 令和 11 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和 11 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車と運行補助機能の性能が同一であるもの
- ウ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審 査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。) の発行日が令和13年8月31日以前のもの

[UN R79-03]

- ◇次に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊 自動車を除く。)のかじ取装置は、UN R79-03-S5 の 5. 及び 6. に定める基準に 適合するものであればよい。
 - この場合において、UN R79-03-S5 の 2.3.4.1.3.、2.3.4.1.5.及び 2.3.4.1.6. に定める自動命令型操舵機能であって運転者異常時対応システムを備えるも のについては、5.6.の規定は適用しない。(適用関係告示第7条第15項)
 - ア 令和5年8月31日以前に製作された自動車
 - <u>イ</u> <u>令和5年9月1日から令和7年8月31日までに製作された自動車であっ</u> て、次に掲げるもの
 - (7) 令和5年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自 動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動 車
 - (イ) 令和5年9月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和5年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車と運転者異常時対応システムの性能が同一であるもの
 - ウ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。) の発行日が令和7年8月31日以前のもの
 - <u>エ</u> <u>UN R79-04-S7 の 5.1.6.3.9. の適用を受けない自動車</u>

[UN R79-02]

◇次に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊

自動車を除く。) のかじ取装置は、UN R79-02 の 5. 及び 6. に定める基準に適合

この場合において、UN R79-02 の 2.3.4.1.3.、2.3.4.1.5.及び 2.3.4.1.6. に 定める自動命令型操舵機能であって運転者異常時対応システムを備えるもの 並びに 2.3.4.1.4.の自動命令型操舵機能については、5.6.の規定は適用しな い。(適用関係告示第7条第11項)

ア 令和3年3月31日以前に製作された自動車

するものであればよい。

- イ 令和3年4月1日から令和5年3月31日までに製作された自動車(電波 **障害防止装置を有しないものを除く。**) であって、次に掲げるもの
 - (ア) 令和3年3月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自 動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動
 - (イ) 令和3年4月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自 動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動 車であって、令和3年3月31日以前の型式指定自動車、新型届出自 動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた 多仕様自動車とかじ取装置の性能が同一であるもの
- ウ 令和3年4月1日以降に製作された自動車(電波障害防止装置を有しない ものに限る。) であって次に掲げるもの
 - (ア) 令和3年3月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自 動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動
 - (イ) 令和3年4月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自 動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動 車であって、令和3年3月31日以前の型式指定自動車、新型届出自 動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた 多仕様自動車とかじ取装置の性能が同一であるもの
- エ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審 査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。) の発行日が令和5年3月31日以前のもの

[UN R79-01]

- ◇次に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊 自動車を除く。) のかじ取装置は、UN R79-01-S5 の 5. (5.1.6.1.を除く。) 及 び 6.に定める基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 7 条第 10
- ア 令和元年9月30日(赤色の光学警報信号を表示することができない自動 車にあっては令和2年3月31日)以前に製作された自動車
- イ 令和元年10月1日から令和3年3月31日まで(赤色の光学警報信号を表 示することができない自動車にあっては令和2年4月1日から令和5年3 月31日まで) に製作された自動車(自動操舵機能及び補正操舵機能のいず

旧

旧

れをも有しないものを除く。)であって、次に掲げるもの

- (ア) 令和元年9月30日(赤色の光学警報信号を表示することができない 自動車にあっては令和2年3月31日)以前の型式指定自動車、新型 届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を 受けた多仕様自動車
- (イ) 令和元年 10 月 1 日 (赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては令和 2 年 4 月 1 日) 以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和元年 9 月 30 日 (赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては令和 2 年 3 月 31 日) 以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車とかじ取装置の性能が同一のもの
- ウ 令和元年10月1日 (赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては令和2年4月1日) 以降に製作された自動車 (自動操舵機能及び補正操舵機能のいずれをも有しないものに限る。) であって、次に掲げるもの。
 - (7) 令和元年9月30日(赤色の光学警報信号を表示することができない 自動車にあっては令和2年3月31日)以前の型式指定自動車、新型 届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を 受けた多仕様自動車
 - (イ) 令和元年10月1日(赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては令和2年4月1日)以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和元年9月30日(赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては令和2年3月31日)以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車とかじ取装置の性能が同一のもの
- 工 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。) の発行日が令和3年3月31日(赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては令和5年3月31日)以前のもの

[UN R171]

② 運行補助機能 (UN R79-04-S7 の 2.3.4.及び UN R171-01 の 2.1.に定める機能をいう。) のうち横方向及び縦方向の動きを持続的に制御するもの (UN R79-04-S7 の 2.3.4.4.及び 2.4.8.に定める機能を除く。) にあっては UN R171-01 の 5.及び 6.に適合するものであること。(細目告示第 13 条第 2 項第 2 号)

<u>ただし、UN R171-01 の 5.3.7.2.4.10. 又は 5.5.4.2.6.5. に定める要件に適合し</u>ない運行補助機能にあっては UN R171-01 の 5.3.7.2.4.10. 又は 5.5.4.2.6.5.

 \Box

_(「vehicle is located on a "highway"」の要件に限る。) の規定は適用しないことができる。

<u>なお、当該運行補助機能が UN R79-04-S7 の 2.3.4.1. 又は 2.3.4.5. に定める機能にあっては①の基準に適合するものであればよい。</u>

【適用関係の整理】

「UN R171-007

- ◇次に掲げる自動車(運行補助機能を有するかじ取装置を備えるものに限る。)
 については、②の規定中、「UN R171-01」とあるのを「UN R171-00-S1」と、「UN R79-04-S7」とあるのを「UNR79-04-S6」と読み替えることができる。(適用関係告示第7条第17項)
 - ア 令和11年8月31日以前に製作された自動車
- <u>イ</u> <u>令和11年9月1日から令和13年8月31日までに製作された自動車であ</u>って、次に掲げるもの
 - (7) 令和11年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車
 - (イ) 令和 11 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和 11 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車と運行補助機能の性能が同一であるもの
- ウ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。) の発行日が令和13年8月31日以前のもの

[UN R171 の適用除外]

- ◇次に掲げる自動車(運行補助機能を有するかじ取装置を備えるものに限る。) については、②の規定は適用しないことができる。(適用関係告示第7条第16 項)
- ア 令和11年8月31日以前に製作された自動車
- <u>イ</u> <u>令和11年9月1日から令和13年8月31日までに製作された自動車であ</u>って、次に掲げるもの
 - (7) 令和11年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車
 - (イ) 令和11年9月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和11年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車と運行補助機能の性能が同一であるもの
- ウ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。) の発行日が令和13年8月31日以前のもの

新	le l
- 1/1	[UN R79-03]
(削除)	(2) 次に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動
	車を除く。) のかじ取装置は、UN R79-03-S5 の 5. 及び 6. に定める基準に適合するもの
	であればよい。
	の自動命令型操舵機能であって運転者異常時対応システムを備えるものについては、
	5.6.の規定は適用しない。
	① 令和5年8月31日以前に製作された自動車
	② 令和 5 年 9 月 1 日から令和 7 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、
	次に掲げるもの
	ア 令和 5 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車
	特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車
	イ 令和5年9月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び
	かじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和5年8月31日
	以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指
	定を受けた多仕様自動車と運転者異常時対応システムの性能が同一である
	₹ <i>0</i>
	③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当
	ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー
	が令和7年8月31日以前のもの
	④ UN R79-04-S6 の 5.1.6.3.9.の適用を受けない自動車
	[UN R79-02]
(削除)	(3) 次に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動
	車を除く。) のかじ取装置は、UN R79-02 の 5. 及び 6. に定める基準に適合するもので
	<u>あればよい。</u>
	この場合において、UN R79-02 に定める 2.3.4.1.3.、2.3.4.1.5.及び 2.3.4.1.6.
	の自動命令型操舵機能であって運転者異常時対応システムを備えるもの並びに
	2.3.4.1.4.の自動命令型操舵機能については、5.6.の規定は適用しない。
	① 今和3年3月31日以前に製作された自動車
	② 今和3年4月1日から令和5年3月31日までに製作された自動車であって、
	<u>次に掲げるもの</u>
	ア 今和3年3月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車
	特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車
	<u>イ</u> 今和3年4月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特
	別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令
	和3年3月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別
	取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車とかじ取装置
	(電波障害防止装置を有しないものを除く。) の性能が同一であるもの
	③ 今和3年4月1日以降に製作された自動車(令和3年4月1日以降の型式指定
	自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定

新	旧
	を受けた多仕様自動車にあっては、令和3年3月31日以前の型式指定自動車と
	かじ取装置(電波障害防止装置を有しないものに限る。)の性能が同一のもの)
	④ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当
	日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発行日
	<u>が令和5年3月31日以前のもの</u>
	[UN R79-01]
(削除)	(4) 次に掲げる自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動
	車を除く。) のかじ取装置は、UN R79-01-S5 の 5. (5.1.6.1.を除く。) 及び 6. に定め
	る基準に適合するものであればよい。
	① 令和元年9月30日(赤色の光学警報信号を表示することができない自動車に
	あっては令和2年3月31日)以前に製作された自動車
	② 令和元年10月1日から令和3年3月31日まで(赤色の光学警報信号を表示す
	ることができない自動車にあっては令和2年4月1日から令和5年3月31日ま
	で)に製作された自動車(自動操舵機能及び補正操舵機能のいずれをも有しない
	ものを除く。)であって、次に掲げるもの
	ア 令和元年9月30日(赤色の光学警報信号を表示することができない自動
	車にあっては令和2年3月31日)以前の型式指定自動車、新型届出自動車、
	輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動
	<u>車</u>
	<u>イ</u> 令和元年 10 月 1 日(赤色の光学警報信号を表示することができない自動
	車にあっては令和2年4月1日)以降の型式指定自動車、新型届出自動車、
	輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動
	車であって、令和元年9月30日(赤色の光学警報信号を表示することがで
	きない自動車にあっては令和2年3月31日)以前の型式指定自動車、新型
	届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた
	多仕様自動車とかじ取装置の性能が同一のもの
	③ 令和元年 10 月 1 日(赤色の光学警報信号を表示することができない自動車に
	<u>あっては令和2年4月1日)以降に製作された自動車(自動操舵機能及び補正操</u>
	<u>舵機能のいずれをも有しないものに限る。)であって、次に掲げるもの。</u>
	ア 令和元年9月30日(赤色の光学警報信号を表示することができない自動
	車にあっては令和2年3月31日)以前の型式指定自動車、新型届出自動車、
	輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動
	<u>車</u>
	<u>イ</u> 令和元年 10 月 1 日(赤色の光学警報信号を表示することができない自動
	車にあっては令和2年4月1日)以降の型式指定自動車、新型届出自動車、
	輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動
	車であって、令和元年9月30日(赤色の光学警報信号を表示することがで
	きない自動車にあっては令和2年3月31日)以前の型式指定自動車、新型
	届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた
	多仕様自動車とかじ取装置(自動操舵機能及び補正操舵機能のいずれをも有

④ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発行日が令和3年3月31日(赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては令和5年3月31日)以前のもの

(5) (略)

「適用除外〕

(6) 次に掲げる自動車については、(1) から(5) までの規定は適用しない。①∼②(略)

(2) (略)

「適用除外】

(3) 次に掲げる自動車については、(1) の規定は適用しない。 ①~②(略)

6-14 施錠装置

6-14-1 (略)

6-14-2 性能要件

6-14-2-1 (略)

6-14-2-2 書面等による審査

(1) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以下のもの((2) に掲げる自動車及び被牽引自動車を除く。)及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t 以下のもの(被牽引自動車を除く。)に備える施錠装置は、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R161-00-85の5.に定める基準に適合するものでなければならない。(保安基準第11条の2第2項関係、細目告示第14条第1項第1号関係)

 $(2) \sim (3)$ (略)

6-14-3 (略)

6-14-4 適用関係の整理

 $(1) \sim (3)$ (略)

- (4) 次に掲げる自動車については、6-14-6(従前規定の適用②)の規定を適用する。(適用関係告示第8条第8項関係)
 - ① (略)
 - ② 令和6年1月1日から令和8年8月31日までに製作された自動車であって、 次に掲げるもの ア〜イ(略)

③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発行日

が 今和 8 年 8 月 31 日 以前のもの

6-14-5 (略)

6-14-6 従前規定の適用②

次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第8条第8項関係)

① (略)

② 令和6年1月1日から令和8年8月31日までに製作された自動車であって、次

6-14 施錠装置

6-14-1 (略)

6-14-2 性能要件

6-14-2-1 (略)

6-14-2-2 書面等による審査

(1) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以下のもの ((2) に掲げる自動車及び被牽引自動車を除く。) 及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5t 以下のもの (被牽引自動車を除く。) に備える施錠装置は、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R161-00-84の5. に定める基準に適合するものでなければならない。(保安基準第11条の2第2項関係、細目告示第14条第1項第1号関係)

(2) ~ (3) (略)

6-14-3 (略)

6-14-4 適用関係の整理

(1) ~ (3) (略)

- (4) 次に掲げる自動車については、6-14-6(従前規定の適用②)の規定を適用する。(適用関係告示第8条第8項関係)
 - ① (略)
 - ② 令和6年1月1日から<mark>令和8年4月30日</mark>までに製作された自動車であって、 次に掲げるもの

ア~イ (略)

③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発行日が令和8年4月30日以前のもの

6-14-5 (略)

6-14-6 従前規定の適用②

次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第8条第8項関係)

① (略)

② 令和6年1月1日から令和8年4月30日までに製作された自動車であって、次

に掲げるもの

ア〜イ (略)

③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発行日が<u>令</u>和8年8月31日以前のもの

6-14-6-1~6-14-6-2 (略)

6-14の2 イモビライザ

6-14 の 2-1 (略)

6-14 の 2-2 性能要件(書面等による審査)

(1) 専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員 10 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)及び貨物の運送の用に供する自動車(車両総重量が 2t を超える自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)に備えるイモビライザは、その作動により原動機その他運行に必要な装置の機能を確実に停止させ、かつ、安全な運行を妨げないものとして構造、施錠性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに UN R162-00-S6 の 5. (5.4.及び同規則の附則 7に係る部分を除く。)に定める基準に適合するものでなければならない。

この場合において、視認等によりイモビライザが備えられていないと認められるときは、審査を省略することができる。(保安基準第11条の2第3項関係、細目告示第14条第2項関係)

(2) (略)

6-14の2-3(略)

6-14 の 2-4 適用関係の整理

- (1) 次に掲げる自動車については、6-14 の 2-5 (従前規定の適用①) の規定を適用する。 (適用関係告示第8条第9項関係)
 - ① (略)
 - ② 令和6年1月1日から<u>令和8年8月31日</u>までに製作された自動車であって、 次に掲げるもの

ア〜イ (略)

③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発行日が令和8年8月31日以前のもの

6-14 の 2-5 従前規定の適用①

次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第8条第9項関係)

- ① (略)
- ② 令和6年1月1日から<u>令和8年8月31日</u>までに製作された自動車であって、次 に掲げるもの

ア~イ(略)

③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日

に掲げるもの

ア~イ (略)

③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発行日が令和8年4月30日以前のもの

 \Box

6-14-6-1~6-14-6-2 (略)

6-14 の 2 イモビライザ

6-14 の 2-1 (略)

6-14 の 2-2 性能要件 (書面等による審査)

(1) 専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員 10 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)及び貨物の運送の用に供する自動車(車両総重量が 2t を超える自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)に備えるイモビライザは、その作動により原動機その他運行に必要な装置の機能を確実に停止させ、かつ、安全な運行を妨げないものとして構造、施錠性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに UN R162-00-S5 の 5. (5.4.及び同規則の附則 7に係る部分を除く。)に定める基準に適合するものでなければならない。

この場合において、視認等によりイモビライザが備えられていないと認められるときは、審査を省略することができる。(保安基準第11条の2第3項関係、細目告示第14条第2項関係)

(2) (略)

6-14の2-3(略)

6-14 の 2-4 適用関係の整理

- (1) 次に掲げる自動車については、6-14 の 2-5 (従前規定の適用①) の規定を適用する。 (適用関係告示第8条第9項関係)
 - ① (略)
 - ② 令和 6 年 1 月 1 日から $\frac{$ 令和 8 年 4 月 $\frac{}{}$ $\frac{}{}$ $\frac{}{}$ $\frac{}{}$ $\frac{}{}$ でに製作された自動車であって、 次に掲げるもの

ア~イ (略)

③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発行日が令和8年4月30日以前のもの

6-14 の 2-5 従前規定の適用①

次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第8条第9項関係)

① (略)

② 令和6年1月1日から<u>令和8年4月30日</u>までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

ア~イ (略)

③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日

において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発行日が令和8年8月31日以前のもの

6-14の2-5-1~6-14の2-5-2 (略)

6-15~6-25 (略)

6-26 電気装置

7-26 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

[UN R100-05]

(1) 電力により作動する原動機を有する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪 自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。) 又は電気パワートレイン若しく は e アクスルを有する被牽引自動車に備える電気装置については、UN R100-05 の 5. 及び 6. (7-26-1-2-1 (2) の自動車にあっては、UN R100-05 の 5.及び 6.若しくは UN R136-01 の 5.及び 6.) に定める基準に適合するものでなければならない。

<u>なお、UN R100-05 の 6.4. については、原動機用蓄電池を備えた自動車に限り適用</u>する。

[UN R100-03-S5 又は UN R100-04-S2]

(2) 次に掲げる電力により作動する原動機を有する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。) 又は電気パワートレイン若しくは e アクスルを有する被牽引自動車に備える電気装置については、UN R100-03-S5 の 5. 及び 6. 又は UN R100-04-S2 の 5. 及び 6. (7-26-1-2-1 (2) の自動車にあっては、UN R100-03-S5 の 5. 及び 6. 又は UN R100-04-S2 の 5. 及び 6. 若しくは UN R136-01 の 5. 及び 6.) に定める基準に適合するものでなければならない。(適用関係告示第 14 条第 45 項関係)

なお、 $\underline{\text{UN R100-03-S5}}$ の 6. 4. 及び $\underline{\text{UN R100-04-S2}}$ の 6. 4. については、原動機用蓄電池を備えた自動車に限り適用する。

- ① 令和9年8月31日以前に製作された自動車(電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車を改造等により、電力により作動する原動機を有する自動車としたものであって、当該改造等が行われた後、令和9年9月1日以降に初めて新規検査又は予備検査を受けるものを除く。)
- ② <u>今和9年9月1日から令和12年8月31日までに製作された自動車であって次</u>に掲げるもの
 - <u>ア</u> 令和9年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車
 - イ 令和9年9月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び 多仕様自動車であって、令和9年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自 動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と、原動機の種類及び主要構造、燃料 の種類並びに動力用電源装置の種類が同一であるもの
- ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって出荷検査証(審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発行日が

ĺΗ

において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発行日が令和8年4月30日以前のもの

6-14 の 2-5-1~6-14 の 2-5-2 (略)

6-15~6-25 (略)

6-26 電気装置

7-26 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

(新設)

[UN R100-04-S1]

(1) 電力により作動する原動機を有する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)又は電気パワートレイン若しくは e アクスルを有する被牽引自動車に備える電気装置については、UN R100-04-S1の5.及び6.(7-26-1-2-1(2)の自動車にあっては、UN R100-04-S1の5.及び6.若しくは UN R136-01の5.及び6.)に定める基準に適合するものでなければならない。

なお、UN R100-04<u>-S1</u>の 6.4. については、原動機用蓄電池を備えた自動車に限り適用する。

(新設)

(新設)

令和12年8月31日以前のもの

[UN R100-03-S3]

(3) 次に掲げる電力により作動する原動機を有する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)に備える電気装置については、UN R100-03-S3 の 5. 及び 6. (7-26-1-2-1 (2) の自動車にあっては、UN R100-03-S3 の 5. 及び 6. 若しくは UN R136-01 の 5. 及び 6.) に定める基準に適合するものでなければならない。(適用関係告示第 14 条第 41 項関係)

なお、UN R100-03-S3 の 6.4. については、原動機用蓄電池を備えた自動車に限り適用する。

① (略)

② 令和8年9月1日から令和9年8月31日までに製作された自動車であって、 次に掲げるもの

ア (略)

イ 令和8年9月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び 多仕様自動車であって、令和8年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自 動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と、<u>原動機の種類及び主要構造、燃料</u> の種類並びに動力用電源装置の種類が同一であるもの

③ (略)

(4) ~ (8) (略)

6-27~6-36 (略)

6-37 突入防止装置

6-37-1~6-37-4 (略)

6-37-5 従前規定の適用①

平成24年7月10日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第17条第5項第6項関係)

6-37-5-1 (略)

6-37-5-2 性能要件

6-37-5-2-1 (略)

6-37-5-2-2 書面等による審査

(1) (略)

(2) 次に掲げる突入防止装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。

① \sim ② (略)

③ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた突入防止装置<u>又はこれに準ずる性能を有する突入防止装置</u>

④~⑤ (略)

(3) 指定自動車等に備えられている突入防止装置又は法第75条の3第1項の規定に基づ |

[UN R100-03-S3]

(2) 次に掲げる電力により作動する原動機を有する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)に備える電気装置については、UN R100-03-S3 の 5. 及び 6. (7-26-1-2-1 (2) の自動車にあっては、UN R100-03-S3 の 5. 及び 6. 若しくは UN R136-01 の 5. 及び 6.) に定める基準に適合するものでなければならない。

なお、UN R100-03-S3 の 6.4. については、原動機用蓄電池を備えた自動車に限り適用する。

① (略)

- ② 令和8年9月1日から令和9年8月31日までに製作された自動車<u>(電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車を改造等により、電力により作動する原動機を有する自動車としたものを除く。)</u>であって、次に掲げるものア(略)
 - イ 令和8年9月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び 多仕様自動車であって、令和8年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自 動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と、動力用電源装置の基本構造及び車 体への取付方法並びに後面衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に係る性 能が同一であるもの

③ (略)

<u>(3)</u>~<u>(7)</u>(略)

6-27~6-36 (略)

6-37 突入防止装置

6-37-1~6-37-4 (略)

6-37-5 従前規定の適用①

平成24年7月10日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第17条第5項第6項関係)

6-37-5-1 (略)

6-37-5-2 性能要件

6-37-5-2-1 (略)

6-37-5-2-2 書面等による審査

(1) (略)

(2) 次に掲げる突入防止装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。

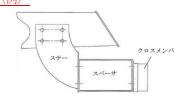
① \sim ② (略)

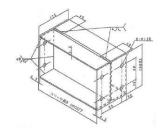
③ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた突入防止装置

④~⑤ (略)

く装置の指定を受けた突入防止装置のクロスメンバと取付ステーとの間に構造物(スペーサ)が取付けられた突入防止装置であって、次に掲げる全ての要件を満たすものは、(2)③の「これに準ずる性能を有する突入防止装置」とする。

- ① 自動車を横から見た際、突入防止装置のクロスメンバとステーの間にスペーサ を取付けることにより、指定自動車等の突入防止装置の取付位置を水平かつ後方 に移動させるもの。
- ② 車両中心線に平行なスペーサの長さが 250mm 以下のもの。
- ③ スペーサはスチール製であり、かつ、使用する部材の断面は 3.2mm 以上、両端のプレート部(ステー、突入防止装置のクロスメンバに取付ける部分)は 4.5mm 以上のものであること。
- ④ スペーサの構成部品は強固に溶接されていること。
- ⑤ 車両中心面に垂直な位置から見たスペーサ本体の断面は縦 150mm 以上、横 125mm 以上の寸法を有すること。
- <u>⑥</u> スペーサの断面形状は「コの字型スチール材」を背中合わせに接合し、更に両端に取付けのためのプレート部を接合したものであること。
- ⑦ 両端のプレート部は、縦 150mm 以上、横 125mm 以上の寸法を有すること。





6-37-5-3 (略)

6-37-6~6-37-7 (略)

6-38~6-40 (略)

6-41 運転者席

6-41-1~6-41-3 (略)

6-41-4 適用関係の整理

6-37-5-3 (略)

6-37-6~6-37-7 (略)

6-38~6-40 (略)

6-41 運転者席

6-41-1~6-41-3 (略)

6-41-4 適用関係の整理

(1) ~ (2) (略)

- (3) 次に掲げる自動車については、6-41-7 (従前規定の適用③) の規定を適用する。(適用関係告示第18条の2第3項関係)
 - ① (略)
 - ② 令和6年7月1日から令和8年8月31日までに製作された自動車であって、 次に掲げるもの

ア~イ (略)

- ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発行日が令和8年8月31日以前のもの
- (4) 次に掲げる自動車については、6-41-8(従前規定の適用④)の規定を適用する。(適用関係告示第18条の2第4項関係)

① (略)

② 令和8年1月1日から<u>令和11年8月31日</u>までに製作された自動車であって、 次に掲げるもの

ア~イ (略)

- ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発行日が令和11年8月31日以前のもの
- ④ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発行日が令和12年8月31日以前のもの(次に掲げるものに限る。)
 - ア 車両総重量が 5t を超え、幅が 2.1m以下であり、かつ、立席を有する専ら 乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車
 - イ 車両総重量が 12t を超え、かつ、後車軸に操舵機構を有する緊急自動車

(5) (略)

6-41-5~6-41-6 (略)

6-41-7 従前規定の適用③

次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第18条の2第3項関係)

① (略)

② 令和6年7月1日から<mark>令和8年8月31日</mark>までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

ア~イ (略)

③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発行日が<u>令</u>和8年8月31日以前のもの

6-41-7-1 (略)

6-41-8 従前規定の適用④

次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告

 $(1) \sim (2)$ (略)

(3) 次に掲げる自動車については、6-41-7 (従前規定の適用③) の規定を適用する。(適用関係告示第18条の2第3項関係)

 \Box

① (略)

② 令和 6 年 7 月 1 日から 令和 8 年 6 月 30 日 までに製作された自動車であって、 次に掲げるもの

ア~イ(略)

- ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発行日が令和8年6月30日以前のもの
- (4) 次に掲げる自動車については、6-41-8(従前規定の適用④)の規定を適用する。(適用関係告示第18条の2第4項関係)

① (略)

② 令和8年1月1日から令和10年12月31日までに製作された自動車であって、 次に掲げるもの

ア~イ (略)

③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発行日が令和10年12月31日以前のもの

(新設)

(5) (略)

6-41-5~6-41-6 (略)

6-41-7 従前規定の適用③

次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第18条の2第3項関係)

① (略)

② 令和6年7月1日から<u>令和8年6月30日</u>までに製作された自動車であって、次 に掲げるもの

ア~イ (略)

③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発行日が<u>令</u>和8年6月30日以前のもの

6-41-7-1 (略)

6-41-8 従前規定の適用④

次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告

示第18条の2第4項関係)

① (略)

② 令和8年1月1日から<u>令和11年8月31日</u>までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

ア~イ (略)

- ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発行日が<u>令</u>和11年8月31日以前のもの
- ④ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発行日が令和12年8月31日以前のもの(次に掲げるものに限る。)
 - ア 車両総重量が 5t を超え、幅が 2.1m以下であり、かつ、立席を有する専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車
 - イ 車両総重量が 12t を超え、かつ、後車軸に操舵機構を有する緊急自動車

6-41-8-1 (略)

6-41-9 (略)

6-42~6-43 (略)

6-44 座席ベルト等

7-44 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

(1) ~ (3) (略)

(4) 次に掲げる自動車にあっては、(1) の表中「UN R173-00 の 5.1.2.1.、5.1.6. 又は 5.1.7.」を「UN R16-08-S4 の 8.1.2.1.、8.1.6.又は 8.1.7.」と、(2) ②の規定中、「UN R16-10 の 6.、7.及び UN R173 の 5. (補助座席のうち通路に設けられるものにあっては UN R16-10 の 6.及び 7.に限る。)」を「UN R16-08-S4 の 6.及び 7.」と読み替えることができる。(適用関係告示第 20 条第 26 項関係)

①~③ (略)

 $(5) \sim (7)$ (略)

6-45~6-55 (略)

6-56 騒音防止装置

7-56の規定によるほか、次に掲げる規定を適用する。

この場合において、技術基準等の審査については、書面その他適切な方法により審査するものとする。

(1) ~ (6) (略)

「二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車以外の自動車]

(7) 自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。) は、UN R51-03-S10 の 6. (6.2.1.2.を除き、6.2.2.にあってはフェーズ 3 に係る要件 に限る。) に定める基準に適合する構造でなければならない。(細目告示第 40 条第 1 示第18条の2第4項関係)

① (略)

② 令和8年1月1日から令和10年12月31日までに製作された自動車であって、 次に掲げるもの ア〜イ(略)

③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。)の発行日が $\frac{1}{2}$ 和 10 年 12 月 31 日以前のもの

(新設)

6-41-8-1 (略)

6-41-9 (略)

6-42~6-43 (略)

6-44 座席ベルト等

7-44 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

(1) ~ (3) (略)

(4) 次に掲げる自動車にあっては、(2) の表中「UN R173-00 の 5.1.2.1.、5.1.6. 又は 5.1.7.」を「UN R16-08-S4 の 8.1.2.1.、8.1.6. 又は 8.1.7.」と、(2) ②の規定中、「UN R16-10 の 6.、7. 及び UN R173 の 5. (補助座席のうち通路に設けられるものにあっては UN R16-10 の 6. 及び 7. に限る。)」を「UN R16-08-S4 の 6. 及び 7.」と読み替えることができる。(適用関係告示第 20 条第 26 項関係)

①~③ (略)

(5) ~ (7) (略)

6-45~6-55 (略)

6-56 騒音防止装置

7-56の規定によるほか、次に掲げる規定を適用する。

この場合において、技術基準等の審査については、書面その他適切な方法により審査するものとする。

 $(1) \sim (6)$ (略)

「二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車以外の自動車」

(7) 自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。) は、UN R51-03-S10 の 6. (6.2.1.2.を除き、6.2.2.にあってはフェーズ 3 に係る要件に限る。) に定める基準に適合する構造でなければならない。(細目告示第 40 条第 1

!関係) ただし、次に掲げる自動車は、UN R51-03-S7 に規定する試験路において測定した値

なお、自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が 3.5t を超える自動車を除く。)の検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の-10%から+20%まで(多仕様自動車であって、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあっては最小車両重量から+20%まで)の範囲にあればよい。

① 令和10年8月31日以前に製作された自動車

を用いることができる。(適用関係告示第27条第38項関係)

項関係)

- ② 令和10年9月1日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - ア <mark>令和 10 年 8 月 31 日</mark>以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車
 - イ 令和 10 年 9 月 1 日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和 10 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と種別、用途、車体の外形、懸架装置の種類及び主要構造並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの(騒音防止装置に係る性能について変更がないものに限る。)
- ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発行日が令和10年8月31日以前のもの
- (8) 次に掲げる自動車は、(7) の規定中、「フェーズ 3」を「フェーズ 2」と読み替えることができる。

ただし、技術的最大許容質量が 2.5t 以下の貨物の運送の用に供する自動車及び当該自動車の形状に類する乗車定員 9 人以下の専ら乗用の用に供する自動車のうち、総排気量が 660cm³を超え 1495cm³未満であり、原動機の重心が前軸中心から後方に水平距離で 0.3m から 1.5m までの間に位置し、地面からの R ポイントの高さが 0.8m 以上あるものであって、後輪駆動であるものにあっては、UN R51-03-S10 の 6.2.1.1.に定める方法により測定した加速走行騒音の値が 73dB を超えない構造であればよい。(適用関係告示第 27 条第 36 項関係)

- ① 令和6年10月7日 (専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員10人以上かつ技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が3.5tを超えるものにあっては<u>令和8年8月31</u>日)以前に製作された自動車
- ② 令和6年10月8日(専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員10人以上かつ技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が3.5tを超えるものにあっては<u>令和8年9月1</u>日)から令和9年8月31日(専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員

項関係)

ただし、次に掲げる自動車は、UN R51-03-S7 に規定する試験路において測定した値を用いることができる。(適用関係告示第 27 条第 38 項関係)

なお、自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が 3.5t を超える自動車を除く。)の検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の-10%から+20%まで(多仕様自動車であって、諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあっては最小車両重量から+20%まで)の範囲にあればよい。

- ① 令和10年9月24日以前に製作された自動車
- ② 今和 10 年 9 月 25 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - ア <u>令和 10 年 9 月 24 日</u>以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車
 - イ <u>令和10年9月25日</u>以降<u>の</u>型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、<u>令和10年9月24日</u>以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と種別、用途、車体の外形、<u>動力用電源装置の種類、</u>懸架装置の種類及び主要構造、<u>軸距</u>並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの(騒音防止装置に係る性能について変更がないものに限る。)
- ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発行日が令和10年9月24日以前のもの
- (8) 次に掲げる自動車は、(7) の規定中、「フェーズ 3」を「フェーズ 2」と読み替えることができる。

ただし、技術的最大許容質量が 2.5t 以下の貨物の運送の用に供する自動車及び当該自動車の形状に類する乗車定員 9 人以下の専ら乗用の用に供する自動車のうち、総排気量が 660 cm³ を超え 1495 cm³ 未満であり、原動機の重心が前軸中心から後方に水平距離で 0.3m から 1.5m までの間に位置し、地面からの R ポイントの高さが 0.8m 以上あるものであって、後輪駆動であるものにあっては、6.2.1.1.に定める方法により測定した加速走行騒音の値が 73 dB を超えない構造であればよい。(適用関係告示第 27条第 36 項関係)

- ① 令和6年10月7日 (専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員10人以上かつ技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が3.5tを超えるものにあっては<u>令和8年10月7</u>日)以前に製作された自動車
- ② 令和6年10月8日(専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員10人以上かつ技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が3.5tを超えるものにあっては令和8年10月8日)から令和8年10月7日(専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員

10人以上かつ技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が3.5tを超えるものにあっては<u>令和10</u>年8月31日)までに製作された自動車であって次に掲げるもの

- ア 令和6年10月7日 (専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員10人以上かつ技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が3.5tを超えるものにあっては令和8年8月31日)以前の型式指定自動車及び多仕様自動車
- イ 令和6年10月8日(専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員10人以上かつ技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が3.5tを超えるものにあっては 令和8年9月1日)以降に新たに指定を受けた型式指定自動車及び多仕様自動車であって、令和6年10月7日(専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員10人以上かつ技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が3.5tを超えるものにあっては今和8年8月31日)以前の型式指定自動車及び多仕様自動車から、種別、用途、車体の外形、懸架装置の種類及び主要構造並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの
- ③ 令和9年8月31日 (専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員10人以上かつ技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が3.5tを超えるものにあっては令和10年8月31日)以前に製作された輸入自動車
- ④ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発行日が令和9年8月31日(専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員10人以上かつ技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が3.5tを超えるものにあっては令和10年8月31日)以前のもの
- (9) (略)
- (10) 次に掲げる自動車は、(7) の規定中、「UN R51-03-S10」を「UN R51-03-S6」と読み替えることができる。(適用関係告示第 27 条第 37 項関係)
 - ① (略)
 - ② 令和5年1月4日以降に製作された自動車であって次に掲げるものア (略)
 - イ 令和5年1月4日から<mark>令和9年8月31日</mark>(専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員10人以上かつ技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が3.5tを超えるものにあっては<mark>令和10年8月31日</mark>)まで<u>に新たに指定を受けた</u>型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和5年1月3日以前の型式指定自動車、輸入自

10 人以上かつ技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 3.5t を超えるものにあっては令和 9年10月7日)までに製作された自動車であって次に掲げるもの

- ア 令和6年10月7日 (専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員10 人以上かつ技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が3.5tを超えるものにあっては 令和8年10月7日)以前の型式指定自動車及び多仕様自動車
- イ 令和6年10月8日(専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員10人以上かつ技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が3.5tを超えるものにあっては令和8年10月8日)以降の型式指定自動車及び多仕様自動車であって、令和6年10月7日(専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員10人以上かつ技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が3.5tを超えるものにあっては全和8年10月7日)以前の型式指定自動車及び多仕様自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの
- ③ <u>令和8年10月7日</u>(専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員10人以上かつ技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が3.5tを超えるものにあっては<u>令和9年10月</u>7日)以前に製作された輸入自動車
- ④ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発行日が令和8年10月7日(専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員10人以上かつ技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が3.5tを超えるものにあっては令和9年10月7日)以前のもの
- (9) (略)
- (10) 次に掲げる自動車は、(7) の規定中、「UN R51-03-S10」を「UN R51-03-S6」と読み替えることができる。(適用関係告示第 27 条第 37 項関係)
 - (1) (略)
 - ② 令和5年1月4日以降に製作された自動車であって次に掲げるもの ア(略)
 - イ 令和5年1月4日から令和8年10月7日 (専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員10人以上かつ技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が3.5tを超えるものにあっては令和9年10月7日)までの型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和5年1月3日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動

動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車から、種別、用途、車体の外形、懸架装置の種類及び主要構造並びに適合する 排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外 に、型式を区分する事項に変更がないもの

- ウ 令和9年9月1日 (専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員 10人以上かつ技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 3.5t を超えるものにあっては 令和10年9月1日) 以降に新たに指定を受けた型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和9年8月31日 (専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員10人以上かつ技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 3.5t を超えるものにあっては今和10年8月31日) 以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車から、種別、用途、車体の外形、懸架装置の種類及び主要構造並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの(騒音防止装置に係る性能について変更がないものに限る。)
- ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発行日が合和9年8月31日 (専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員10人以上かつ技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が3.5tを超えるものにあっては合和10年8月31日)以前のもの

(11) ~ (13) (略)

6-57 (略)

6-58 排気管からの排出ガス発散防止性能

7-58 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、自動車の排気管から大気中に排出される排出物(大気開放するブローバイ・ガスを含む。)に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙の発散防止性能について、次の基準に適合するものでなければならない。

[ガソリン・液化石油ガス: 3.5t 超 (SPN 適用)]

(1) ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車及び小型自動車のうち、車両総重量が3.5tを超えるものについては、細目告示別添41「重量車排出ガスの測定方法」に規定するJE05 モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物が、①及び②のそれぞれに掲げる基準に適合するものであること。

ただし、③に該当する自動車にあっては、(2) に適合するものであればよい。(1) \sim (2) (略)

③ 次に掲げる自動車にあっては、(1) の規定に関わらず(2) の規定に適合すれ

車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの

- ウ 令和8年10月8日 (専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員10人以上かつ技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が3.5tを超えるものにあっては令和9年10月8日)以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、今和8年10月7日 (専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員10人以上かつ技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が3.5tを超えるものにあっては今和9年10月7日)以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの(騒音防止装置に係る性能について変更がないものに限る。)
- ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発行日が合和8年10月7日(専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員10人以上かつ技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が3.5tを超えるものにあっては合和9年10月7日)以前のもの

(11) ~ (13) (略)

6-57 (略)

6-58 排気管からの排出ガス発散防止性能

7-58 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、自動車の排気管から大気中に排出される排出物(大気開放するブローバイ・ガスを含む。)に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙の発散防止性能について、次の基準に適合するものでなければならない。

「ガソリン・液化石油ガス: 3.5t 超(SPN 適用)]

(1) ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車及び小型自動車のうち、車両総重量が3.5tを超えるものについては、細目告示別添41「重量車排出ガスの測定方法」に規定するJE05 モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物が、①及び②のそれぞれに掲げる基準に適合するものであること。

ただし、③に該当する自動車にあっては、(2) に適合するものであればよい。(1) (2) (略)

③ 次に掲げる自動車にあっては、(1)の規定に関わらず(2)の規定に適合すれ

ばよい。(適用関係告示第28条第1項第24号)

- ア 令和9年8月31日以前に製作された自動車(令和6年10月1日以降に新 たに指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動 重を除く。)
- イ 令和6年10月1日から令和9年8月31日までに製作された自動車であっ て、次に掲げるもの

(ア) ~ (ウ) (略)

ウ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審 香当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。) の発行日が令和9年8月31日以前のもの

(2) (略)

「軽油: 3.5t 超 (SPN 適用)]

(3) 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車のうち、車両総重量が 3.5t を超えるも の(専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下のものを除く。)については、①及び② のそれぞれに掲げる基準に適合するものであること。

ただし、ハイブリッド自動車又はプラグインハイブリッド自動車であって③ア又は イに該当するものにあっては、(4) に適合するものであればよい。

 $(1)\sim(2)$ (略)

- ③ 次に掲げる自動車にあっては、(3)の規定に関わらず(4)の規定に適合すれ ばよい。(適用関係告示第28条第1項第23号、第180項及び第200項)
 - ア 令和6年9月30日 (車両総重量が3.5t を超え7.5t 以下のものにあって は、令和9年8月31日)以前に製作された自動車(輸入された自動車以外 の自動車であって、令和4年10月1日(車両総重量が3.5tを超え7.5t以 下のものにあっては令和6年10月1日)以降の型式指定自動車及び一酸化 炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)
 - イ 新たに運行の用に供する多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日に おいて発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発行日 が令和6年9月30日(車両総重量が3.5tを超え7.5t以下のものにあって は、令和9年8月31日)以前のもの
 - ウ 令和9年8月31日以前に製作された自動車(令和5年10月1日以降に新 たに指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動 車を除く。)
 - エ 令和5年10月1日から令和9年8月31日までに製作された自動車であっ て、次に掲げるもの

(ア) ~ (ウ) (略)

- オ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審 香当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。) の発行日が令和9年8月31日以前のもの
- カ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審 査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。)

ばよい。

- ア 令和8年9月30日以前に製作された自動車(令和6年10月1日以降に新 たに指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動 車を除く。)
- イ 令和6年10月1日から令和8年9月30日までに製作された自動車であっ て、次に掲げるもの

(ア) ~ (ウ) (略)

ウ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審 香当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。) の発行日が令和8年9月30以前のもの

(2) (略)

「軽油: 3.5t 超 (SPN 適用)]

(3) 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車のうち、車両総重量が 3.5t を超えるも の(専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下のものを除く。)については、①及び② のそれぞれに掲げる基準に適合するものであること。

ただし、ハイブリッド自動車又はプラグインハイブリッド自動車であって③ア又は イに該当するものにあっては、(4) に適合するものであればよい。

 $(1)\sim(2)$ (略)

- ③ 次に掲げる自動車にあっては、(3) の規定に関わらず(4) の規定に適合すれ ばよい。
 - ア 令和6年9月30日(車両総重量が3.5tを超え7.5t以下のものにあって は、令和8年9月30日)以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の 自動車であって、令和4年10月1日(車両総重量が3.5t を超え7.5t 以下 のものにあっては令和6年10月1日)以降の型式指定自動車及び一酸化炭 素等発散防止装置指定自動車を除く。)
 - イ 新たに運行の用に供する多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日に おいて発行目から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発行目 が令和6年9月30日(車両総重量が3.5tを超え7.5t以下のものにあって は、令和8年9月30日)以前もの
 - ウ 令和8年9月30日以前に製作された自動車(令和5年10月1日以降の型 式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)
 - エ 令和5年10月1日から令和8年9月30日までに製作された自動車であっ て、次に掲げるもの

(ア) ~ (ウ) (略)

オ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審 香当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。) の発行日が令和8年9月30以前のもの

 Π

の発行日が令和12年8月31日以前のもの(次に掲げるものに限る。)

- (7) 車両総重量が 5t を超え、幅が 2.1m 以下であり、かつ、立席を有する専ら乗用の用に供する乗車定員 10人以上の自動車
- (イ) 車両総重量が 12t を超え、かつ、後車軸に操舵機構を有する緊急自動車
- (4) (略)
- (5) 一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量を著しく増加 させないものとして、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める基準。

この場合において、排出ガスにかかわる原動機制御の改変を行っていないもの又は ①から③までに適合する排出ガスにかかわる装置一式を載せ換えたものは、この基準 に適合するものとみなす。

ただし、大型特殊自動車にあっては、この基準は適用しない。

①~② (略)

③ 自動車 (①及び②に掲げるものを除く。) については②に掲げる基準及び別添 119「路上走行時のディーゼル軽・中量車排出ガスに関する技術基準」に定める 基準。

ただし、次に掲げる自動車(軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であって、車両総重量が3.5t以下のもの又は専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下のものに限る。)については、②及び令和6年1月5日付け国土交通省告示第2号による改正前の細目告示別添119「路上走行時のディーゼル軽・中量車排出ガスに関する技術基準」の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第28条第206項)

ア 令和10年8月31日以前に製作された自動車

- イ <u>令和 10 年 9 月 1 日</u>から<u>令和 13 年 8 月 31 日</u>までに製作された自動車であって、次に掲げる自動車
 - (7) 令和 10 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車及び多仕様自動車
 - (イ) 令和10年9月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和10年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの
 - (ウ) 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査 証(審査当日において発行日から起算して11か月を経過していない ものに限る。)の発行日が令和13年8月31日以前のもの
 - (エ) 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、自動車予備検査証の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が<u>令和13年</u>8月31日以前のもの

(4) (略)

(5) 一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量を著しく増加させないものとして、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める基準。

この場合において、排出ガスにかかわる原動機制御の改変を行っていないもの又は ①から③までに適合する排出ガスにかかわる装置一式を載せ換えたものは、この基準 に適合するものとみなす。

ただし、大型特殊自動車にあっては、この基準は適用しない。

① \sim ② (略)

③ 自動車(①及び②に掲げるものを除く。)については②に掲げる基準及び別添 119「路上走行時のディーゼル軽・中量車排出ガスに関する技術基準」に定める 基準

ただし、次に掲げる自動車(軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であって、車両総重量が 3.5t 以下のもの又は専ら乗用の用に供する乗車定員 9 人以下のものに限る。)については、②及び令和 6 年 1 月 5 日付け国土交通省告示第 2 号による改正前の細目告示別添 119「路上走行時のディーゼル軽・中量車排出ガスに関する技術基準」の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 28 条第 206 項)

ア 令和10年9月30日以前に製作された自動車

- イ $\frac{2\pi}{10}$ 年 $\frac{10}{10}$ 月 $\frac{10}{10}$ 日 $\frac{10}{10}$
 - (ア) 令和 10 年 9 月 30 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車及び多仕様自動車
 - (イ) 令和 10 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和 10 年 9 月 30 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの
 - (ウ) 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査 証(審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していない ものに限る。) の発行日が令和 12 年 9 月 30 日以前のもの
 - (エ) 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、自動車予備検査証の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が<u>令和12年</u>9月30日以前のもの

(6) (略)

(6) (略)

6-59 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持

7-59 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

(1) 自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。) にあっては、細目告示別添 48 「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障 診断装置の技術基準」に、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては、細目告示別 添 115「二輪車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載 式故障診断装置の技術基準」に定める基準。

ただし、ガソリンを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車であって、令和9年8月31日以前に製作された自動車(令和6年12月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、細目告示別添115「二輪車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」のうち、Ⅲ.2.3.4.1.の規定は適用せず、Ⅲ.2.5.に規定される0BD 関値を次のとおり読み替えて適用する。(適用関係告示第28条第1項第20号及び第188項関係)

① \sim ② (略)

(2) (略)

6-60~6-64 (略)

6-65 走行用前照灯

7-65 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

(1)(2)及び(3)に掲げる自動車以外の自動車にあっては、細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準。

[集約化前の個別規則 (UN R4、UN R6、UN R19、UN R23、UN R70、UN R87、UN R98、UN R112、UN R119 及びUN R123) への読み替え]

なお、当分の間、同別添 3.9.3、4.1.2、4.2.2、4.3.2、4.3.7、4.3.9、4.4.2.
4.5.2、4.6.8.1、4.9.2、4.9.7.1、4.10.2、4.11.2、4.11.8、4.12.2、4.12.8、4.13.2、4.14.2、4.15.2、4.15.7、4.16.2、4.17.2、4.18.2、4.19.2、4.20.2、4.21.2、4.27.2、及び 4.28、2。の規定にかかわらず、令和元年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 714 号による改正前の基準 3.9.3、4.1.2、4.2.2、4.3.2、4.3.7、4.3.9、4.4.2、4.5.2、4.6.8.1、4.9.2、4.9.7.1、4.10.2、4.11.2、4.11.8、4.12.2、4.31.8、4.12.2、4.5.2、4.6.8.1、4.9.2、4.9.7.1、4.10.2、4.11.2、4.11.8、4.12.2、4.11.8、4.12.2、4.20、2、4.31.2、4.31.2、4.13.2、4.14.2、4.15.2、4.15.7、4.16.2、4.17.2、4.18.2、4.19.2、4.19.2、4.20.2、4.21.2、4.27.2、及び 4.28.2、の規定に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 23 項、第 30 条第 16 項、第 31 条第 11 項、第 31 条の 2 第 1 項、第 32 条第 14 項、第 33 条第 10 項、第 33 条の 2 第 1 項、第 35 条第 14 項、第 36 条第 9 項、第 37 条第 15 項、第 38 条第 12 項、第 39 条第 12 項、第 40 条第 9 項、第 41 条の 2 第 7 項、第 42 条第 17 項、第 43 条第 12 項、第 44 条第 15 項及び第 45 条第 23 項関係)

6-59 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持

7-59 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

(1) 自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。) にあっては、細目告示別添 48 「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障 診断装置の技術基準」に、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては、細目告示別 添 115「二輪車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載 式故障診断装置の技術基準」に定める基準。

ただし、ガソリンを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車であって、令和8年10月31日以前に製作された自動車(令和6年12月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、細目告示別添115「二輪車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」のうち、III.2.3.4.1.の規定は適用せず、III.2.5.に規定される0BD 閾値を次のとおり読み替えて適用する。(適用関係告示第28条第1項第20号及び第188項関係)

①~②(略)

(2) (略)

6-60~6-64 (略)

6-65 走行用前照灯

7-65 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

(1)(2)及び(3)に掲げる自動車以外の自動車にあっては、細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準。

[集約化前の個別規則 (UN R4、UN R6、UN R19、UN R23、UN R70、UN R87、UN R98、UN R112、UN R119 及び UN R123) への読み替え]

なお、当分の間、同別添 3.9.3、4.1.2、4.2.2、4.3.2、4.3.7、4.3.9、4.4.2、4.5.2、4.6.8.1、4.9.2、4.9.7.1、4.10.2、4.11.2、4.11.8、4.12.2、4.12.8、4.13.2、4.14.2、4.15.2、4.15.7、4.16.2、4.17.2、4.18.2、4.19.2、4.20.2、4.21.2、4.27.2及び 4.28、2の規定にかかわらず、令和元年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 714 号による改正前の基準 3.9.3、4.1.2、4.2.2、4.3.2、4.3.7、4.3.9、4.4.2、4.5.2、4.6.8.1、4.9.2、4.9.7.1、4.10.2、4.11.2、4.11.8、4.12.2、4.11.8、4.12.2、4.13.2、4.13.2、4.13.2、4.14.2、4.15.2、4.9.7、1、4.16.2、4.11.2、4.11.8、4.12.2、4.11.8、4.12.2、4.12.8、4.13.2、4.14.2、4.15.2、4.15.7、4.16.2、4.17.2、4.18.2、4.19.2、4.20.2、4.20.2、4.21.2、4.27.2、及び 4.28、2、の規定に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 23 項、第 30 条第 16 項、第 31 条第 11 項、第 31 条の 2 第 1 項、第 32 条第 14 項、第 33 条第 10 項、第 33 条の 2 第 1 項、第 35 条第 14 項、第 36 条第 9 項、第 37 条第 15 項、第 38 条第 12 項、第 39 条第 12 項、第 40 条第 9 項、第 41 条の 2 第 7 項、第 42 条第 17 項、第 43 条第 12 項、第 44 条第 15 項及び第 45 条第 23 項関係)

ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。

①~⑤ (略)

(6) 次に掲げる自動車については細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」4.2.7.5.、4.2.7.6.及び4.28.3.の規定にかかわらず、令和4年6月22日付け国土交通省告示第713号による改正前の基準4.2.7.5.、4.2.7.6.及び4.28.3.の規定。(適用関係告示第29条第25項及び第33条の2第2項関係)

ア~ウ (略)

- 工 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。) の発行日が令和12年8月31日以前のもの(次に掲げるものに限る。)
 - (7) 車両総重量が 5t を超え、幅が 2.1m 以下であり、かつ、立席を有する専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車
 - _(イ) 車両総重量が 12t を超え、かつ、後車軸に操舵機構を有する緊急自 動車

① (略)

 $(2) \sim (4)$ (略)

6-66~6-102 (略)

6-103 車両接近通報装置

6-103-1 (略)

6-103-2 性能要件(書面等による審査)

(1) 車両接近通報装置は、UN R138-02-S1 の 6. に定める基準に適合するものでなければならない。(細目告示第67条の3関係)

「試験路の読み替え適用]

- (2) 次に掲げる自動車は、UN R138-01-S2 に規定する試験路において測定した値を用いる ことができる。(適用関係告示第 51 条の 3 第 4 項関係)
 - ① 令和10年8月31日以前に製作された自動車
 - ② <u>今和10年9月1日</u>以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの ア <u>令和10年8月31日</u>以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及 び多仕様自動車
 - イ 令和 10 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和 10 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と歩行者等への当該自動車の接近の通報に係る性能が同一であるもの
 - ③ 多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して11 か月を経過していないものに限る。)の発行日が令和10年8月31日以前のもの

6-103-3 (略)

6-103-4 適用関係の整理

(1) 次に掲げる自動車には車両接近通報装置の基準は適用しない。(適用関係告示第 51

ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 $() \sim ($ (略)

(6) 次に掲げる自動車については細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」4.2.7.5.、4.2.7.6.及び 4.28.3.の規定にかかわらず、令和 4 年 6 月 22 日付け国土交通省告示第 713 号による改正前の基準 4.2.7.5.、4.2.7.6.及び 4.28.3.の規定。(適用関係告示第 29 条第 25 項及び第 33 条の 2 第 2 項関係)

ア~ウ(略)

(新設)

① (略)

 $(2) \sim (4)$ (略)

6-66~6-102 (略)

6-103 車両接近通報装置

6-103-1 (略)

6-103-2 性能要件(書面等による審査)

(1) 車両接近通報装置は、UN R138-02 の 6. に定める基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 67 条の 3 関係)

「試験路の読み替え適用]

- (2) 次に掲げる自動車は、UN R138-01-S2 に規定する試験路において測定した値を用いる ことができる。(適用関係告示第 51 条の 3 第 4 項関係)
 - ① 令和10年9月24日以前に製作された自動車
 - ② <u>令和10年9月25日</u>以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの ア <u>令和10年9月24日</u>以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及 び多仕様自動車
 - イ 令和 10 年 9 月 25 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和 10 年 9 月 24 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と歩行者等への当該自動車の接近の通報に係る性能が同一であるもの
 - ③ 多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して11 か月を経過していないものに限る。)の発行日が令和10年9月24日以前のもの

6-103-3 (略)

6-103-4 適用関係の整理

(1) 次に掲げる自動車には車両接近通報装置の基準は適用しない。(適用関係告示第 51

条の3第1項関係) ① (略)

② 平成30年3月8日から令和2年10月7日までに製作された自動車であって、 次に掲げるもの

ア (略)

イ 平成30年3月8日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車 特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、平成30年3月7日以前の型式 指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 と歩行者等への当該自動車の接近の通報に係る性能が同一であるもの

③ (略)

(2) 次に掲げる自動車については、6-103-5(従前規定の適用①)の規定を適用する。(適 用関係告示第51条の3第5項関係)

① (略)

② 令和8年9月1日から令和10年8月31日までに製作された自動車であって、 次に掲げるもの

ア (略)

イ 令和8年9月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び 多仕様自動車であって、令和8年8月31日以前の型式指定自動車、新型届 出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と歩行者等への当該 自動車の接近の通報に係る性能が同一であるもの

③ (略)

6-103-5 従前規定の適用①

次に掲げる自動車は、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第51条 の3第5項関係)

① (略)

② 令和8年9月1日から令和10年8月31日までに製作された自動車であって、次 に掲げるもの

ア (略)

イ 令和8年9月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多 仕様自動車であって、令和8年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自 動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多什様自動車と歩行者等への当該自動車 の接近の通報に係る性能が同一であるもの

③ (略)

6-103-5-1 (略)

6-103-5-2 性能要件(視認等による審査)

(1) (略)

「試験路の読み替え適用]

- (2) 次に掲げる自動車は、UN R138-01-S2 に規定する試験路において測定した値を用いる ことができる。(適用関係告示第51条の3第4項関係)
 - ① 令和10年8月31日以前に製作された自動車

条の3第1項関係)

① (略)

② 平成30年3月8日から令和2年10月7日までに製作された自動車であって、 次に掲げるもの

 \Box

ア (略)

イ 平成30年3月8日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車 特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、平成30年3月7日以前の型式 指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 と歩行者等への当該自動車の接近に係る性能が同一であるもの

③ (略)

(2)次に掲げる自動車については、6-103-5(従前規定の適用①)の規定を適用する。(適 用関係告示第51条の3第5項関係)

① (略)

② 令和8年9月1日から令和10年8月31日までに製作された自動車であって、 次に掲げるもの

ア (略)

イ 令和8年9月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び 多仕様自動車であって、令和8年8月31日以前の型式指定自動車、新型届 出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と歩行者等への当該 自動車の接近に係る性能が同一であるもの

③ (略)

6-103-5 従前規定の適用①

次に掲げる自動車は、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第51条 の3第5項関係)

① (略)

② 令和8年9月1日から令和10年8月31日までに製作された自動車であって、次 に掲げるもの

ア (略)

イ 令和8年9月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多 仕様自動車であって、令和8年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自 動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と歩行者等への当該自動車 の接近に係る性能が同一であるもの

③ (略)

6-103-5-1 (略)

6-103-5-2 性能要件(視認等による審査)

(1) (略)

「試験路の読み替え適用】

- (2) 次に掲げる自動車は、UN R138-01-S2 に規定する試験路において測定した値を用いる ことができる。(適用関係告示第51条の3第4項関係)
 - ① 令和10年9月24日以前に製作された自動車

- ② 令和10年9月1日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの ア 令和10年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及 び多仕様自動車
 - イ 令和 10 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及 び多仕様自動車であって、令和10年8月31日以前の型式指定自動車、輸入 自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と歩行者等への当該自動車の接近 の通報に係る性能が同一であるもの
- ③ 多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して11 か月を経過していないものに限る。) の発行日が令和10年8月31日以前のもの

6-104~6-105 (略)

6-105の2 車両後退涌報装置

6-105 の 2-1~6-105 の 2-3 (略)

6-105の2-4 適用関係の整理

- (1) 次に掲げる自動車には、車両後退通報装置の基準は適用しない。(適用関係告示第51 条の6関係)
 - ① (略)
 - ② 令和7年1月19日から令和9年8月31日(輸入自動車にあっては令和8年1 月 19 日から令和 10 年 8 月 31 日) までに製作された自動車であって、次に掲げ るもの

ア~イ(略)

③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって出荷検査証(審査当日 において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発行日が 令和9年8月31日(輸入自動車は令和10年8月31日)以前のもの

6-106~6-107 (略)

6-108 後退時車両直後確認装置

6-108-1 装備要件

自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自 動車を除く。)には、後退時に運転者が運転者席において当該自動車の直後の状況を確 認できるものとして、運転者の視野等に係る性能に関し、6-108-2 に掲げる基準に適合 する後退時車両直後確認装置を備えなければならない。

ただし、次に掲げる自動車にあってはこの限りでない。(保安基準第44条の2関係、 細目告示第68条の2第2項第3項関係、適用関係告示第52条の2関係)

① \sim ③ (略)

④ 運転者の直接視界により UN R158-00-S5 の 15. (15.2.1.1.を除く。) の基準に適 合する自動車 (UN R158-00-S5 の 15.2.1.7. を満たす場合に限る。)

6-108-2 性能要件

(1) 後退時車両直後確認装置は、書面等により審査したときに、次の①又は②に掲げる 基準のいずれかに適合するものでなければならない。(保安基準第44条の2関係、

- ② **令和 10 年 9 月 25 日**以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの ア 令和10年9月24日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及 び多仕様自動車
 - イ 令和 10 年 9 月 25 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及 び多仕様自動車であって、令和10年9月24日以前の型式指定自動車、輸入 自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と歩行者等への当該自動車の接近 の通報に係る性能が同一であるもの
- ③ 多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して11 か月を経過していないものに限る。) の発行日が令和10年9月24日以前のもの

6-104~6-105 (略)

6-105の2 車両後退涌報装置

6-105 の 2-1~6-105 の 2-3 (略)

6-105の2-4 適用関係の整理

- (1) 次に掲げる自動車には、車両後退通報装置の基準は適用しない。(適用関係告示第51 条の6関係)
 - ① (略)
 - ② 令和7年1月19日から令和9年1月18日(輸入自動車にあっては令和8年1 月19日から令和10年1月18日) に製作された自動車であって、次に掲げるも

ア~イ (略)

③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって出荷検査証(審査当日 において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発行日が 令和9年1月18日(輸入自動車は令和10年1月18日)以前のもの

6-106~6-107 (略)

6-108 後退時車両直後確認装置

6-108-1 装備要件

自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自 動車を除く。)には、後退時に運転者が運転者席において当該自動車の直後の状況を確 認できるものとして、運転者の視野等に係る性能に関し、6-108-2 に掲げる基準に適合 する後退時車両直後確認装置を備えなければならない。

ただし、次に掲げる自動車にあってはこの限りでない。(保安基準第44条の2関係、 細目告示第68条の2第2項第3項関係、適用関係告示第52条の2関係)

④ 運転者の直接視界により UN R158-00-S4 の 15. (15.2.1.1.を除く。) の基準に適 合する自動車 (UN R158-00-S4 の 15.2.1.7. を満たす場合に限る。)

6-108-2 性能要件

(1) 後退時車両直後確認装置は、書面等により審査したときに、次の①又は②に掲げる 基準のいずれかに適合するものでなければならない。 (保安基準第44条の2関係、

魠

細目告示第68条の2第1項関係)

- ① UN R158-00<u>-S5</u>の 6.、15. (15.2.1.1.を除く。)、16.及び17. に定める基準② (略)
- $(2) \sim (3)$ (略)

6-108-3~6-108-4 (略)

6-109 (略)

6-110 速度計等

6-110-1 装備要件

(1) (略)

(2) 自動車(最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。)には、運転者が運転者席において容易に走行距離計を確認でき、かつ、平坦な舗装路面での走行時において著しい誤差がない。ものとして、表示、取付位置、精度等に関し、6-110-2 (2)の基準に適合する走行距離計を運転者の見やすい箇所に備えなければならない。

ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車にあっては、原動機運転時間計を もって走行距離計に代えることができる。(保安基準第46条第2項関係)

6-110-2 性能要件(書面等による審査)

(1) (略)

- (2) 走行距離計は、表示、取付位置、精度等に関し、書面その他適切な方法により審査 したときに、<u>次に掲げる</u>基準に適合するものでなければならない。(保安基準第46条 第2項関係、細目告示第70条第3項関係)
 - ① 自動車 (②及び③に掲げる自動車並びに最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車であって走行距離計を備えないものを除く。) にあっては、UN R39-02 の 5.5.から 5.12.までに定める基準

【適用関係の整理】

- ◇次に掲げる自動車については、「UN R39-02 の 5.5.から 5.12.まで」を「UN R39-02 の 5.5.から 5.10.まで及び 5.12.」と読み替えることができる。(適用関係告示第 54 条第 6 項関係)
- ア 令和12年8月31日以前に製作された自動車
- <u>イ</u> 令和 12 年 9 月 1 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - (7) 令和12年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸 入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車
 - (イ) 令和12年9月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入 自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和12年8月 31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取 扱自動車及び多仕様自動車と速度及び走行距離の表示に係る性能 が同一であるもの
- ウ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証

ĺΗ

細目告示第68条の2第1項関係)

- ① UN R158-00<u>-S4</u>の 6.、15. (15.2.1.1.を除く。)、16. 及び 17. に定める基準② (略)
- $(2) \sim (3)$ (略)

6-108-3~6-108-4 (略)

6-109 (略)

6-110 速度計等

6-110-1 装備要件

(1) (略)

(2) 自動車(最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。)には、運転者が 運転者席において容易に走行距離計を確認<u>できる</u>ものとして、表示、取付位置等に関 し、6-110-2 (2) の基準に適合する走行距離計を運転者の見やすい箇所に備えなけれ ばならない。

ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車にあっては、原動機運転時間計を もって走行距離計に代えることができる。(保安基準第46条第2項関係)

6-110-2 性能要件(書面等による審査)

(1) (略)

(2) 走行距離計は、表示、取付位置等に関し、書面その他適切な方法により審査したと きに、UN R39-01-S2 の 5.5. に定める基準に適合するものでなければならない。

ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車であって走行距離計を備えないものにあっては、この限りでない。 (保安基準第46条第2項関係、細目告示第70条<u>第2</u>項関係)

(審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに

限る。) の発行日が令和12年8月31日以前のもの

- ② 二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては、UN R39-02 の 5.5.から 5.8.まで 及び 5.10.に定める基準
- ③ 大型特殊自動車(最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車であって走行距離計 を備えないものを除く。) にあっては、UN R39-02 の 5.5. に定める基準

(3) ~ (4) (略)

6-110-3 (略)

6-110-4 適用関係の整理

(1) (略)

(2) 次に掲げる自動車については、6-110-5(従前規定の適用①)の規定を適用する。(適 用関係告示第54条第4項関係)

① (略)

② 平成29年9月1日から令和12年8月31日までに製作された自動車であって、 次に掲げるもの

ア~イ (略)

- ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当 日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発行日 が令和12年8月31日以前のもの
- (3) 次に掲げる自動車については、6-110-6(従前規定の適用②)の規定を適用する。(適 用関係告示第54条第5項関係)
 - ① 令和10年8月31日以前に製作された自動車
 - ② 令和10年9月1日から令和12年8月31日までに製作された自動車であって、 次に掲げるもの
 - ア 令和10年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車 特別取扱自動車及び多仕様自動車
 - イ 令和 10 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車 特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和10年8月31日以前の型式 指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 と速度及び走行距離の表示に係る性能が同一であるもの
 - ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当 日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発行日 が令和12年8月31日以前のもの

6-110-5 従前規定の適用①

次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告 示第54条第4項関係)

① (略)

② 平成29年9月1日から令和12年8月31日までに製作された自動車であって、 次に掲げるもの

ア~イ(略)

 \Box

(新設)

(新設)

 $(3) \sim (4)$ (略)

6-110-3 (略)

6-110-4 適用関係の整理

(1) (略)

(2) 次に掲げる自動車については、6-110-5(従前規定の適用①)の規定を適用する。(適 用関係告示第54条第4項)

① (略)

② 平成29年9月1日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

ア~イ (略)

(新設)

(新設)

6-110-5 従前規定の適用①

次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告 示第54条第4項)

① (略)

② 平成29年9月1日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

ア~イ(略)

③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発行日が令

和 12 年 8 月 31 日以前のもの

6-110-5-1 装備要件

(1) 自動車(最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。) には、運転者が 容易に走行時における速度を確認でき、かつ、平坦な舗装路面での走行時において著しい誤差がないものとして、取付位置、精度等に関し、6-110-5-2(1) の基準に適合する速度計を運転者の見やすい箇所に備えなければならない。

ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車にあっては、原動機回転計をもって速度計に代えることができる。

(2) (略)

6-110-5-2 (略)

6-110-6 従前規定の適用②

次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第54条第5項関係)

- ① 令和10年8月31日以前に製作された自動車
- ② 令和 10 年 9 月 1 日から令和 12 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、 次に掲げるもの
 - <u>ア</u> 令和 10 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車
 - イ 令和10年9月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和10年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と速度及び走行距離の表示に係る性能が同一であるもの
- ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日 において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発行日が令 和12年8月31日以前のもの

6-110-6-1 装備要件

(1) 自動車(最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。)には、運転者が 容易に走行時における速度を確認でき、かつ、平坦な舗装路面での走行時において著 しい誤差がないものとして、取付位置、精度等に関し、6-110-6-2 (1) の基準に適合 する速度計を運転者の見やすい箇所に備えなければならない。

ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車にあっては、原動機回転計をもって速度計に代えることができる。

(2) 自動車(最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。)には、運転者が 運転者席において容易に走行距離計を確認できるものとして、表示、取付位置等に関 し、6-110-6-2 (2) の基準に適合する走行距離計を運転者の見やすい箇所に備えなけ ればならない。

ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車にあっては、原動機運転時間計を もって走行距離計に代えることができる。 ΙE

(新設)

6-110-5-1 装備要件

(1) 自動車(最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。) には、運転者が 容易に走行時における速度を確認でき、かつ、平坦な舗装路面での走行時において、 著しい誤差がないものとして取付位置、精度等に関し、6-110-5-2(1)の基準に適合する速度計を運転者の見やすい箇所に備えなければならない。

ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車にあっては、原動機回転計をもって速度計に代えることができる。

(2) (略)

6-110-5-2 (略)

6-110-6-2 性能要件(書面等による審査)

(1) 速度計は、取付位置、精度等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、 細目告示別添88「速度計の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。

ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車であって速度計を備えないものにあっては、この限りでない。

なお、細目告示別添 88「速度計の技術基準」3.3.の規定中、 $0 \le V1 - V2 \le V2/10 + 4$ 」とあるのは $0 \le V1 - V2 \le V2/10 + 6$ (二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車にあっては $0 \le V1 - V2 \le V2/10 + 8$)」と読み替えるものとする。

- (2) 走行距離計は、表示、取付位置等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R39-01-S2 の 5.5. に定める基準に適合するものでなければならない。
 - ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車であって走行距離計を備えないものにあっては、この限りでない。
- (3) 次の各号に掲げる速度計であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。
 - ① 指定自動車等に備えられている速度計と同一の構造を有し、かつ、同一の位置 に備えられた速度計
 - ② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている速度計と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている速度計又はこれに準ずる性能を有する速度計
 - ③ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた速度計と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた速度計又はこれに準ずる性能を有する速度計
- (4) 次の各号に掲げる走行距離計であって、その機能を損なうおそれのある損傷のない ものは、(2) の基準に適合するものとする。
 - ① 指定自動車等に備えられている走行距離計と同一の構造を有し、かつ、同一の 位置に備えられた走行距離計
 - ② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている走行距離計と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている走行距離計又はこれに準ずる性能を有する走行距離計
 - ③ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた走行距離計と同一の 構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた走行距離計又はこれに準ずる性能を 有する走行距離計

6-110の2 事故情報計測・記録装置

6-110 の $2-1\sim6-110$ の 2-3 (略)

6-110の2-4 適用関係の整理

(1) 次に掲げる自動車については、6-110 の 2-5 (従前規定の適用①) の規定を適用する。 (適用関係告示第 54 条の 2 第 1 項関係)

① (略)

6-110の2 事故情報計測・記録装置

6-110 の 2-1~6-110 の 2-3 (略)

6-110の2-4 適用関係の整理

- (1) 次に掲げる自動車については、6-110 の 2-5 (従前規定の適用①) の規定を適用する。 (適用関係告示第 54 条の 2 第 1 項関係)
 - ① (略)

② 令和4年7月1日 (輸入された自動車にあっては令和5年7月1日) から<u>令和</u>8年8月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

ア~ウ(略)

- ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発行日が令和8年8月31日以前のもの
- (2) 次に掲げる自動車については、6-110 の 2-6 (従前規定の適用②) の規定を適用する。 (適用関係告示第 54 条の 2 第 4 項関係)

① (略)

② 令和6年7月1日から<u>令和8年8月31日</u>までに製作された自動車であって、 次に掲げるもの

ア~イ (略)

- ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発行日が令和8年8月31日以前のもの
- (3) (略)
- (4) 次に掲げる自動車については、6-110 の 2-8 (従前規定の適用④) の規定を適用する。 (適用関係告示第 54 条の 2 第 5 項関係)

①~③ (略)

- ④ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発行日が令和12年8月31日以前のもの(次に掲げるものに限る。)
 - <u>ア</u> 車両総重量が 5t を超え、幅が 2.1m 以下であり、かつ、立席を有する専ら 乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車
 - イ 車両総重量が 12t を超え、かつ、後車軸に操舵機構を有する緊急自動車

6-110 の 2-5 従前規定の適用①

次に掲げる自動車については、事故情報計測・記録装置に係る規定は適用しない。(適 用関係告示第54条の2第1項関係)

① (略)

② 令和4年7月1日 (輸入された自動車にあっては令和5年7月1日) から<u>令和8</u>年8月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

ア~ウ(略)

③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発行日が<u>令</u>和8年8月31日以前のもの

6-110 の 2-6 従前規定の適用②

次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第54条の2第4項関係)

H

② 令和 4 年 7 月 1 日から<u>令和 8 年 6 月 30 日</u>まで<u>(輸入された自動車にあっては</u> <u>令和 5 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日まで)</u>に製作された自動車であって、 次に掲げるもの

- ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発行日が令和8年6月30日以前のもの
- (2) 次に掲げる自動車については、6-110 の 2-6 (従前規定の適用②) の規定を適用する。 (適用関係告示第54条の2第4項関係)

① (略)

② 令和6年7月1日から<mark>令和8年6月30日</mark>までに製作された自動車であって、 次に掲げるもの

ア~イ(略)

ア~ウ (略)

- ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発行日が令和8年6月30日以前のもの
- (3) (略)
- (4) 次に掲げる自動車については、6-110 の 2-8 (従前規定の適用④) の規定を適用する。 (適用関係告示第 54 条の 2 第 5 項関係)

①~③ (略)

(新設)

6-110 の 2-5 従前規定の適用①

次に掲げる自動車については、事故情報計測・記録装置に係る規定は適用しない。(適用関係告示第54条の2第1項関係)

① (略)

② 令和4年7月1日から<u>令和8年6月30日まで</u>(輸入された自動車にあっては令 <u>和5年7月1日から令和8年6月30日まで</u>)に製作された自動車であって、次に 掲げるもの

ア~ウ(略)

③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発行日が全和8年6月30日以前のもの

6-110 の 2-6 従前規定の適用②

次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第54条の2第4項関係)

① (略)

② 令和6年7月1日から<mark>令和8年8月31日</mark>までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

ア~イ(略)

③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発行日が全和8年8月31日以前のもの

6-110 の 2-6-1~6-110 の 2-6-2 (略)

6-110 の 2-7 (略)

6-110 の 2-8 従前規定の適用④

次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第54条の2第5項関係)

①~③ (略)

- ④ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日 において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発行日が令 和12年8月31日以前のもの(次に掲げるものに限る。)
 - ア 車両総重量が 5t を超え、幅が 2.1m 以下であり、かつ、立席を有する専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車
 - イ 車両総重量が 12t を超え、かつ、後車軸に操舵機構を有する緊急自動車

6-110 の 2-8-1~6-110 の 2-8-2 (略)

6-111~6-113 (略)

6-114 運行記録計

6-114-1 (略)

6-114-2 性能要件(書面等による審査)

(1) 6-114-1 の自動車に備える運行記録計は、24 時間以上の継続した時間内における当該自動車の瞬間速度及び2時刻間の走行距離を自動的に記録することができ、かつ、平坦な舗装路面での走行時において著しい誤差がないものとして、記録性能、精度等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添89「運行記録計の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。(保安基準第48条の2第2項関係、細目告示第73条関係)

ただし、令和10年8月31日以前に法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた運行記録計が備えられている場合にあっては、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和6年国土交通省告示第2号)による改正前の細目告示別添89「運行記録計の技術基準」に定める基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第56条第2項関係)

(2) (略)

6-114-3 (略)

6-114-4 適用関係の整理

(1) (略)

① (略)

② 令和6年7月1日から<mark>令和8年6月30日</mark>までに製作された自動車であって、次 に掲げるもの

ア〜イ (略)

③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発行日が全和8年6月30日以前のもの

6-110 の 2-6-1~6-110 の 2-6-2 (略)

6-110 の 2-7 (略)

6-110 の 2-8 従前規定の適用④

次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第54条の2第5項関係)

①~③ (略)

(新設)

6-110 の 2-8-1~6-110 の 2-8-2 (略) 6-111~6-113 (略)

6-114 運行記録計

6-114-1 (略)

6-114-2 性能要件(書面等による審査)

(1) 6-114-1 の自動車に備える運行記録計は、24 時間以上の継続した時間内における当該自動車の瞬間速度及び2時刻間の走行距離を自動的に記録することができ、かつ、平坦な舗装路面での走行時において、著しい誤差がないものとして、記録性能、精度等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添89「運行記録計の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。(保安基準第48条の2第2項関係、細目告示第73条関係)

(2) (略)

6-114-3 (略)

6-114-4 適用関係の整理

(1) (略)

旧

①) の規定を適用する。(適用関係告示第56条第2項関係)

(2) 令和 10 年 8 月 31 日以前に製作された自動車については、6-114-5(従前規定の適用

6-114-5 従前規定の適用①

令和10年8月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するもので あればよい。(適用関係告示第56条第2項関係)

6-114-5-1 (略)

6-114-5-2 性能要件(書面等による審査)

- (1) 6-114-5-1 の自動車に備える運行記録計は、24 時間以上の継続した時間内における 当該自動車の瞬間凍度及び2時刻間の走行距離を自動的に記録することができ、かつ、 平坦な舗装路面での走行時において著しい誤差がないものとして、記録性能、精度等 に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、令和6年1月5日付け国土交 通省告示第2号による改正前の細目告示別添89「運行記録計の技術基準」に定める基 準に適合するものでなければならない。
- (2) (略)

6-115 速度表示装置

6-115-1 (略)

6-115-2 性能要件・取付要件(書面等による審査)

速度表示装置は、当該自動車の速度を他の交通に容易に示すことができ、かつ、平坦 な舗装路面での走行時において著しい誤差がないものとして、表示方法、灯光の色、明 るさ、精度等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 90 「速度表示装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。(保安 基準第48条の3第2項第3項関係、細目告示第74条関係)

6-115-3~6-115-4 (略)

6-116~6-125 (略)

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

7-1~7-8 (略)

7-9 原動機及び動力伝達装置

7-9-1 性能要件(視認等による審査)

(1) ~ (4) (略)

(5) 自動車(次に掲げる自動車を除く。) は、細目告示別添 125「車載式燃料・電力消費 等測定装置の技術基準」3.の規定に適合する車載式燃料・電力消費等測定装置を備え たものであること。

この場合において、車載式燃料・電力消費等測定装置の機能を損なうおそれのある 損傷等のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第8条第1項関係、 細目告示第88条第1項第2号関係、適用関係告示第4条第16項第17項関係) ① \sim ⑥ (略)

⑦ 型式指定自動車又は多仕様自動車であって、異なる型式の原動機に変更したも

(2) 令和 10 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、6-114-5(従前規定の適用 ①) の規定を適用する。(適用関係告示第56条第2項関係)

6-114-5 従前規定の適用①

令和10年3月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するもので あればよい。(適用関係告示第56条第2項関係)

6-114-5-1 (略)

6-114-5-2 性能要件(書面等による審査)

- (1) 6-114-5-1 の自動車に備える運行記録計は、24 時間以上の継続した時間内における 当該自動車の瞬間凍度及び2時刻間の走行距離を自動的に記録することができ、かつ、 平坦な舗装路面での走行時において、著しい誤差がないものとして、記録性能、精度 等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、令和6年1月5日付け国土 交通省告示第2号による改正前の細目告示別添89「運行記録計の技術基準」に定める 基準に適合するものでなければならない。
- (2) (略)

6-115 速度表示装置

6-115-1 (略)

6-115-2 性能要件・取付要件(書面等による審査)

速度表示装置は、当該自動車の速度を他の交通に容易に示すことができ、かつ、平坦 な舗装路面での走行時において、著しい誤差がないものとして、表示方法、灯光の色、 明るさ、精度等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添90 「速度表示装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。(保安 基準第48条の3第2項第3項関係、細目告示第74条関係)

6-115-3~6-115-4(略)

6-116~6-125 (略)

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

7-1~7-8 (略)

7-9 原動機及び動力伝達装置

7-9-1 性能要件(視認等による審査)

(1) ~ (4) (略)

(5) 自動車(次に掲げる自動車を除く。)は、細目告示別添 125「車載式燃料・電力消費 等測定装置の技術基準」3.の規定に適合する車載式燃料・電力消費等測定装置を備え たものであること。

この場合において、車載式燃料・電力消費等測定装置の機能を損なうおそれのある 損傷等のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第8条第1項関係、 細目告示第88条第1項第2号関係、適用関係告示第4条第16項第17項関係) ① \sim ⑥ (略)

⑧ 型式指定自動車又は多仕様自動車であって、燃料の種類を変更したもの

⑨ 型式指定自動車又は多仕様自動車であって、その構造等の変更により細目告示 別添 125「車載式燃料・電力消費等測定装置の技術基準」の 5.1.1.から 5.1.3. までの各号に掲げる自動車の区分に応じて適用される基準に変更が生じたもの

(6) (略)

7-9-2~7-9-3(略)

7-9-4 適用関係の整理

 $(1) \sim (3)$ (略)

- (4) 次に掲げる自動車にあっては、7-9-8(従前規定の適用④)の規定を適用する。(適 用関係告示第4条第16項関係)
 - ① 令和6年9月30日(輸入された自動車<u>にあっては令和8年9月30日、</u>二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては<u>令和8年8月31日</u>)以前に製作された自動車
 - ② 令和6年10月1日(輸入された自動車にあっては令和8年10月1日、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては令和8年9月1日)から令和9年8月31日(輸入された自動車にあっては令和10年9月30日、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては令和12年8月31日)までに製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - ア 令和6年9月30日(輸入された自動車<u>にあっては令和8年9月30日、</u>二 輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては<u>令和8年8月31日</u>)以前の型式 指定自動車、新型届出自動車及び多仕様自動車
 - イ 令和6年10月1日(輸入された自動車<u>にあっては令和8年10月1日、</u>二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては<u>令和8年9月1日</u>)以降の型式指定自動車及び多仕様自動車であって、令和6年9月30日(輸入された自動車<u>にあっては令和8年9月30日、</u>二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては<u>令和8年8月31日</u>)以前の型式指定自動車及び多仕様自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造並びに走行装置の種類及び主要構造が同一であるもの
 - ③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は 記録されている保安基準適用年月日が<mark>令和9年8月31日</mark>以前のもの
 - ④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は 記録されている保安基準適用年月日が令和12年8月31日以前のもの(次に掲げるものに限る。)
 - ア 車両総重量が 5t を超え、幅が 2.1m以下であり、かつ、立席を有する専ら 乗用の用に供する乗車定員 10人以上の自動車
 - イ 車両総重量が 12t を超え、かつ、後車軸に操舵機構を有する緊急自動車

7-9-5~7-9-7 (略)

7-9-8 従前規定の適用④

次に掲げる自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告

(新設)

(新設)

(6) (略)

7-9-2~7-9-3 (略)

7-9-4 適用関係の整理

(1) ~ (3) (略)

- (4) 次に掲げる自動車にあっては、7-9-8 (従前規定の適用④) の規定を適用する。(適用関係告示第4条第16項関係)
 - ① 令和6年9月30日(輸入された自動車<u>並びに</u>二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては令和8年9月30日)以前に製作された自動車
 - ② 令和6年10月1日(輸入された自動車<u>並びに</u>二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては<u>令和8年10月1日</u>)から<u>令和8年9月30日</u>(輸入された自動車にあっては令和10年9月30日、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては<u>令和11年9月30日</u>)までに製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - ア 令和6年9月30日 (輸入された自動車<u>並びに</u>二輪自動車及び側車付二輪 自動車にあっては<u>令和8年9月30日</u>) 以前の型式指定自動車、新型届出自 動車及び多仕様自動車
 - イ 令和6年10月1日(輸入された自動車<u>並びに</u>二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては<u>令和8年10月1日</u>)以降の型式指定自動車及び多仕様自動車であって、令和6年9月30日(輸入された自動車<u>並びに</u>二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては<u>令和8年9月30日</u>)以前の型式指定自動車及び多仕様自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造並びに走行装置の種類及び主要構造が同一であるもの
 - ③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は 記録されている保安基準適用年月日が<u>令和8年9月30日</u>以前のもの (新設)

7-9-5~7-9-7 (略)

7-9-8 従前規定の適用④

次に掲げる自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告

示第4条第16項関係)

- ① 令和6年9月30日(輸入された自動車並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車 にあっては令和8年9月30日)以前に製作された自動車
- ② 令和6年10月1日(輸入された自動車並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車 にあっては令和8年10月1日)から令和8年9月30日(輸入された自動車にあっ ては令和10年9月30日、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては令和11年9 月30日)までに製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - ア 令和6年9月30日(輸入された自動車並びに二輪自動車及び側車付二輪自 動車にあっては令和8年9月30日)以前の型式指定自動車、新型届出自動車 及び多仕様自動車
 - イ 令和6年10月1日(輸入された自動車並びに二輪自動車及び側車付二輪自 動車にあっては令和8年10月1日)以降の型式指定自動車及び多仕様自動車 であって、令和6年9月30日(輸入された自動車並びに二輪自動車及び側車 付二輪自動車にあっては令和8年9月30日)以前の型式指定自動車及び多仕 様自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電 源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造並びに走行装置の種類及び主 要構造が同一であるもの
- ③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記 録されている保安基準適用年月日が令和8年9月30日以前のもの (新設)

示第4条第16項関係)

- ① 令和6年9月30日(輸入された自動車にあっては令和8年9月30日、二輪自動 車及び側車付二輪自動車にあっては令和8年8月31日)以前に製作された自動車
- ② 令和6年10月1日(輸入された自動車にあっては令和8年10月1日、二輪自動 車及び側車付二輪自動車にあっては令和8年9月30日)から令和9年8月31日(輸 入された自動車にあっては令和10年9月30日、二輪自動車及び側車付二輪自動車 にあっては $\frac{6}{12}$ 年 8 月 31 日) までに製作された自動車であって、次に掲げるも
 - ア 令和6年9月30日(輸入された自動車にあっては令和8年9月30日、二輪 自動車及び側車付二輪自動車にあっては令和8年8月31日)以前の型式指定 自動車、新型届出自動車及び多仕様自動車
 - イ 令和6年10月1日(輸入された自動車にあっては令和8年10月1日、二輪 自動車及び側車付二輪自動車にあっては令和8年9月1日)以降の型式指定自 動車及び多仕様自動車であって、令和6年9月30日(輸入された自動車にあ っては令和8年9月30日、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては令和8 年8月31日)以前の型式指定自動車及び多仕様自動車と車体の外形、原動機 の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の 種類及び主要構造並びに走行装置の種類及び主要構造が同一であるもの
- ③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記 録されている保安基準適用年月日が令和9年8月31日以前のもの
- ④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記 録されている保安基準適用年月日が令和12年8月31日以前のもの(次に掲げるも のに限る。)
 - ア 車両総重量が5tを超え、幅が2.1m以下であり、かつ、立席を有する専ら乗 用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車
 - イ 車両総重量が 12t を超え、かつ、後車軸に操舵機構を有する緊急自動車

7-9-8-1 (略)

7-10~7-10の2(略)

7-11 走行装置

7-11-1~7-11-3 (略)

7-11-4 適用関係の整理

- $(1) \sim (2)$ (略)
- (3) 次表の区分に応じた、次に掲げる自動車(複輪の車軸を有しないものに限る。) につ いては、7-11-7(従前規定の適用③)の規定を適用する。(適用関係告示第5条第13 項及び第14項関係)
 - ① 「製作年月日」以前に製作された自動車
 - ② 「製作年月日」の翌日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - ア 令和3年6月30日以前の新型届出自動車
 - 「製作年月日」以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びタ

7-9-8-1 (略) 7-10~7-10 **の 2** (略)

7-11 走行装置

7-11-1~7-11-3(略)

7-11-4 適用関係の整理

- $(1) \sim (2)$ (略)
- (3) 次に掲げる自動車については、7-11-7(従前規定の適用③)の規定を適用する。(適 用関係告示第5条第13項、第14項及び第15項関係)

(新設)

エ 指定自動車等以外の自動車

型式及び性能に変更がないもの

③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は 記録されている保安基準適用年月日が「製作年月日」以前のもの

区分	製作年月日
専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車であって	R4. 7. 5
車両総重量 3.5t 以下のもの	
貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t 以下の自動車	R6. 7. 5

(削除)

(削除)

- ① 専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車であって車両総重量3.5t以下のもの(複輪の車軸を有しないものに限る。)のうち、次に掲げるもの
 - ア 令和4年7月5日以前に製作された自動車
 - <u>イ</u> 令和4年7月6日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - (ア) 令和3年6月30日以前の新型届出自動車
 - (イ) 令和4年7月5日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びタイヤ空気圧監視装置に係る指定を受けた多仕様自動車
 - (ウ) 令和4年7月6日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びタイヤ空気圧監視装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和4年7月5日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びタイヤ空気圧監視装置に係る指定を受けた多仕様自動車とタイヤ空気圧監視装置の型式及び性能に変更がないもの
 - (エ) 指定自動車等以外の自動車
 - ウ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。) の発行日が令和4年7月5日以前のもの
 - 工 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載 又は記録されている保安基準適用年月日が令和4年7月5日以前のもの
- ② 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t 以下のもの (複輪の 車軸を有しないものに限る。) のうち、次に掲げるもの
 - ア 今和6年7月5日以前に製作された自動車
 - <u>イ</u> 令和6年7月6日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - (ア) 令和3年6月30日以前の新型届出自動車
 - (イ) 令和6年7月5日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びタイヤ空気圧監視装置に係る指定を受けた多仕様自動車
 - (ウ) 令和6年7月6日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動

 \Box

車及びタイヤ空気圧監視装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和6年7月5日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱 自動車及びタイヤ空気圧監視装置に係る指定を受けた多仕様自動車 とタイヤ空気圧監視装置の型式及び性能に変更がないもの

- (エ) 指定自動車等以外の自動車
- ウ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審 査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。) の発行日が令和6年7月5日以前のもの
- 工 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載 又は記録されている保安基準適用年月日が令和6年7月5日以前のもの
- ③ 専ら乗用の用に供する自動車 (乗車定員 10 人未満の車両総重量 3.5t 以下であって複輪の車軸を有しないものを除く。)及び貨物の運送の用に供する自動車 (車両総重量 3.5t 以下であって複輪の車軸を有しないものを除く。) <u>のうち</u>、次に掲げるもの

ア (略)

<u>イ</u> 令和5年7月6日から令和7年7月5日までに製作された自動車であって、 次に掲げるもの

(ア) ~ (エ) (略)

ウ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。) の発行日が令和7年7月5日以前のもの

工 (略)

7-11-5~7-11-6 (略)

7-11-7 従前規定の適用③

次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 5 条第 13 項、第 14 項及び第 15 項関係)

(新設)

(新設)

(4) 専ら乗用の用に供する自動車 (乗車定員 10 人未満の車両総重量 3.5t 以下であって 複輪の車軸を有しないものを除く。)及び貨物の運送の用に供する自動車 (車両総重 量 3.5t 以下の複輪の車軸を有しないものを除く。)であって、次に掲げるものは、 7-11-1 (3) ⑥の規定を適用しない。(適用関係告示第5条第15項関係)

① (略)

② 令和5年7月6日から令和7年7月5日までに製作された自動車であって、次 に掲げるもの

ア~エ (略)

(削除)

③ (略)

7-11-5~**7-11-6**(略)

7-11-7 従前規定の適用③

<u> 次表の区分に応じた、</u>次に掲げる自動車<u>(複輪の車軸を有しないものに限る。)</u>については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 5 条第 13 項<u>及び</u>第 14 項関係)

- ① 「製作年月日」以前に製作された自動車
- ② 「製作年月日」の翌日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - ア 令和3年6月30日以前の新型届出自動車
 - <u>イ</u> 「製作年月日」以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びタイヤ空気圧監視装置に係る指定を受けた多仕様自動車
 - ウ 「製作年月日」の翌日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車 及びタイヤ空気圧監視装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、「製作年月日」以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びタイヤ空 気圧監視装置に係る指定を受けた多仕様自動車とタイヤ空気圧監視装置の 型式及び性能に変更がないもの
 - 工 指定自動車等以外の自動車
- ③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が「製作年月日」以前のもの

<u></u> 新	le l
<u>区分</u> <u>製作年月</u>	<u> </u>
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車であって R4.7.5	
<u>車両総重量 3.5t 以下のもの</u>	
貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t 以下の自動車 R6.7.5	
(削除)	① 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車であって車両総重量 3.5t 以下
	<u>のもの(複輪の車軸を有しないものに限る。)のうち、次に掲げるもの</u>
	<u>ア</u> 令和4年7月5日以前に製作された自動車
	<u>イ</u> 令和4年7月6日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの
	<u>(7)</u> 令和3年6月30日以前の新型届出自動車
	(イ) 令和4年7月5日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車
	及びタイヤ空気圧監視装置に係る指定を受けた多仕様自動車
	(ウ) 令和4年7月6日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車
	及びタイヤ空気圧監視装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、
	令和4年7月5日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及
	びタイヤ空気圧監視装置に係る指定を受けた多仕様自動車とタイヤ空
	<u>気圧監視装置の型式及び性能に変更がないもの</u>
	(エ) 指定自動車等以外の自動車
	<u>ウ</u> 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査
	当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発
	<u>行日が令和4年7月5日以前のもの</u>
	<u>エ</u> 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又
	は記録されている保安基準適用年月日が令和4年7月5日以前のもの
_ <u>(削除)</u>	② 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t 以下のもの(複輪の車
	<u>軸を有しないものに限る。)のうち、次に掲げるもの</u>
	ア 令和6年7月5日以前に製作された自動車
	<u>イ</u> 令和6年7月6日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの
	(7) 令和3年6月30日以前の新型届出自動車
	(イ) 令和 6 年 7 月 5 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車
	及びタイヤ空気圧監視装置に係る指定を受けた多仕様自動車
	(ウ) 令和6年7月6日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車
	及びタイヤ空気圧監視装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、
	令和6年7月5日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及
	びタイヤ空気圧監視装置に係る指定を受けた多仕様自動車とタイヤ空
	気圧監視装置の型式及び性能に変更がないもの
	(エ) 指定自動車等以外の自動車
	<u>ウ</u> 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査

当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発

工 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又

行日が令和6年7月5日以前のもの

新	ILI
(削除)	旧 は記録されている保安基準適用年月日が令和6年7月5日以前のもの
<u>(日刊杯)</u>	③ 専ら乗用の用に供する自動車 (乗車定員 10 人未満の車両総重量 3.5t 以下であっ
	で複輪の車軸を有しないものを除く。)及び貨物の運送の用に供する自動車(車両
	総重量 3.5t 以下であって複輪の車軸を有しないものを除く。)のうち、次に掲げる
	もの
	<u> </u>
	- 1770
	次に掲げるもの
	(7) 令和 3 年 6 月 30 日以前の新型届出自動車
	(イ) 令和 5 年 7 月 5 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車
	及びタイヤ空気圧監視装置に係る指定を受けた多仕様自動車
	(ウ) 令和5年7月6日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車
	及びタイヤ空気圧監視装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、
	令和5年7月5日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及
	びタイヤ空気圧監視装置に係る指定を受けた多仕様自動車とタイヤ空
	気圧監視装置の型式及び性能に変更がないもの
	(エ) 指定自動車等以外の自動車
	<u>ウ</u> 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査
	当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。) の発
	行日が令和7年7月5日以前のもの
	エ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又
	は記録されている保安基準適用年月日が令和7年7月5日以前のもの
7-11-7-1 (略)	7-11-7-1 (略)
7-12 (略)	7-12 (略)
7.10 4.1 中野 # 3	
7-13 かじ取装置 7-13-1 性能要件	7−13 かじ取装置 7−13−1 性能要件
7-13-1 性能安性	7-13-1 注能安件
7-13-1-2 書面等による審査	7-13-1-1 (岬) 7-13-1-2 書面等による審査
(1) 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)	(1) 自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)
のかじ取装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。	のかじ取装置は、UN R79-04-86 の 5. 及び 6. に適合するものでなければならない。
ON ONSERV MATERIAL DEFINED / O ON CARINAVIA PARTS	ただし、UN R79-04-S6 に定める 2.3.4.1.3.、2.3.4.1.5.及び 2.3.4.1.6.の自動命
	令型操舵機能であって運転者異常時対応システム (2.3.4.5. に定める機能を有するも
	のであって、5.1.6.3.1. (a) に適合するものに限る。) を備えるものについては、5.6.
	の規定は適用しない。
	る改造、損傷等のないものは、UN R79-04-S6 の 5.及び 6.に適合するものとみなす。
	(細目告示第13条第2項関係、細目告示第91条第2項関係)
<u>(削除)</u>	① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に
	<u>備えられたかじ取装置</u>

(削除)

(削除)

① UN R79-04-S7 の 5. 及び 6. に適合するものであること。

② 運行補助機能 (UN R79-04-S7 の 2.3.4. 及び UN R171-01 の 2.1. に定める機能を いう。)のうち横方向及び縦方向の動きを持続的に制御するもの(UN R79-04-S1 の2.3.4.4.及び2.4.8.に定める機能を除く。) にあっては UN R171-01 の5.及び 6. に適合するものであること。

ただし、UN R171-01 の 5.3.7.2.4.10. 又は 5.5.4.2.6.5. に定める要件に適合し ない運行補助機能にあっては UN R171-01 の 5.3.7.2.4.10.又は 5.5.4.2.6.5. (「vehicle is located on a "highway"」の要件に限る。) の規定は適用しないこ とができる。

なお、当該運行補助機能が UN R79-04-S7 の 2.3.4.1. 又は 2.3.4.5. に定める機 能にあっては①の基準に適合するものであればよい。

- (2) 次に掲げるかじ取装置であってその機能を損なうおそれのある改造、損傷等のない ものは、(1) の基準に適合するものとみなす。
 - ① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に 備えられたかじ取装置
 - ② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられ ているかじ取装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられているかじ 取装置又はこれに準ずる性能を有するかじ取装置
 - ③ 法第75条の3第1項の規定に基づきかじ取装置について型式の指定を受けた 自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられ たかじ取装置又はこれに準ずる性能を有するかじ取装置
- (3) 9-2 により審査した際に適合するかじ取装置は、自動命令型操舵機能、補正操舵機能、 緊急操舵機能、運転者異常時対応システム及び運行補助機能に係る部分を除き(2) ③に定める「これに準ずる性能を有するかじ取装置」とする。

(4) ~ (6) (略)

7-13-2~7-13-3 (略)

7-13-4 適用関係の整理

(1) ~ (9) (略)

(10) 次の自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除 く。) については、7-13-14(従前規定の適用⑩)の規定を適用する。(適用関係告示 第7条第15項関係)

①~④ (略)

⑤ UN R79-04-S7 の 5.1.6.3.9. の適用を受けない自動車

「UN R171 の適用除外]

- ② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられ ているかじ取装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられているかじ 取装置又はこれに準ずる性能を有するかじ取装置
- ③ 法第75条の3第1項の規定に基づきかじ取装置について型式の指定を受けた 自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられ たかじ取装置又はこれに準ずる性能を有するかじ取装置

(新設)

(新設)

(新設)

(2) 9-2 により審査した際に適合するかじ取装置は、自動命令型操舵機能、補正操舵機能、 緊急操舵機能及び運転者異常時対応システムに係る部分を除き(3)③に定める「こ れに準ずる性能を有するかじ取装置」とする。

(3) ~ (5) (略)

7-13-2~7-13-3 (略)

7-13-4 適用関係の整理

 $(1) \sim (9)$ (略)

(10) 次の自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除 く。) については、7-13-14(従前規定の適用⑩)の規定を適用する。(適用関係告示 第7条第15項関係)

①~④ (略)

⑤ UN R79-04-S6 の 5.1.6.3.9. の適用を受けない自動車

(11) 次の自動車(運行補助機能を有するかじ取装置を備えるものに限る。) については、 (新設) 7-13-15 (従前規定の適用⑪) の規定を適用する。(適用関係告示第7条第16項関係) ① 令和11年8月31日以前に製作された自動車 ② 令和11年9月1日から令和13年8月31日までに製作された自動車であって、 次に掲げるもの ア 令和11年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及 びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車 イ 令和11年9月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及 びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和11年8月31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る 指定を受けた多仕様自動車と運行補助機能の性能が同一であるもの ウ 指定自動車等以外の自動車 ③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は 記録されている保安基準適用年月日が令和13年8月31日以前のもの 「UN R171-00 適用] (12) 次の自動車(運行補助機能を有するかじ取装置を備えるものに限る。) については、 (新設) 7-13-16 (従前規定の適用⑫) の規定を適用する。(適用関係告示第7条第17項関係) ① 令和11年8月31日以前に製作された自動車 ② 令和11年9月1日から令和13年8月31日までに製作された自動車であって、 次に掲げるもの ア 令和11年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及 びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車 イ 令和11年9月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及 びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和11年8月31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る 指定を受けた多仕様自動車と運行補助機能の性能が同一であるもの ウ 指定自動車等以外の自動車 ③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は 記録されている保安基準適用年月日が令和13年8月31日以前のもの 7-13-5~7-13-11 (略) 7-13-5~7-13-11 (略) 7-13-12 従前規定の適用® 7-13-12 従前規定の適用® 次の自動車については、次の規定に適合するものであればよい。(適用関係告示第7 次の自動車については、次の規定に適合するものであればよい。(適用関係告示第7 条第10項関係) 条第10項関係) ① \sim ⑤ (略) ① \sim ⑤ (略) 7-13-12-1 性能要件 7-13-12-1 性能要件

7-13-12-1-1 (略)

7-13-12-1-2 書面等による審査

(1) (略)

(2) 9-2 により審査した際に適合するかじ取装置は、(1) ③に定める「これに準ずる性能 を有するかじ取装置」とする。

7-13-12-1-1 (略)

7-13-12-1-2 書面等による審査

(1) (略)

(2) 9-2 により審査した際に適合するかじ取り装置は、(1) ③に定める「これに準ずる性 能を有するかじ取装置」とする。

 $(3) \sim (5)$ (略)

7-13-13 (略)

7-13-14 従前規定の適用⑩

次に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車 を除く。) については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第7条第 15 項関係)

 $\bigcirc \sim 4$ (略)

⑤ UN R79-04-S6 の 5.1.6.3.9. の適用を受けない自動車

7-13-14-1 (略)

(新設)

 $(3) \sim (5)$ (略)

7-13-13 (略)

7-13-14 従前規定の適用⑩

次に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車 を除く。) については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第7条第 15 項関係)

①~④ (略)

⑤ UN R79-04-S7 の 5.1.6.3.9.の適用を受けない自動車

7-13-14-1 (略)

[UN R171 の適用除外]

7-13-15 従前規定の適用⑪

次に掲げる自動車(運行補助機能を有するかじ取装置を備えるものに限る。)にあっ ては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第7条第16項関係)

- ① 令和11年8月31日以前に製作された自動車
- ② 令和11年9月1日から令和13年8月31日までに製作された自動車であって、 次に掲げるもの
 - ア 令和11年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び かじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車
 - イ 令和11年9月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び かじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和11年8月31日以 前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を 受けた多仕様自動車と運行補助機能の性能が同一であるもの
 - ウ 指定自動車等以外の自動車
- ③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記 録されている保安基準適用年月日が令和13年8月31日以前のもの

7-13-15-1 性能要件

7-13-15-1-1 視認等による審査

7-13-1-1 に同じ。

7-13-15-1-2 書面等による審査

(1) 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。) のかじ取装置は、UN R79-04-S4 の 5. 及び 6. に適合するものでなければならない。

ただし、UN R79-04-S4 に定める 2.3.4.1.3.、2.3.4.1.5. 及び 2.3.4.1.6. の自動命 令型操舵機能であって運転者異常時対応システム(2.3.4.5.に定める機能を有するも のであって、5.1.6.3.1. (a) に適合するものに限る。) を備えるものについては、5.6. の規定は適用しない。

この場合において、次に掲げるかじ取装置であって、その機能を損なうおそれのあ る改造、損傷等のないものは、UN R79-04-S6 の 5.及び 6.に適合するものとみなす。 (細目告示第13条第2項関係、細目告示第91条第2項関係)

① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に 備えられたかじ取装置

li li

- ② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられているかじ取装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられているかじ取装置又はこれに準ずる性能を有するかじ取装置
- ③ 法第75条の3第1項の規定に基づきかじ取装置について型式の指定を受けた 自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられ たかじ取装置又はこれに準ずる性能を有するかじ取装置
- (2) 9-2 により審査した際に適合するかじ取装置は、自動命令型操舵機能、補正操舵機能、 緊急操舵機能及び運転者異常時対応システムに係る部分を除き(1)③に定める「これに準ずる性能を有するかじ取装置」とする。
- (3) 7-13-1-2 (4) に同じ。
- (4) 7-13-1-2 (5) に同じ。
- (5) 7-13-1-2 (6) に同じ。

[UN R171-00 適用]

7-13-16 従前規定の適用①

次に掲げる自動車(運行補助機能を有するかじ取装置を備えるものに限る。) にあっては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第7条第17項関係)

- ① 令和11年8月31日以前に製作された自動車
- ② 令和 11 年 9 月 1 日から令和 13 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、 次に掲げるもの
 - <u>ア</u> <u>令和11年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び</u>かじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車
 - イ 令和 11 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び かじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和 11 年 8 月 31 日以 前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を 受けた多仕様自動車と運行補助機能の性能が同一であるもの
 - ウ 指定自動車等以外の自動車
- ③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和13年8月31日以前のもの

7-13-16-1 性能要件

7-13-16-1-1 視認等による審査

7-13-1-1 に同じ。

7-13-16-1-2 書面等による審査

- (1) 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。) のかじ取装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
 - ① UN R79-04-S6 の 5. 及び 6. に適合するものであること。
 - ② 運行補助機能 (UN R79-04-S6 の 2.3.4.及び UN R171-00-S1 の 2.1.に定める機能をいう。) のうち横方向及び縦方向の動きを持続的に制御するもの (UN R79-04-S6 の 2.3.4.4.及び 2.4.8.に定める機能を除く。) にあっては UN R171-00-S1 の 5.及び 6.に適合するものであること。

なお、当該運行補助機能が UN R79-04-S6 の 2. 3. 4. 1. 又は 2. 3. 4. 5. に定める機

能にあっては①の基準に適合するものであればよい。

- (2) 7-13-1-2 (2) に同じ。
- (3) 7-13-1-2 (3) に同じ。
- (4) 7-13-1-2 (4) に同じ。
- (5) 7-13-1-2 (5) に同じ。
- (6) 7-13-1-2 (6) に同じ。

7-14 (略)

7-14の2 イモビライザ

7-14 の 2-1 (略)

7-14 の 2-2 性能要件 (書面等による審査)

(1) 専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員 10 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)及び貨物の運送の用に供する自動車(車両総重量が 2t を超える自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)に備えるイモビライザは、その作動により原動機その他運行に必要な装置の機能を確実に停止させ、かつ、安全な運行を妨げないものとして構造、施錠性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R162-00-S6の 5. (5.4. 及び同規則の附則 7に係る部分を除く。)に定める基準に適合するものでなければならない。

この場合において、視認等によりイモビライザが備えられていないと認められるときは、審査を省略することができる。(保安基準第11条の2第3項関係、細目告示第92条第3項関係)

(2) (略)

7-14 の 2-3 (略)

7-14 の 2-4 適用関係の整理

- (1) 次に掲げる自動車については、7-14 の 2-5 (従前規定の適用①) の規定を適用する。 (適用関係告示第8条第9項関係)
 - ① (略)
 - ② 令和6年1月1日から令和8年8月31日までに製作された自動車であって、 次に掲げるもの ア~ウ(略)
 - ③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は 記録されている保安基準適用年月日が令和8年8月31日以前のもの

7-14 の 2-5 従前規定の適用①

次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第8条第9項関係)

- ① (略)
- ② 令和6年1月1日から<u>令和8年8月31日</u>までに製作された自動車であって、次 に掲げるもの

ア~ウ(略)

③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記

7-14 (略)

7-14 の 2 イモビライザ

7-14 の 2-1 (略)

7-14 の 2-2 性能要件(書面等による審査)

(1) 専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員 10 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)及び貨物の運送の用に供する自動車(車両総重量が 2t を超える自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)に備えるイモビライザは、その作動により原動機その他運行に必要な装置の機能を確実に停止させ、かつ、安全な運行を妨げないものとして構造、施錠性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R162-00-S5の 5. (5.4.及び同規則の附則 7に係る部分を除く。)に定める基準に適合するものでなければならない。

 \Box

この場合において、視認等によりイモビライザが備えられていないと認められるときは、審査を省略することができる。(保安基準第11条の2第3項関係、細目告示第92条第3項関係)

(2) (略)

7-14の2-3(略)

7-14 の 2-4 適用関係の整理

- (1) 次に掲げる自動車については、7-14 の 2-5 (従前規定の適用①) の規定を適用する。 (適用関係告示第8条第9項関係)
 - ① (略)
 - ② 令和6年1月1日から<u>令和8年4月30日</u>までに製作された自動車であって、 次に掲げるもの

ア~ウ(略)

③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は 記録されている保安基準適用年月日が令和8年4月30日以前のもの

7-14 の 2-5 従前規定の適用①

次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第8条第9項関係)

① (略)

② 令和6年1月1日から<u>令和8年4月30日</u>までに製作された自動車であって、次 に掲げるもの

ア~ウ(略)

③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記

録されている保安基準適用年月日が令和8年8月31日以前のもの

7-14 の 2-5-1~7-14 の 2-5-2 (略)

7-15 トラック・バスの制動装置

7-15-1 (略)

7-15-2 性能要件

7-15-2-1 (略)

7-15-2-2 書面等による審査

(1) (略)

(2) 制動装置は、次に掲げる自動車(7-15 に規定する自動車に限る。)の区分に応じ、各々 に定める基準に適合するものでなければならない。

ただし、指定自動車等以外の自動車にあっては、当分の間、①から③にかかわらず、 ④の基準に適合するものであればよい。(細目告示第15条第2項関係、細目告示第93 条第2項関係、適用関係告示第9条第37項及び第44項関係)

- ① ②から④までに掲げる自動車以外のものにあっては、次のアからウまでに掲げ る基準に適合すること。
 - ア 制動装置は、UN R13-15 の 5. 及び 6. (連結状態における制動性能に係る部 分を除く。) に適合すること。
 - イ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有 効に防止することができる装置は、UN R13-15 附則 13 に適合すること。
 - ウ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防 止することができる装置は、UN R13-15 附則 21 に適合すること。

② (略)

- ③ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車(立席を有するものに限る。) であって車両総重量が 5t を超えるものにあっては、次のアからウまでに掲げる 基準に適合すること。
 - ア 制動装置は、UN R13-15 の 5. 及び 6. (連結状態における制動性能に係る部 分を除く。) に適合すること。
 - イ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有 効に防止することができる装置は、UN R13-15 附則 13 に適合すること。
 - ウ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防 止することができる装置を備える場合にあっては、UN R13-15 附則 21 に適合 すること。

④ (略)

 $(3) \sim (9)$ (略)

7-15-3 (略)

7-15-4 適用関係の整理

(1) ~ (12) (略)

(13)次に掲げる自動車については、7-15-17(従前規定の適用®)の規定を適用する。(適 用関係告示第9条第65項)

録されている保安基準適用年月日が令和8年4月30日以前のもの

7-14 の 2-5-1~7-14 の 2-5-2 (略)

7-15 トラック・バスの制動装置

7-15-1 (略)

7-15-2 性能要件

7-15-2-1 (略)

7-15-2-2 書面等による審査

(1) (略)

(2) 制動装置は、次に掲げる自動車(7-15 に規定する自動車に限る。)の区分に応じ、各々 に定める基準に適合するものでなければならない。

ただし、指定自動車等以外の自動車にあっては、当分の間、①から③にかかわらず、 ④の基準に適合するものであればよい。(細目告示第15条第2項関係、細目告示第93 条第2項関係、適用関係告示第9条第37項及び第44項関係)

- ① ②から④までに掲げる自動車以外のものにあっては、次のアからウまでに掲げ る基準に適合すること。
 - ア 制動装置は、UN R13-14 の 5. 及び 6. (連結状態における制動性能に係る部 分を除く。) に適合すること。
 - イ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有 効に防止することができる装置は、UN R13-14 附則 13 に適合すること。
 - ウ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防 止することができる装置は、UN R13-14 附則 21 に適合すること。

② (略)

- ③ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車(立席を有するものに限る。) であって車両総重量が 5t を超えるものにあっては、次のアからウまでに掲げる 基準に適合すること。
 - ア 制動装置は、UN R13-14 の 5. 及び 6. (連結状態における制動性能に係る部 分を除く。) に適合すること。
 - イ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有 効に防止することができる装置は、UN R13-14 附則 13 に適合すること。
 - ウ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防 止することができる装置を備える場合にあっては、UN R13-14 附則 21 に適合 すること。

④ (略)

 $(3) \sim (9)$ (略)

7-15-3 (略)

7-15-4 適用関係の整理

(1) ~ (12) (略)

(13)次に掲げる自動車については、7-15-17(従前規定の適用(3)の規定を適用する。(適 用関係告示第9条第65項)

48 / 123

① (略)

② 令和10年9月1日から令和13年8月31日までに製作された自動車であって、 次に掲げるもの

ア~ウ(略)

 $(3)\sim(4)$ (略)

- (14) 次に掲げる自動車のうち、貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容 質量が 12t を超えるもの(04カテゴリを牽引するものに限る。)については、7-15-18 (従前規定の適用値)の規定を適用する。(適用関係告示第9条第67項)
 - ① 令和12年8月31日以前に製作された自動車
 - ② 令和12年9月1日から令和14年8月31日までに製作された自動車であって、 次に掲げるもの
 - ア 令和 12 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及 び多仕様自動車
 - イ 令和 12 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及 び多什様自動車であって、令和12年8月31日以前の型式指定自動車、輸入 自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車から種別、用途、原動機の種類及び 主要構造、燃料の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定 実施要領に定める認定の基準値以外に型式を区分する事項に変更がないも
 - ウ 指定自動車等以外の自動車
 - ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当 日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発行日 が令和14年8月31日以前のもの
 - ④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は 記録されている保安基準適用年月日が令和14年8月31日以前のもの

7-15-5 (略)

7-15-6 従前規定の適用②

平成 15 年 12 月 31 日以前に製作された自動車であって、①及び②に掲げる被牽引自 動車を牽引する自動車(専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人のものを 除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第3 項第6号関係)

①~②(略)

7-15-6-1 (略)

7-15-6-2 性能要件

7-15-6-2-1 (略)

7-15-6-2-2 書面等による審査

- (1) ~ (4) (略)
- (5) 7-15-2-2 (5) に同じ。

① (略)

② 令和10年9月1日から令和13年8月31日までに制作された自動車であって、 次に掲げるもの

ア~ウ(略)

③~④ (略)

(新設)

7-15-5 (略)

7-15-6 従前規定の適用②

平成 15 年 12 月 31 日以前に製作された自動車であって、①及び②に掲げる被牽引自 動車を牽引する自動車(専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人のものを 除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第3 項第6号関係)

① \sim ② (略)

7-15-6-1 (略)

7-15-6-2 性能要件

7-15-6-2-1 (略)

7-15-6-2-2 書面等による審査

- (1) ~ (4) (略)
- (5) FMVSS 135 又は CMVSS 135 のいずれかに適合する制動装置は、細目告示別添 10「ト ラック及びバスの制動装置の技術基準」中の駐車制動装置の動的性能試験を除き、 該技術基準に準ずる性能を有するものとする。

(6) 7-15-2-2 (6) に同じ。 (6) 車両タイプが MPV、TRUCK 又は BUS であり GVWR が 3,500kg (7,716 ポンド) を超え 4,536kg (10,000 ポンド)以下の自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合 した自動車であって、車両総重量が3,500kg以下の液圧式ブレーキを備えた自動車は 細目告示別添10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目 に限り準ずる性能を有するものとする。 (削除) ① 常温時制動試験 (削除) ② 常温時高速制動試験(積載状態のみ(最高速度が120km/h以下又は135km/h以 上の自動車に限る。)) ③ フェード試験 (削除) (削除) ④ 制動液漏れ故障時制動試験及び制動液漏れ警報装置の作動試験 (削除) ⑤ エネルギー故障時制動試験及びエネルギー故障警報装置の作動試験 (削除) ⑥ 可変式制動力配分装置故障時制動試験 (削除) ⑦ ABS 故障警報装置の作動確認試験 (削除) ⑧ 駐車制動装置の静的性能試験 (7) 7-15-2-2 (7) に同じ。 (7)車両タイプが MPV、TRUCK 又は BUS であり GVWR が 3,500kg (7,716 ポンド) を超え 4,536kg (10,000 ポンド) 以下の自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合 した自動車であって、車両総重量が 3,500kg を超える液圧式ブレーキを備えた自動車 は、細目告示別添10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験 項目に限り準ずる性能を有するものとする。 ① 常温時制動試験(積載状態のみ) (削除) ② 常温時高速制動試験 (積載状態のみ) (削除) (削除) 制動液漏れ故障時制動試験及び制動液漏れ警報装置の作動試験 ④ エネルギー故障時制動試験及びエネルギー故障警報装置の作動試験 (削除) 可変式制動力配分装置故障時制動試験 (削除) (削除) ⑥ ABS 故障警報装置の作動確認試験 (削除) ⑦ 駐車制動装置の静的性能試験 (8) 7-15-2-2 (8) に同じ。 (8) 車両タイプが MPV、TRUCK 又は BUS であり GVWR が 4,536kg(10,000 ポンド)を超え る自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合した自動車であって、 車両総重量が 4,536kg を超える液圧式ブレーキを備えた自動車は、細目告示別添 10 「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目に限り準ずる性 能を有するものとする。 (削除) ① 常温時高速制動試験 ② ABS 故障警報装置の作動確認試験 (削除) (9) (略) (9) (略) 7-15-7 従前規定の適用③ 7-15-7 従前規定の適用③ 平成 15 年 12 月 31 日以前に製作された自動車(専ら乗用の用に供する自動車であっ 平成 15 年 12 月 31 日以前に製作された自動車(専ら乗用の用に供する自動車であっ て乗車定員 10 人のものを除く。) については、次の基準に適合するものであればよい。 て乗車定員 10 人のものを除く。) については、次の基準に適合するものであればよい。 (適用関係告示第9条第1項第1号関係) (適用関係告示第9条第1項第1号関係) 7-15-7-1 (略) 7-15-7-1 (略) 7-15-7-2 性能要件 7-15-7-2 性能要件

新	旧
7-15-7-2-1 (略)	7-15-7-2-1 (略)
7-15-7-2-2 書面等による審査	7-15-7-2-2 書面等による審査
$(1) \sim (4)$	$(1) \sim (4)$
(5) <u>7-15-2-2 (5) に同じ。</u>	(5) <u>FMVSS 135 又は CMVSS 135 のいずれかに適合する制動装置は、細目告示別添 10「ト</u>
	ラック及びバスの制動装置の技術基準」中の駐車制動装置の動的性能試験を除き、当
	該技術基準に準ずる性能を有するものとする。
(6) <u>7-15-2-2 (6) に同じ。</u>	(6) 車両タイプが MPV、TRUCK 又は BUS であり GVWR が 3,500kg (7,716 ポンド) を超え 4,536kg
	<u>(10,000 ポンド) 以下の自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合</u>
	した自動車であって、車両総重量が3,500kg以下の液圧式ブレーキを備えた自動車は、
	細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目
	に限り準ずる性能を有するものとする。
<u>(削除)</u>	① 常温時制動試験
(削除)_	② 常温時高速制動試験(積載状態のみ(最高速度が 120km/h 以下又は 135km/h 以
	<u>上の自動車に限る。))</u>
(削除)_	<u>③ フェード試験</u>
(削除)	④ 制動液漏れ故障時制動試験及び制動液漏れ警報装置の作動試験
(削除)	⑤ エネルギー故障時制動試験及びエネルギー故障警報装置の作動試験
(削除)	⑥ 可変式制動力配分装置故障時制動試験
(削除)	① ABS 故障警報装置の作動確認試験
(削除)	⑧ 駐車制動装置の静的性能試験
(7) <u>7-15-2-2 (7) に同じ。</u>	(7) <u>車両タイプがMPV、TRUCK 又はBUS であり GVWR が3,500kg(7,716 ポンド)を超え4,536kg</u>
	<u>(10,000 ポンド)以下の自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合</u>
	した自動車であって、車両総重量が3,500kg を超える液圧式ブレーキを備えた自動車
	は、細目告示別添10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験
	項目に限り準ずる性能を有するものとする。
<u>(削除)</u>	① 常温時制動試験(積載状態のみ)
<u>(削除)</u>	② 常温時高速制動試験 (積載状態のみ)
<u>(削除)</u>	③ 制動液漏れ故障時制動試験及び制動液漏れ警報装置の作動試験
<u>(削除)</u>	④ エネルギー故障時制動試験及びエネルギー故障警報装置の作動試験
<u>(削除)</u>	⑤ 可変式制動力配分装置故障時制動試験
(削除)	⑥ ABS 故障警報装置の作動確認試験
(削除)	② 駐車制動装置の静的性能試験
(8) <u>7-15-2-2 (8) に同じ。</u>	(8) <u>車両タイプが MPV、TRUCK 又は BUS であり GVWR が 4,536kg(10,000 ポンド)を超え</u>
	る自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合した自動車であって、
	車両総重量が 4,536kg を超える液圧式ブレーキを備えた自動車は、細目告示別添 10
	「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目に限り準ずる性 能を有するものとする。
(削除)	<u>能を有するものとする。</u> ① 常温時高速制動試験
(削除)	① ABS 故障警報装置の作動確認試験
(9) (略)	(9) (略)
(3) (四)	(3) (MI)

7-15-8 (略) 7-15-8 (略) 7-15-9 従前規定の適用⑤ 7-15-9 従前規定の適用⑤ 次に掲げる三輪自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関 次に掲げる三輪自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関 係告示第9条第10項関係) 係告示第9条第10項関係) ①~③ (略) ①~③ (略) 7-15-9-1 (略) 7-15-9-1 (略) 7-15-9-2 性能要件 7-15-9-2 性能要件 7-15-9-2-1 (略) 7-15-9-2-1 (略) 7-15-9-2-2 書面等による審査 7-15-9-2-2 書面等による審査 (1) ~ (4) (略) (1) ~ (4) (略) (5) 7-15-2-2 (5) に同じ。 (5) FMVSS 135 又は CMVSS 135 のいずれかに適合する制動装置は、細目告示別添 10「ト ラック及びバスの制動装置の技術基準」中の駐車制動装置の動的性能試験を除き、当 該技術基準に準ずる性能を有するものとする。 (6) 7-15-2-2 (6) に同じ。 (6) 車両タイプが MPV、TRUCK 又は BUS であり GVWR が 3,500kg (7,716 ポンド) を超え 4,536kg (10,000 ポンド) 以下の自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合 した自動車であって、車両総重量が3,500kg以下の液圧式ブレーキを備えた自動車は、 細目告示別添10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目 に限り準ずる性能を有するものとする。 ① 常温時制動試験 (削除) ② 常温時高速制動試験(積載状態のみ(最高速度が 120km/h 以下又は 135km/h 以 (削除) 上の自動車に限る。)) ③ フェード試験 (削除) ④ 制動液漏れ故障時制動試験及び制動液漏れ警報装置の作動試験 ⑤ エネルギー故障時制動試験及びエネルギー故障警報装置の作動試験 (削除) (削除) ⑥ 可変式制動力配分装置故障時制動試験 (削除) ⑦ ABS 故障警報装置の作動確認試験 (削除) ⑧ 駐車制動装置の静的性能試験 (7) 7-15-2-2 (7) に同じ。 (7)車両タイプが MPV、TRUCK 又は BUS であり GVWR が 3,500kg (7,716 ポンド) を超え 4,536kg (10,000 ポンド) 以下の自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合 した自動車であって、車両総重量が3,500kgを超える液圧式ブレーキを備えた自動車 は、細目告示別添10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験 項目に限り準ずる性能を有するものとする。 (削除) ① 常温時制動試験 (積載状態のみ) (削除) ② 常温時高速制動試験(積載状態のみ) (削除) ③ 制動液漏れ故障時制動試験及び制動液漏れ警報装置の作動試験 ④ エネルギー故障時制動試験及びエネルギー故障警報装置の作動試験 (削除) ⑤ 可変式制動力配分装置故障時制動試験 (削除) ⑥ ABS 故障警報装置の作動確認試験 (削除) (削除) ⑦ 駐車制動装置の静的性能試験 (8) 7-15-2-2 (8) に同じ。 (8) 車両タイプが MPV、TRUCK 又は BUS であり GVWR が 4,536kg (10,000 ポンド) を超え

る自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合した自動車であって 車両総重量が 4,536kg を超える液圧式ブレーキを備えた自動車は、細目告示別添 10 「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目に限り準ずる性 能を有するものとする。 (削除) ① 常温時高速制動試験 (削除) ② ABS 故障警報装置の作動確認試験 (9) (略) (9) (略) 7-15-10 従前規定の適用⑥ 7-15-10 従前規定の適用⑥ 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t 以下のもののうち、平成 21 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t 以下のもののうち、平成 21 年 11 月 9 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車に 年 11 月 9 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車に ついては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第13項関係) ついては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第13項関係) 7-15-10-1 (略) 7-15-10-1 (略) 7-15-10-2 性能要件 7-15-10-2 性能要件 7-15-10-2-1 (略) 7-15-10-2-1 (略) 7-15-10-2-2 書面等による審査 7-15-10-2-2 書面等による審査 $(1) \sim (5)$ (略) $(1) \sim (5)$ (略) (6) 7-15-2-2 (5) に同じ。 (6) FMVSS 135 又は CMVSS 135 のいずれかに適合する制動装置は、細目告示別添 10「ト ラック及びバスの制動装置の技術基準」中の駐車制動装置の動的性能試験を除き、 該技術基準に準ずる性能を有するものとする。 (7) 7-15-2-2 (6) に同じ。 (7)車両タイプがMPV、TRUCK 又はBUS であり GVWR が 3,500kg(7,716 ポンド)を超え 4,536kg (10,000 ポンド) 以下の自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合 した自動車であって、車両総重量が3,500kg以下の液圧式ブレーキを備えた自動車は 細目告示別添10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目 に限り準ずる性能を有するものとする。 ① 常温時制動試験 (削除) (削除) ② 常温時高速制動試験(積載状態のみ(最高速度が120km/h以下又は135km/h以 上の自動車に限る。)) ③ フェード試験 (削除) (削除) ④ 制動液漏れ故障時制動試験及び制動液漏れ警報装置の作動試験 ⑤ エネルギー故障時制動試験及びエネルギー故障警報装置の作動試験 (削除) ⑥ 可変式制動力配分装置故障時制動試験 (削除) (削除) ⑦ ABS 故障警報装置の作動確認試験 (削除) ⑧ 駐車制動装置の静的性能試験 (8) 7-15-2-2 (7) に同じ。 (8) 車両タイプが MPV、TRUCK 又は BUS であり GVWR が 3,500kg (7,716 ポンド) を超え 4,536kg (10,000 ポンド)以下の自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合 した自動車であって、車両総重量が 3,500kg を超える液圧式ブレーキを備えた自動車 は、細目告示別添10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験 項目に限り準ずる性能を有するものとする。 (削除) ① 常温時制動試験(積載状態のみ)

(削除)

② 常温時高速制動試験 (積載状態のみ)

新	Ш
(削除)	③ 制動液漏れ故障時制動試験及び制動液漏れ警報装置の作動試験
(削除)	④ エネルギー故障時制動試験及びエネルギー故障警報装置の作動試験
(削除)	⑤ 可変式制動力配分装置故障時制動試験
(削除)	⑥ ABS 故障警報装置の作動確認試験
<u>(削除)</u>	① 駐車制動装置の静的性能試験
(9) <u>7-15-2-2 (8) に同じ。</u>	(9) <u>車両タイプが MPV、TRUCK 又は BUS であり GVWR が 4,536kg(10,000 ポンド)を超え</u>
	る自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合した自動車であって、
	車両総重量が 4,536kg を超える液圧式ブレーキを備えた自動車は、細目告示別添 10
	「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目に限り準ずる性
(削除)	能を有するものとする。
(削除)	① 常温時高速制動試験 ② ABS 故障警報装置の作動確認試験
(10) (略)	(10) (略)
「 制動装置:細目告示別添 10 適用]	【制動装置:細目告示別添 10 適用]
7-15-11 従前規定の適用⑦	7-15-11 従前規定の適用⑦
次表に掲げる自動車のうち次に掲げるものについては、次の基準に適合するものであ	次表に掲げる自動車のうち次に掲げるものについては、次の基準に適合するものであ
ればよい。(適用関係告示第9条第24項、第25項、第26項、第27項、第28項、第29	ればよい。(適用関係告示第9条第24項、第25項、第26項、第27項、第28項、第29
項、第 30 項、第 31 項及び第 44 項関係)	項、第 30 項、第 31 項及び第 44 項関係)
①~③ (略)	①~③(略)
7-15-11-1 (略)	7-15-11-1 (略)
7-15-11-2 性能要件	7-15-11-2 性能要件
7-15-11-2-1 (略) 7-15-11-2-2 書面等による審査	7-15-11-2-1 (略) 7-15-11-2-2 書面等による審査
(1) ~ (5)	10 11 2 2 青田寺にみる田丘 (1) ~ (5)
(6) 7-15-2-2 (5) に同じ。	(6) FMVSS 135 又は CMVSS 135 のいずれかに適合する制動装置は、細目告示別添 10「ト
	ラック及びバスの制動装置の技術基準」中の駐車制動装置の動的性能試験を除き、当
	<u>該技術基準に準ずる性能を有するものとする。</u>
(7) <u>7-15-2-2 (6) に同じ。</u>	(7) <u>車両タイプがMPV、TRUCK 又はBUS であり GVWR が 3,500kg (7,716 ポンド)を超え 4,536kg</u>
	(10,000 ポンド)以下の自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合
	した自動車であって、車両総重量が3,500kg以下の液圧式ブレーキを備えた自動車は、
	細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目 に限り準ずる性能を有するものとする。
	(一般り準する性能を有するものとする。 ① 常温時制動試験
(削除)	② 常温時高速制動試験(積載状態のみ(最高速度が 120km/h 以下又は 135km/h 以
(削除)	上の自動車に限る。))
	<u> </u>
<u>(削除)</u>	<u> </u>
<u>(削除)</u>	⑤ エネルギー故障時制動試験及びエネルギー故障警報装置の作動試験
_ <u>(削除)</u>	⑥ 可変式制動力配分装置故障時制動試験
	① ABS 故障警報装置の作動確認試験

(削除) ⑧ 駐車制動装置の静的性能試験 (8) 7-15-2-2 (7) に同じ。 (8) 車両タイプが MPV、TRUCK 又は BUS であり GVWR が 3,500kg (7,716 ポンド) を超え 4,536kg (10,000 ポンド) 以下の自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合 した自動車であって、車両総重量が 3,500kg を超える液圧式ブレーキを備えた自動車 は、細目告示別添10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験 項目に限り準ずる性能を有するものとする。 (削除) ① 常温時制動試験(積載状態のみ) (削除) ② 常温時高速制動試験 (積載状態のみ) ③ 制動液漏れ故障時制動試験及び制動液漏れ警報装置の作動試験 (削除) (削除) ④ エネルギー故障時制動試験及びエネルギー故障警報装置の作動試験 (削除) ⑤ 可変式制動力配分装置故障時制動試験 (削除) ⑥ ABS 故障警報装置の作動確認試験 (削除) ⑦ 駐車制動装置の静的性能試験 (9) 7-15-2-2 (8) に同じ。 (9) 車両タイプが MPV、TRUCK 又は BUS であり GVWR が 4,536kg (10,000 ポンド) を超え る自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合した自動車であって、 車両総重量が 4,536kg を超える液圧式ブレーキを備えた自動車は、細目告示別添 10 「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目に限り進ずる性 能を有するものとする。 (削除) ① 常温時高速制動試験 (削除) ② ABS 故障警報装置の作動確認試験 (10) (略) (10) (略) [制動装置:UN R13 適用(車両安定性制御装置(EVSC)任意装備)] [制動装置:UN R13 適用(車両安定性制御装置(EVSC)任意装備)] 7-15-12 従前規定の適用® 7-15-12 従前規定の適用® 次表に掲げる自動車のうち次に掲げるものについては、次の基準に適合するものであ 次表に掲げる自動車のうち次に掲げるものについては、次の基準に適合するものであ ればよい。(適用関係告示第9条第33項、第34項、第35項、第36項、第44項関係) ればよい。(適用関係告示第9条第33項、第34項、第35項、第36項、第44項関係) ① \sim ③ (略) ① \sim ③ (略) 7-15-12-1 (略) 7-15-12-1 (略) 7-15-12-2 性能要件 7-15-12-2 性能要件 7-15-12-2-1 (略) 7-15-12-2-1 (略) 7-15-12-2-2 書面等による審査 7-15-12-2-2 書面等による審査 $(1) \sim (2)$ (略) $(1) \sim (2)$ (略) (3) 7-15-2-2 (3) に同じ。 (3) 次に掲げる制動装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のない ものは、(2) の基準に適合するものとする。 (削除) ① 指定自動車等(7-15に規定する自動車に限る。)に備えられている制動装置と 同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置 (削除) ② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられ ている制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている制動装 置又はこれに準ずる性能を有する制動装置 (削除) ③ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた制動装置と同一の構 造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置又はこれに準ずる性能を有す

新	旧
Ψ1	る制動装置
(4) 7-15-2-2 (4) に同じ。	(4) <u>次に掲げる①から</u> ④までのいずれかに適合する制動装置は、細目告示別添 10「トラ
.,	ック及びバスの制動装置の技術基準」に準ずる性能を有するものとし、(2) ④アの基
	準に適合するものとする。
(削除)	① 欧州連合指令 71/320/EEC
(削除)	
	③ 欧州連合指令 98/12/EEC
(削除)	④ 欧州連合指令 2002/78/EEC
(5) <u>7-15-2-2 (5) に同じ。</u>	(5) FMVSS 135 又は CMVSS 135 のいずれかに適合する制動装置は、細目告示別添 10「ト
	ラック及びバスの制動装置の技術基準」中の駐車制動装置の動的性能試験を除き、当
	該技術基準に準ずる性能を有するものとする。
(6) <u>7-15-2-2 (6) に同じ。</u>	(6) <u>車両タイプがMPV、TRUCK 又はBUS であり GVWR が 3,500kg(7,716 ポンド)を超え 4,536kg</u>
	_(10,000 ポンド) 以下の自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合
	した自動車であって、車両総重量が3,500kg以下の液圧式ブレーキを備えた自動車は、
	細目告示別添10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目
(Motor A.)	に限り準ずる性能を有するものとする。
(削除) (NdFA)	① 常温時制動試験
_ <u>(削除)</u>	② 常温時高速制動試験(積載状態のみ(最高速度が120km/h以下又は135km/h以
(\\(\frac{1}{2}\)	上の自動車に限る。))
	③ フェード試験④ 制動液漏れ故障時制動試験及び制動液漏れ警報装置の作動試験
(削除)	動物ではないでは、動物ではないできる。動物ではないできる。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がある。がる。がる。がる。
(削除)	⑥ 可変式制動力配分装置故障時制動試験
(削除)	⑦ ABS 故障警報装置の作動確認試験
(削除)	⑧ 駐車制動装置の静的性能試験
(7) 7-15-2-2 (7) に同じ。	(7) 車両タイプがMPV、TRUCK 又はBUS であり GVWR が 3,500kg (7,716 ポンド) を超え 4,536kg
	(10,000 ポンド) 以下の自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合
	した自動車であって、車両総重量が3,500kg を超える液圧式ブレーキを備えた自動車
	は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験
	項目に限り準ずる性能を有するものとする。
(削除)	① 常温時制動試験(積載状態のみ)
<u>(削除)</u>	② 常温時高速制動試験(積載状態のみ)
<u>(削除)</u>	③ 制動液漏れ故障時制動試験及び制動液漏れ警報装置の作動試験
<u>(削除)</u>	④ エネルギー故障時制動試験及びエネルギー故障警報装置の作動試験
<u>(削除)</u>	⑤ 可変式制動力配分装置故障時制動試験
(削除)	⑥ ABS 故障警報装置の作動確認試験
(的) 7.15.2.2 (的) 17目13	① <u>駐車制動装置の静的性能試験</u> (9) 東京なくずが MPV - TPUSY TVは PUS できり CVWP が 4 526kg (10,000 ポンパ) なおさ
(8) <u>7-15-2-2 (8) に同じ。</u>	(8) <u>車両タイプが MPV、TRUCK 又は BUS であり GVWR が 4,536kg(10,000 ポンド)を超え</u> る自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合した自動車であって、
	<u> </u>
	<u> </u>

##	川添 11「アン 、(2) ④イの
能を有するものとする。 能を有するものとする。 ① 常温時高速制動試験 ② ABS 故障警報装置の作動確認試験 ② (9) 7-15-2-2 (9) に同じ。 (9) 次に掲げる①から⑥までのいずれかに適合する制動装置は、細目告示例 チロックブレーキシステムの技術基準」に準ずる性能を有するものとし 基準に適合するものとする。 (削除) (削除) (削除) ② 欧州連合指令 71/320/EBC (削除) ② 欧州連合指令 88/194/EBC (削除) ③ 欧州連合指令 91/422/EBC (削除) ④ 欧州連合指令 98/12/EBC (削除) ⑤ 欧州連合指令 98/12/EBC (削除) ⑤ 欧州連合指令 2002/78/EBC 7-15-13 (略) 【車両安定性制御装置 (EVSC) 装備義務の除外】 7-15-14 従前規定の適用⑩ 7-15-14 従前規定の適用⑩	川添 11「アン 、(2) ④イの
(削除) ① 常温時高速制動試験 (9) 7-15-2-2 (9) に同じ。 ② ABS 故障警報装置の作動確認試験 (9) 次に掲げる①から⑥までのいずれかに適合する制動装置は、細目告示別チロックブレーキシステムの技術基準」に準ずる性能を有するものとし、基準に適合するものとする。 ① 欧州連合指令 71/320/EEC (削除) ② 欧州連合指令 85/647/EEC (削除) ③ 欧州連合指令 88/194/EEC (削除) ④ 欧州連合指令 91/422/EEC (削除) ⑤ 欧州連合指令 98/12/EEC (削除) ⑤ 欧州連合指令 2002/78/EEC (削除) ⑥ 欧州連合指令 2002/78/EEC (削除) 『 下15-13 (略) 【車両安定性制御装置 (EVSC) 装備義務の除外】 7-15-14 従前規定の適用⑩	<u>、(2) ④イの</u>
(削除)	、(2) ④イの
(9) 7-15-2-2 (9) に同じ。 (9) 7-15-2-2 (9) に同じ。 (9) 次に掲げる①から⑥までのいずれかに適合する制動装置は、細目告示別 チロックブレーキシステムの技術基準」に準ずる性能を有するものとし、基準に適合するものとする。 ① 欧州連合指令 71/320/EEC ② 欧州連合指令 85/647/EEC ③ 欧州連合指令 88/194/EEC ④ 欧州連合指令 91/422/EEC ⑤ 欧州連合指令 98/12/EEC ⑥ 欧州連合指令 2002/78/EEC 7-15-13 (略) 【車両安定性制御装置 (EVSC) 装備義務の除外】 7-15-14 従前規定の適用⑩ (9) 次に掲げる①から⑥までのいずれかに適合する制動装置は、細目告示別 生に過ごから⑥までのいずれかに適合する制動装置は、細目告示別 まずに掲げる①から⑥までのいずれかに適合する制動装置は、細目告示別 まずに掲げる①から⑥までのいずれかに適合する制動装置は、細目告示別 まずに掲げる①から⑥までのいずれかに適合する制動装置は、細目告示別 まずに掲げる①から⑥までのいずれかに適合する制動装置は、細目告示別 まずに過合するものとしままずに過合するものとしままずに適合するものともまずに適合するものともまずに適合するものともまずに適合するものともまずに適合するものともまずに適合するものともまずに適合するものとする。	、(2) ④イの
(削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除)	、(2) ④イの
(削除) ① 欧州連合指令 71/320/EEC (削除) ② 欧州連合指令 88/647/EEC (削除) ③ 欧州連合指令 88/194/EEC (削除) ④ 欧州連合指令 91/422/EEC (削除) ⑤ 欧州連合指令 98/12/EEC (削除) ⑥ 欧州連合指令 2002/78/EEC 7-15-13 (略) 【車両安定性制御装置 (EVSC) 装備義務の除外】 7-15-14 從前規定の適用⑩ 7-15-14 從前規定の適用⑩	
(削除) ① 欧州連合指令 71/320/EEC (削除) ② 欧州連合指令 85/647/EEC (削除) ④ 欧州連合指令 91/422/EEC (削除) ⑤ 欧州連合指令 98/12/EEC (削除) ⑥ 欧州連合指令 2002/78/EEC (削除) ⑥ 欧州連合指令 2002/78/EEC 7-15-13 (略) 【車両安定性制御装置 (EVSC) 装備義務の除外】 7-15-14 従前規定の適用⑩ 7-15-14 従前規定の適用⑩	(適田関係生
(削除) ② 欧州連合指令 85/647/EEC (削除) ④ 欧州連合指令 91/422/EEC (削除) ⑤ 欧州連合指令 98/12/EEC (削除) ⑥ 欧州連合指令 98/12/EEC (削除) ⑥ 欧州連合指令 2002/78/EEC 7-15-13 (略) 7-15-13 (略) 【車両安定性制御装置 (EVSC) 装備義務の除外】 「車両安定性制御装置 (EVSC) 装備義務の除外】 7-15-14 従前規定の適用⑩ 7-15-14 従前規定の適用⑩	(適田関係生
(削除) ③ 欧州連合指令 88/194/EEC (削除) ④ 欧州連合指令 91/422/EEC (削除) ⑤ 欧州連合指令 98/12/EEC (削除) ⑥ 欧州連合指令 2002/78/EEC 7-15-13 (略) 7-15-13 (略) 【車両安定性制御装置 (EVSC) 装備義務の除外】 【車両安定性制御装置 (EVSC) 装備義務の除外】 7-15-14 従前規定の適用⑩ 7-15-14 従前規定の適用⑩	(適田関係生
(削除) ④ 欧州連合指令 91/422/EEC (削除) ⑤ 欧州連合指令 98/12/EEC (削除) ⑥ 欧州連合指令 2002/78/EEC 7-15-13 (略) 7-15-13 (略) 【車両安定性制御装置 (EVSC) 装備義務の除外】 【車両安定性制御装置 (EVSC) 装備義務の除外】 7-15-14 従前規定の適用⑩ 7-15-14 従前規定の適用⑩	(適田関係生
(削除) ⑤ 欧州連合指令 98/12/EEC (削除) ⑥ 欧州連合指令 2002/78/EEC 7-15-13 (略) 7-15-13 (略) 【車両安定性制御装置 (EVSC) 装備義務の除外】 【車両安定性制御装置 (EVSC) 装備義務の除外】 7-15-14 従前規定の適用⑩ 7-15-14 従前規定の適用⑩	(適田関係生
(削除) 欧州連合指令 2002/78/EEC 7-15-13 (略) 7-15-13 (略) 【車両安定性制御装置 (EVSC) 装備義務の除外】 【車両安定性制御装置 (EVSC) 装備義務の除外】 7-15-14 従前規定の適用⑩ 7-15-14 従前規定の適用⑩	(適田関係生
7-15-13 (略) 7-15-13 (略) 【車両安定性制御装置 (EVSC) 装備義務の除外】 【車両安定性制御装置 (EVSC) 装備義務の除外】 7-15-14 従前規定の適用⑪ 7-15-14 従前規定の適用⑪	(適田関係生
【車両安定性制御装置(EVSC)装備義務の除外】 7-15-14 従前規定の適用⑩ 【車両安定性制御装置(EVSC)装備義務の除外】 7-15-14 従前規定の適用⑩	(適田関係生
7-15-14 従前規定の適用⑩ 7-15-14 従前規定の適用⑩	(適田関係生
	(適用関係生
────────────────────────────────────	(歯用関係生
示第 9 条第 37 項及び第 52 項関係)	
①~④(略)	
7-15-14-1 (略) 7-15-14-1 (略) 7-15-14-0 (略) 7-15-14-1 (略)	
7-15-14-2 性能要件	
7-15-14-2-1 (略) 7-15-14-2-2 書面等による審査	
/-13-14-2-2 音画寺による各重	
(1) 10 (4) (1) 10 (4) (1) 10 (4) (5) 7-15-2-2 (5) に同じ。 (5) FMVSS 135 又は CMVSS 135 のいずれかに適合する制動装置は、細目告示	売別法 10 「 ト
ラック及びバスの制動装置の技術基準」中の駐車制動装置の動的性能試	
	WEWE! =
(6) 7-15-2-2 (6) に同じ。 (6) 車両タイプが MPV、TRUCK 又は BUS であり GVWR が 3, 500kg (7, 716 ポンド)を	·超ラ4 536kg
(10,000 ポンド) 以下の自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のい	
した自動車であって、車両総重量が3,500kg以下の液圧式ブレーキを備え	
細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げ	
に限り準ずる性能を有するものとする。	<u>, </u>
(削除) ① 常温時制動試験	
(削除) ② 常温時高速制動試験(積載状態のみ(最高速度が 120km/h 以下又)	は135km/h 以
<u></u>	
(削除) 3 フェード試験	
(削除) ④ 制動液漏れ故障時制動試験及び制動液漏れ警報装置の作動試験	
(削除) ⑤ エネルギー故障時制動試験及びエネルギー故障警報装置の作動試	験
(削除) 可変式制動力配分装置故障時制動試験	_
(削除) ABS 故障警報装置の作動確認試験	

(削除) ⑧ 駐車制動装置の静的性能試験 (7) 7-15-2-2 (7) に同じ。 (7)車両タイプが MPV、TRUCK 又は BUS であり GVWR が 3,500kg (7,716 ポンド)を超え 4,536kg (10,000 ポンド)以下の自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合 した自動車であって、車両総重量が 3,500kg を超える液圧式ブレーキを備えた自動車 は、細目告示別添10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験 項目に限り準ずる性能を有するものとする。 (削除) ① 常温時制動試験(積載状態のみ) (削除) ② 常温時高速制動試験 (積載状態のみ) ③ 制動液漏れ故障時制動試験及び制動液漏れ警報装置の作動試験 (削除) (削除) ④ エネルギー故障時制動試験及びエネルギー故障警報装置の作動試験 ⑤ 可変式制動力配分装置故障時制動試験 (削除) ⑥ ABS 故障警報装置の作動確認試験 (削除) (削除) ⑦ 駐車制動装置の静的性能試験 (8) 7-15-2-2 (8) に同じ。 (8) 車両タイプが MPV、TRUCK 又は BUS であり GVWR が 4,536kg (10,000 ポンド) を超え る自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合した自動車であって、 車両総重量が 4,536kg を超える液圧式ブレーキを備えた自動車は、細目告示別添 10 「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目に限り準ずる性 能を有するものとする。 (削除) ① 常温時高速制動試験 (削除) ② ABS 故障警報装置の作動確認試験 (9) (略) (9) (略) 7-15-15 従前規定の適用① 7-15-15 従前規定の適用① 次に掲げる自動車のうち雷動駐車制動装置を備えるものについては、次の基準に適合 次に掲げる自動車のうち電動駐車制動装置を備えるものについては、次の基準に適合 するものであればよい。(適用関係告示第9条第60項関係) するものであればよい。(適用関係告示第9条第60項関係) ①~④ (略) ① \sim 4 (略) 7-15-15-1 (略) 7-15-15-1 (略) 7-15-15-2 性能要件 7-15-15-2 性能要件 7-15-15-2-1 (略) 7-15-15-2-1 (略) 7-15-15-2-2 書面等による審査 7-15-15-2-2 書面等による審査 (1) ~ (3) (略) (1) ~ (3) (略) (4) 7-15-2-2 (4) に同じ。 (4) 次に掲げる①から④までのいずれかに適合する制動装置は、細目告示別添 10「トラ ック及びバスの制動装置の技術基準」に準ずる性能を有するものとし、(2) ④アの基 準に適合するものとする。 (削除) ① 欧州連合指令 71/320/EEC (削除) ② 欧州連合指令 91/422/EEC (削除) ③ 欧州連合指令 98/12/EEC (削除) ④ 欧州連合指令 2002/78/EEC (5) 7-15-2-2 (5) に同じ。 (5) FMVSS 135 又は CMVSS 135 のいずれかに適合する制動装置は、細目告示別添 10「ト ラック及びバスの制動装置の技術基準」中の駐車制動装置の動的性能試験を除き、 該技術基準に準ずる性能を有するものとする。

(10,000 ボンド) 以下の自動車として、PMSS 105 以はCMSS 105 のいずれた自動 した自動である。	新	旧
した自動車であって、車両陸重量が3,500kg以下の液圧式ブレーやを備えた自動車が 細目も四列間が10 「トラック 板がくスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項 に限り進する性能を有するものとする。	(6) <u>7-15-2-2 (6)</u> に同じ。	(6)車両タイプがMPV、TRUCK 又はBUS であり GVWR が 3,500kg (7,716 ポンド)を超え 4,536kg
(側除) (側除) (側除) (側除) (側除) (側除) (側除) (側除)		(10,000 ポンド)以下の自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合
(例除) (例除) (例除) (例除) (例除) (例除) (例除) (例除)		した自動車であって、車両総重量が3,500kg以下の液圧式ブレーキを備えた自動車は、
(別除) (別除) (別除) (別除) (別除) (別除) (別除) (別除)		細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目
(削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除)		に限り準ずる性能を有するものとする。
(前除) (前除) (前除) (前除) (前除) (前除) (前除) (前除)	_ <u>(削除)</u>	① 常温時制動試験
(削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除)		② 常温時高速制動試験(積載状態のみ(最高速度が 120km/h 以下又は 135km/h 以
(利除) (例除) (例除) (例除) (例除) (例除) (例除) (例除) (例		上の自動車に限る。))
(例除) (例除) (例除) (例除) (例除) (例除) (例除) (例除)		
(例除) (削除) (削除) (削除) (利除) (利除) (利除) (利除) (利除) (利除) (利除) (利		
(削除) (削除) (削除) (削除) (7) 7-15-2-2 (7) に同じ。 (7) 車両タイプが MPV, RUKC X12 BIS であり GWR が 3, 500kg (7, 716 ボンド)を超え 4,536 (10,000 ボンド) 以下の自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適した自動車法、細目告示別添 10 「トラック及び×スの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試質目に限り準ずる性能を有するものとする。 (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (割除) (割除) (割除)		⑤ エネルギー故障時制動試験及びエネルギー故障警報装置の作動試験
(削除) (7) 7-15-2-2 (7) に同じ。 (7) 車両タイプがMPV、TRUCK 又は BUS であり GWR が 3,500kg (7,716 ボンド)を超え4,536 (10,000 ボンド) 以下の自動車として、FMVSS 105 又は GMVS 105 のいずれかに適合するものとする。 (10,000 ボンド) 以下の自動車として、FMVSS 105 又は GMVS 105 のいずれかに適合するものとする。 (10,000 ボンド) 以下の自動車として、FMVSS 105 又は GMVS 105 のいずれかに適合するものとする。 (10,000 ボンド) 以下の自動車として、FMVSS 105 又は GMVS 105 のいずれかに適合した自動車であって、車両総重量が 3,500kg を超える液圧式ブレーキを備えた自動性 は、細目告示別能の (積載状態のみ) 第温時高速制動試験 (積載状態のみ) 第温時高速制動試験 (積載状態のみ) 第温時高速制動試験 (間除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (10,000 ボンド) を超える 放降警報装置の作動能談験 (10,000 ボンド) を超える 放降警報装置の作動能談験 (10,000 ボンド) を超立 10 大に TMPV、TRICK 又は BUS であり GWR が 4,536kg (10,000 ボンド) を超 2 自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合した自動車であって車両総重量が 4,536kg を超える液圧式ブレーキを備えた自動車であって車両総重量が 4,536kg を超える液圧式ブレーキを備えた自動車であって車両総重量が 4,536kg を超える液圧式ブレーキを備えた自動車であって車両総重量が 4,536kg を超える液圧式ブレーキを備えた自動車であって車両総重量が 4,536kg を超える液圧式ブレーキを備えた自動車であって車両総重量が 4,536kg を超える液圧式ブレーキを値えた自動車であって車両総重量が 4,536kg を超える液圧式ブレーキを通えた自動車であって車両総重量が 4,536kg を超える液圧式ブレーキを過去た自動車であって車両総重で 4,536kg を超える液圧式ブレーキを通えが重なが 4,536kg (10,000 ボンド) を超 3 自動率 2 の 4 が 4 が 4 が 4 が 4 が 4 が 4 が 4 が 4 が 4		
(7) 車両タイプがMPV、TRUCK 又は BUS であり GWR が3,500kg (7,716 ポンド)を超え4,536 (10,000 ポンド) 以下の自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適した自動車であって、車両総重量が3,500kg を超える液圧式ブレーキを備えた自動は、細目告示別流10「トラック及びバスの制動装置の技術基連」中の次に掲げる試質目に限り準する性能を有するものとする。 (前除) (前除) (前除) (前除) (前除) (前除) (前除) (前除)		
(10,000 ポンド) 以下の自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適した自動車であって、車両総重量が 3,500kg を超える液圧式ブレーキを備えた自動は、細目告示別流 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試項目に限り準ずる性能を有するものとする。		
した自動車であって、車両総重量が 3,500kg を超える液圧式ブレーキを備えた自動は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試 項目に限り準する性能を有するものとする。	(7) <u>7-15-2-2 (7) に同じ。</u>	
は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試 項目に限り準ずる性能を有するものとする。		
(削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除)		
(削除) (削除) (削除) (割 下 15-2-2 (8) に同じ。 (8) 7-15-2-2 (8) に同じ。 (8) 車両タイブが MPV、TRUCK 又は BUS であり GVWR が 4,536kg (10,000 ボンド) を超る自動車として、FWSS 105 又は CMVS 105 のいずれかに適合した自動車であって車両総重量が 4,536kg を超える液圧式ブレーキを備えた自動車は、細目告示別添「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目に限り準ずる能を有するものとする。 (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (割 所) (割 所) (別所) (割 所) (別所) (事) (別所)		
(削除) ② 常温時高速制動試験 (積載状態のみ) (削除) ③ 制動液漏れ故障時制動試験及び制動液漏れ警報装置の作動試験 (削除) ④ エネルギー故障時制動試験及びエネルギー故障警報装置の作動試験 (削除) ⑥ 函BS 故障警報装置の作動確認試験 (削除) ① 駐車制動装置の静的性能試験 (8) 7-15-2-2 (8) に同じ。 (8) 車両タイプが MPV、TRICK 又は BUS であり GWWR が 4,536kg (10,000 ポンド) を超る自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合した自動車であって車両総重量が 4,536kg を超える液圧式ブレーキを備えた自動車は、細目告示別添「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目に限り準ずる能を有するものとする。 (削除) ① 常温時高速制動試験 (削除) ② ABS 故障警報装置の作動確認試験 (9) 7-15-2-2 (9) に同じ。 (9) 次に掲げる①から⑥までのいずれかに適合する制動装置は、細目告示別添 11 「アチロックブレーキシステムの技術基準」に準ずる性能を有するものとし、(2) ④イ基準に適合するものとする。		
(削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (8) 7-15-2-2 (8) に同じ。 (8) 車両タイプが MPV、TRUCK 又は BUS であり GVWR が 4,536kg (10,000 ポンド) を超る自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合した自動車であって車両総重量が 4,536kg を超える液圧式ブレーキを備えた自動車は、細目告示別添「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目に限り準ずる能を有するものとする。 (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (割除) (割除) (割除) (事) (本) (事) (本) (財除) (事) (財際) (事) (財産) (財産) (財産) (財産)	(Ard #A.)	
(削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (割除) (割除) (割除) (割除) (割除) (割除) (割除) (割事として、FMVSS 105 のいずれかに適合した自動車であって車両総重量が 4,536kg を超える液圧式ブレーキを備えた自動車は、細目告示別派「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目に限り準ずる能を有するものとする。 (削除) (削除) (削除) (割除) (割除) (割除) (9) 7-15-2-2 (9) に同じ。 (9) 次に掲げる①から過までのいずれかに適合する制動装置は、細目告示別添 11「アチロックブレーキシステムの技術基準」に準ずる性能を有するものとし、(2) ④イ基準に適合するものとする。		
(削除) (削除) (削除)⑤ 可変式制動力配分装置故障時制動試験 ⑥ ABS 故障警報装置の作動確認試験 ⑦ 駐車制動装置の静的性能試験(8) 7-15-2-2 (8) に同じ。(8) 車両タイプが MPV、TRUCK 又は BUS であり GVWR が 4,536kg (10,000 ポンド) を超る自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合した自動車であって車両総重量が 4,536kg を超える液圧式ブレーキを備えた自動車は、細目告示別流「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目に限り準ずる能を有するものとする。(削除) (削除) (9) 7-15-2-2 (9) に同じ。① 常温時高速制動試験 ② ABS 故障警報装置の作動確認試験 ② ABS 故障警報装置の作動確認試験(9) 7-15-2-2 (9) に同じ。(9) 次に掲げる①から⑥までのいずれかに適合する制動装置は、細目告示別流 11「アチロックブレーキシステムの技術基準」に準ずる性能を有するものとし、(2) ④イ基準に適合するものとする。		
(削除) (削除)⑥ ABS 故障警報装置の作動確認試験 ⑦ 駐車制動装置の静的性能試験(8) 7-15-2-2 (8) に同じ。(8) 車両タイプが MPV、TRUCK 又は BUS であり GVWR が 4,536kg (10,000 ポンド) を超る自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合した自動車であって車両総重量が 4,536kg を超える液圧式ブレーキを備えた自動車は、細目告示別添「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目に限り準ずる能を有するものとする。 ① 常温時高速制動試験 ② ABS 故障警報装置の作動確認試験(削除) (削除) (9) 7-15-2-2 (9) に同じ。② ABS 故障警報装置の作動確認試験 ② 外に掲げる①から⑥までのいずれかに適合する制動装置は、細目告示別添 11 「アチロックブレーキシステムの技術基準」に準ずる性能を有するものとし、(2) ④イ基準に適合するものとする。		
(削除)① 駐車制動装置の静的性能試験(8) 7-15-2-2 (8) に同じ。(8) 車両タイプが MPV、TRUCK 又は BUS であり GVWR が 4,536kg (10,000 ポンド) を超る自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合した自動車であって車両総重量が 4,536kg を超える液圧式ブレーキを備えた自動車は、細目告示別添「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目に限り準ずる能を有するものとする。(削除) (削除)① 常温時高速制動試験 ② ABS 故障警報装置の作動確認試験(9) 7-15-2-2 (9) に同じ。(9) 次に掲げる①から⑥までのいずれかに適合する制動装置は、細目告示別添 11「アチロックブレーキシステムの技術基準」に準ずる性能を有するものとし、(2) ④イ基準に適合するものとする。		
(8) 7-15-2-2 (8) に同じ。 (8) 車両タイプが MPV、TRUCK 又は BUS であり GVWR が 4,536kg(10,000 ポンド)を超る自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合した自動車であって車両総重量が 4,536kg を超える液圧式ブレーキを備えた自動車は、細目告示別添「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目に限り準ずる能を有するものとする。 (削除) (削除) (削除) ① 常温時高速制動試験 (9) 7-15-2-2 (9) に同じ。 (9) 次に掲げる①から⑥までのいずれかに適合する制動装置は、細目告示別添 11「アチロックブレーキシステムの技術基準」に準ずる性能を有するものとし、(2) ④イ基準に適合するものとする。		
る自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合した自動車であって車両総重量が 4,536kg を超える液圧式ブレーキを備えた自動車は、細目告示別添「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目に限り準ずる能を有するものとする。 (削除) (削除) (削除) ② ABS 故障警報装置の作動確認試験 (9) 7-15-2-2 (9) に同じ。 (9) 次に掲げる①から⑥までのいずれかに適合する制動装置は、細目告示別添 11「アチロックプレーキシステムの技術基準」に準ずる性能を有するものとし、(2) ④イ基準に適合するものとする。		
車両総重量が 4,536kg を超える液圧式ブレーキを備えた自動車は、細目告示別添 「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目に限り準ずる 能を有するものとする。(削除) (削除)① 常温時高速制動試験 ② ABS 故障警報装置の作動確認試験(9) 7-15-2-2 (9) に同じ。(9) 次に掲げる①から⑥までのいずれかに適合する制動装置は、細目告示別添 11「ア チロックブレーキシステムの技術基準」に準ずる性能を有するものとし、(2) ④イ 基準に適合するものとする。	(8) <u>1-15-2-2 (8) に回し。</u>	
「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目に限り準ずる 能を有するものとする。 (削除) ① 常温時高速制動試験 ② ABS 故障警報装置の作動確認試験 ② ABS 故障警報装置の作動確認試験 (9) 7-15-2-2 (9) に同じ。 (9) 次に掲げる①から⑥までのいずれかに適合する制動装置は、細目告示別添 11「ア チロックブレーキシステムの技術基準」に準ずる性能を有するものとし、(2) ④イ 基準に適合するものとする。		
能を有するものとする。 (削除) (削除) (9) 7-15-2-2 (9) に同じ。 (9) 次に掲げる①から⑥までのいずれかに適合する制動装置は、細目告示別添 11「アチロックブレーキシステムの技術基準」に準ずる性能を有するものとし、(2) ④イ基準に適合するものとする。		
(削除) ① 常温時高速制動試験 ② ABS 故障警報装置の作動確認試験 (9) 7-15-2-2 (9) に同じ。 (9) 次に掲げる①から⑥までのいずれかに適合する制動装置は、細目告示別添 11「ア チロックブレーキシステムの技術基準」に準ずる性能を有するものとし、(2) ④イ 基準に適合するものとする。		
(削除) ② ABS 故障警報装置の作動確認試験 (9) 7-15-2-2 (9) に同じ。 (9) 次に掲げる①から⑥までのいずれかに適合する制動装置は、細目告示別添 11「ア チロックブレーキシステムの技術基準」に準ずる性能を有するものとし、(2) ④イ 基準に適合するものとする。	(削除)	
(9) 7-15-2-2 (9) に同じ。 (9) 次に掲げる①から⑥までのいずれかに適合する制動装置は、細目告示別添 11「ア チロックブレーキシステムの技術基準」に準ずる性能を有するものとし、(2) ④イ 基準に適合するものとする。		
チロックブレーキシステムの技術基準」に準ずる性能を有するものとし、(2) ④イ 基準に適合するものとする。		
<u>基準に適合するものとする。</u>	(v) 1 10 1 1 (v) (C) 1 0 0	
① 欧州連合指令 71/320/EEC	(削除)	
(削除) ② 欧州連合指令 85/647/EEC		
(削除) ③ 欧州連合指令 88/194/EEC		
(削除) ④ 欧州連合指令 91/422/EEC		_ _

次に掲げる自動車のうち、貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が12tを超えるもの(車軸の数が4のものであって、駆動軸が後輪の2の車軸のものであり、かつ、リム径が19.5インチを超える車輪を備えるものに限る。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第62項及び第63項関係)①~④(略)

7-15-16-1 (略)

7-15-16-2 性能要件

7-15-16-2-1 (略)

7-15-16-2-2 書面等による審査

- (1) ~ (3) (略)
- (4) 7-15-2-2 (5) に同じ。
- (5) 7-15-2-2 (6) に同じ。

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除) (削除)

(削除)

(6) 7-15-2-2 (7) に同じ。

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

⑤ 欧州連合指令 98/12/EEC

⑥ 欧州連合指令 2002/78/EEC

7-15-16 従前規定の適用①

次に掲げる自動車のうち、貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が12tを超えるもの(車軸の数が4のものであって、駆動軸が後輪の2の車軸のものであり、かつ、リム径が19.5インチを超える車輪を備えるものに限る。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第62項及び第63項関係)①~④(略)

7-15-16-1 (略)

7-15-16-2 性能要件

7-15-16-2-1 (略)

7-15-16-2-2 書面等による審査

(1) ~ (3) (略)

- (4) FMVSS 135 又は CMVSS 135 のいずれかに適合する制動装置は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の駐車制動装置の動的性能試験を除き、当該技術基準に準ずる性能を有するものとする。
- (5) 車両タイプが MPV、TRUCK 又は BUS であり GVWR が 3,500kg (7,716 ポンド) を超え 4,536kg (10,000 ポンド) 以下の自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合した自動車であって、車両総重量が 3,500kg 以下の液圧式ブレーキを備えた自動車は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目に限り進ずる性能を有するものとする。
 - ① 常温時制動試験
 - ② 常温時高速制動試験 (積載状態のみ (最高速度が 120km/h 以下又は 135km/h 以 上の自動車に限る。))
 - ③ フェード試験
 - ④ 制動液漏れ故障時制動試験及び制動液漏れ警報装置の作動試験
 - ⑤ エネルギー故障時制動試験及びエネルギー故障警報装置の作動試験
 - ⑥ 可変式制動力配分装置故障時制動試験
 - ① ABS 故障警報装置の作動確認試験
 - ⑧ 駐車制動装置の静的性能試験
- (6) 車両タイプがMPV、TRUCK 又はBUS であり GVWR が 3,500kg (7,716 ポンド) を超え 4,536kg (10,000 ポンド) 以下の自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合した自動車であって、車両総重量が 3,500kg を超える液圧式ブレーキを備えた自動車は、細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目に限り準ずる性能を有するものとする。
 - ① 常温時制動試験(積載状態のみ)
 - ② 常温時高速制動試験 (積載状態のみ)
 - ③ 制動液漏れ故障時制動試験及び制動液漏れ警報装置の作動試験
 - ④ エネルギー故障時制動試験及びエネルギー故障警報装置の作動試験
 - ⑤ 可変式制動力配分装置故障時制動試験

(削除)

(削除)

(7) 7-15-2-2 (8) に同じ。

(削除)

(削除)

(8) (略)

7-15-17 従前規定の適用(3)

次に掲げる自動車については次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示 第9条第65項)

- ① (略)
- ② 令和10年9月1日から令和13年8月31日までに製作された自動車であって、 次に掲げるもの

ア~ウ(略)

③~④ (略)

7-15-17-1~7-15-17-2 (略)

7-15-18 従前規定の適用(4)

次に掲げる自動車のうち、貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が 12t を超えるもの (0_4 カテゴリを牽引するものに限る。) については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第67項)

- ① 令和12年8月31日以前に製作された自動車
- ② 令和 12 年 9 月 1 日から令和 14 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、 次に掲げるもの

 - イ 令和 12 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び 多仕様自動車であって、令和 12 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動 車特別取扱自動車及び多仕様自動車から種別、用途、原動機の種類及び主要構 造、燃料の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領 に定める認定の基準値以外に型式を区分する事項に変更がないもの
 - ウ 指定自動車等以外の自動車
- ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日 において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発行日が令 和14年8月31日以前のもの
- ④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和14年8月31日以前のもの

7-15-18-1 装備要件

⑥ ABS 故障警報装置の作動確認試験

- ⑦ 駐車制動装置の静的性能試験
- (7) 車両タイプが MPV、TRUCK 又は BUS であり GVWR が 4,536kg (10,000 ポンド) を超える自動車として、FMVSS 105 又は CMVSS 105 のいずれかに適合した自動車であって、車両総重量が 4,536kg を超える液圧式ブレーキを備えた自動車は、細目告示別添 10 「トラック及びバスの制動装置の技術基準」中の次に掲げる試験項目に限り準ずる性能を有するものとする。
 - ① 常温時高速制動試験
 - ② ABS 故障警報装置の作動確認試験
- (8) (略)

7-15-17 従前規定の適用①

次に掲げる自動車については次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示 第9条第65項)

- ① (略)
- ② 令和10年9月1日から令和13年8月31日までに<u>制作</u>された自動車であって、 次に掲げるもの

ア~ウ (略)

③~④ (略)

7-15-17-1~7-15-17-2 (略)

新 \Box

7-15-1 に同じ。

7-15-18-2 性能要件

7-15-18-2-1 視認等による審査

7-15-2-1 に同じ。

7-15-18-2-2 書面等による審査

(1) 制動装置は、走行中の自動車の減速及び停止、停止中の自動車の停止状態の保持等 に係る制動性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基 準に適合するものでなければならない。

ただし、指定自動車等以外の自動車にあっては、当分の間、①にかかわらず、②の 基準に適合するものであればよい。(細目告示第15条第1項、第2項、第93条第1項、 第2項、適用関係告示第9条第37項及び第44項関係)

- ① ②以外のものにあっては、次のアからウまでに掲げる基準に適合すること。
 - ア 制動装置は、UN R13-14 の 5. 及び 6. (連結状態における制動性能に係る部 分を除く。) に適合すること。
 - イ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有 効に防止することができる装置は、UN R13-14 附則 13 に適合すること。
 - ウ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防 止することができる装置は、UN R13-14 附則 21 に適合すること。
- ② 指定自動車等以外の自動車にあっては、次のア及びイに掲げる基準に適合する
 - ア 制動装置は、平成25年8月30日付け国土交通省告示第826号による改正 前の細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」 に適合する
 - イ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有 効に防止することができる装置は、平成25年8月30日付け国土交通省告示 第826号による改正前の細目告示別添11「アンチロックブレーキシステムの 技術基準」に適合すること。
- (3) 7-15-2-2 (3) に同じ。
- (4) 7-15-2-2 (4) に同じ。
- (5) 7-15-2-2 (5) に同じ。
- (6) 7-15-2-2 (6) に同じ。
- (7) 7-15-2-2 (7) に同じ。
- (8) 7-15-2-2 (8) に同じ。
- (9) 7-15-2-2 (9) に同じ。

7-16 乗用車の制動装置

7-16-1~7-16-3 (略)

7-16-4 適用関係の整理

(1) ~ (10) (略)

(11) 次に掲げる自動車については、7-16-15 (従前規定の適用⑪) の規定を適用する。(適 |

7-16 乗用車の制動装置 7-16-1~7-16-3 (略)

7-16-4 適用関係の整理

(11) 次に掲げる自動車については、7-16-15 (従前規定の適用⑪) の規定を適用する。(適

(1) ~ (10) (略)

用関係告示第9条第66項関係)

① (略)

② 令和10年9月1日から令和12年8月31日までに製作された自動車であって、 次に掲げるもの

ア~ウ(略)

 $(3)\sim(4)$ (略)

7-16-5~7-16-14 (略)

7-16-15 従前規定の適用①

次に掲げる自動車については次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示 第9条第66項)

① (略)

② 令和10年9月1日から令和12年8月31日までに製作された自動車であって、 次に掲げるもの

ア~ウ(略)

 $(3)\sim(4)$ (略)

7-16-15-1~7-16-15-2 (略)

7-17 二輪車の制動装置

7-17-1~7-17-9 (略)

7-17-10 従前規定の適用⑥

次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第57項関係)

①~④ (略)

7-17-10-1 (略)

7-17-10-2 性能要件

7-17-10-2-1 視認等による審査

7-17-2-1 に同じ。

(削除)

(削除)

用関係告示第9条第66項関係)

① (略)

② 令和10年9月1日から令和12年8月31日までに<u>制作</u>された自動車であって、 次に掲げるもの

ア~ウ(略)

③~④ (略)

7-16-5~7-16-14 (略)

7-16-15 従前規定の適用①

次に掲げる自動車については次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示 第9条第66項)

① (略)

② 令和10年9月1日から令和12年8月31日までに<u>制作</u>された自動車であって、 次に掲げるもの

ア~ウ (略)

③~~4) (略)

7-16-15-1~7-16-15-2(略)

7-17 二輪車の制動装置

7-17-1~7-17-9 (略)

7-17-10 従前規定の適用⑥

次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第57項関係)

①~④ (略)

7-17-10-1 (略)

7-17-10-2 性能要件

7-17-10-2-1 視認等による審査

- (1) 制動装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、 視認等その他適切な方法により審査したときに、(2) の基準に適合するものでなけれ ばならない。
- (2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
 - ① 制動装置は、堅ろうで運行に十分耐え、かつ、振動、衝撃、接触等により損傷を生じないように取付けられているものであり、次に掲げるものでないこと。
 - ア ブレーキ系統の配管又はブレーキ・ケーブル(配管又はブレーキ・ケーブルを保護するため、配管又はブレーキ・ケーブルに保護部材を巻きつける等の対策を施してある場合の保護部材は除く。)であって、推進軸、排気管、タイヤ等と接触しているもの又は走行中に接触した痕跡があるもの若しくは接触するおそれがあるもの
 - イ ブレーキ系統の配管又は接手部から、液漏れ又は空気漏れがあるもの
 - ウ ブレーキ・ロッド又はブレーキ・ケーブルに損傷があるもの又はその連結

新	li li
	部に緩みがあるもの
	エ ブレーキ・ロッド又はブレーキ系統の配管に溶接又は肉盛等の修理を行っ
	た部品 (パイプを二重にして確実にろう付けした場合の銅製パイプを除く。)
	を使用しているもの
	オ ブレーキ・ホース又はブレーキ・パイプに損傷があるもの
	<u>カ</u> ブレーキ・ホースが著しくねじれて取付けられているもの
	ー フレーキ・ペダルに遊びがないもの又は床面とのすき間がないもの
	ケ ブレーキ・レバーのラチェットが確実に作動しないもの又は損傷している
	<u>+0</u>
	コアからケに掲げるもののほか、堅ろうでないもの又は振動、衝撃、接触等
	により損傷を生じないように取付けられていないもの
	② 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に
	防止することができる装置を備えた自動車にあっては、当該装置が正常に作動し
	ないおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する黄色警報装置
	を備えたものであること。
	③ 二輪自動車及び側車付二輪自動車(サイドカー型)に備える制動装置は、2個
	の独立した操作装置を有し、前車輪を含む車輪及び後車輪を含む車輪をそれぞれ
	<u>独立に制動するものであること。</u>
	④ 側車付二輪自動車(トライク型)及び三輪自動車にあっては、駐車制動装置及
	び次に掲げる制動装置のいずれかを備えたものであること。
	ア 最高速度が 50km/h を超える自動車
	(7) 全ての車輪を制動する足動式の分配制動機能を有する主制動装置
	(イ) 全ての車輪を制動する足動式の連動制動機能を有する主制動装置及
	び補助主制動装置。
	ただし、補助主制動装置は、駐車制動装置に代えることができるも
	<u>のとする。</u>
	<u>イ 最高速度が 50km/h 以下の自動車</u> (マ) 2 / 2 / 2 / 2 / 2 / 2 / 2 / 2 / 3 / 3 /
	(7) 2 個の独立した主制動装置により全ての車輪を制動するもの(連動制
	動機能を有する主制動装置を除く。)
	(4) 分配制動機能を有する主制動装置
	(ウ) 全ての車輪を制動する連動制動機能を有する主制動装置及び補助主 制動装置。
	<u>刑期装直。</u> ただし、補助主制動装置は、駐車制動装置に代えることができるも
	たたし、補助主制動装直は、駐車制動装直に代えることができるも のとする。
	<u>のとする。</u> ⑤ 液体の圧力により作動する主制動装置は、次に掲げるいずれかの構造を有する
	<u> ② </u>
	ア 制動液の液面のレベルを容易に確認できる透明若しくは半透明なリザー
	/ <u>同勤依め依面のレベルを各物に確認 くさる透明石 しくは干透明なケケー</u> バ・タンク又はゲージを備えたもの
	イ 制動液が減少したときに、運転者席の運転者に警報する液面低下警報装置
	1 即動成が吸えしにこでに、建設有用が建設有に言報する依即似于言報表則

を備えたもの

- <u>ウ</u> その他制動液の液量がリザーバ・タンクのふたを開けないで容易に確認で きるもの
- ⑥ 分配制動機能を有する主制動装置は、制動装置が作動していないにもかかわらず制動液の液量が制動液のリザーバ・タンクの容量の半分の量以下となった場合に、運転者席の運転者に視覚的に警報する赤色警報装置を備えたものであること。
- ⑦ 7-12-1-2 (1) 又は 7-12-1-2 (2) が適用される自動車のテルテールの識別表示 のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものでないこと。





7-17-10-2-2 (略)

7-17-11 (略)

7-18 (略)

7-17-10-2-2 (略)

7-17-11 (略)

7-18 (略)

7-19 被牽引自動車の制動装置

7-19-1 装備要件

(1) ~ (2) (略)

- (3) 次の①から③のいずれかに該当する被牽引自動車は、(1) の規定にかかわらず主制動装置を省略することができる。(保安基準第12条第2項関係、細目告示第15条の2第2項、第3項関係、細目告示第93条の2第2項、第3項関係、細目告示第94条第3項関係)
 - ① 当該被牽引自動車の車両総重量が 750kg 以下であり、かつ、当該被牽引自動車と連結した状態において次のいずれかの基準に適合する制動装置を備えた牽引自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度 25km/h 以下の自動車を除く。) により牽引されるもの

ア 牽引自動車が専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満の もの以外の自動車である場合は、UN R13-15 附則 4 の 2.1.2. に適合すること。

イ (略)

② \sim ③ (略)

7-19-2 性能要件

7-19-2-1 (略)

7-19-2-2 書面等による審査

- (1) 制動装置は、走行中の自動車の減速及び停止、停止中の自動車の停止状態の保持等 に係る制動性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基 準に適合するものでなければならない。(細目告示第15条第1項関係、細目告示第93 条第1項関係)
 - ① 最高速度 25km/h を超える牽引自動車により牽引される被牽引自動車に備える 制動装置は、次に掲げる基準に適合すること。

7-19 被牽引自動車の制動装置

7-19-1 装備要件

(1) ~ (2) (略)

- (3) 次の①から③のいずれかに該当する被牽引自動車は、(1) の規定にかかわらず主制動装置を省略することができる。(保安基準第12条第2項関係、細目告示第15条の2第2項、第3項関係、細目告示第16条第3項関係、細目告示第93条の2第2項、第3項関係、細目告示第94条第3項関係)
 - ① 当該被牽引自動車の車両総重量が 750kg 以下であり、かつ、当該被牽引自動車と連結した状態において次のいずれかの基準に適合する制動装置を備えた牽引自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度 25km/h 以下の自動車を除く。) により牽引されるもの

ア 牽引自動車が専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの以外の自動車である場合は、UN R13-14 附則 4 の 2.1.2. に適合すること。

イ (略) ②~③ (略)

7-19-2 性能要件

, 10 c | 11065

7-19-2-1 (略)

7-19-2-2 書面等による審査

- (1) 制動装置は、走行中の自動車の減速及び停止、停止中の自動車の停止状態の保持等に係る制動性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第15条第1項関係、細目告示第93条第1項関係)
 - ① 最高速度 25km/h を超える牽引自動車により牽引される被牽引自動車に備える 制動装置は、次に掲げる基準に適合すること。

ア 制動装置は、UN R13-15の 5. 及び 6. (連結状態における制動性能に係る部分を除く。) に適合すること。

- イ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R13-15 附則 13 に適合すること。
- ウ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置は、UN R13-15 附則 21 に適合すること。
- ② 最高速度 25km/h 以下の牽引自動車により牽引される被牽引自動車に備える主制動装置(慣性制動装置を除く。) は、繰り返して制動を行った後においても、その制動効果に著しい支障を容易に生じないものであること。

この場合において、次のいずれかに適合する制動装置はこの基準に適合するものとする。(細目告示第93条第6項第2号ハ関係)

ア UN R13-15 の 5. 及び 6. のうちフェード性能に係る部分

イ (略)

 $(2) \sim (6)$ (略)

7-19-3~7-19-10 (略)

7-20 衝突被害軽減制動制御装置

7-20-1 (略)

7-20-2 性能要件

7-20-2-1 (略)

7-20-2-2 書面等による審査

衝突被害軽減制動制御装置は、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第15条第7項、第8項、細目告示第93条第8項、第9項、適用関係告示第9条第44項関係)

(1) (略)

(2) 7-20-1 (1) 後段及び 7-20-1 (2) に定める自動車の制動装置に備える衝突被害軽減制動制御装置は、UN R152-02-S4 の 5. 及び 6. に適合するものでなければならない。この場合において、次に掲げる衝突被害軽減制動制御装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、この基準に適合するものとする。①~③ (略)

7-20-3 (略)

7-20-4 適用関係の整理

(1) 次に掲げる自動車については、7-20-5 (従前規定の適用①) の規定を適用する。(適用関係告示第9条第6項、第18項、第19項、第20項、第21項、第22項、第23項、第39項、第42項、第53項、第59項関係)

① (略)

② 次表に掲げる自動車のうち次に掲げるもの

ア~オ (略)

区分 指定等年月日 製作年月日

Н

- ア 制動装置は、UN R13-14 の 5. 及び 6. (連結状態における制動性能に係る部分を除く。) に適合すること。
- イ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R13-14 附則 13 に適合すること。
- ウ 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置は、UN R13-14 附則 21 に適合すること。
- ② 最高速度 25km/h 以下の牽引自動車により牽引される被牽引自動車に備える主制動装置(慣性制動装置を除く。)は、繰り返して制動を行った後においても、その制動効果に著しい支障を容易に生じないものであること。

この場合において、次のいずれかに適合する制動装置はこの基準に適合するものとする。(細目告示第93条第6項第2号ハ関係)

ア UN R13-14 の 5. 及び 6. のうちフェード性能に係る部分

イ (略)

 $(2) \sim (6)$ (略)

7-19-3~7-19-10 (略)

7-20 衝突被害軽減制動制御装置

7-20-1 (略)

7-20-2 性能要件

7-20-2-1 (略)

7-20-2-2 書面等による審査

衝突被害軽減制動制御装置は、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第15条第7項、第8項、細目告示第93条第8項、第9項、適用関係告示第9条第44項関係)

(1) (略)

(2) 7-20-1 (1) 後段及び 7-20-1 (2) に定める自動車の制動装置に備える衝突被害軽減制動制御装置は、UN R152-02-S3の5.及び6.に適合するものでなければならない。この場合において、次に掲げる衝突被害軽減制動制御装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、この基準に適合するものとする。①~③(略)

7-20-3 (略)

7-20-4 適用関係の整理

(1) 次に掲げる自動車については、7-20-5 (従前規定の適用①) の規定を適用する。(適用関係告示第9条第6項、第18項、第19項、第20項、第21項、第22項、第23項、第39項、第42項、第53項、第59項関係)

① (略)

② 次表に掲げる自動車のうち次に掲げるもの

ア~オ(略)

区分 指定等年月日 製作年月日

	新		
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動	輸入自動車及び貨物の運送の用に供	R3. 10. 31	R8. 8. 31
車及び貨物の運送の用に 供する車両総重量 3.5 t	する軽自動車以外 の自動車		
以下の自動車	輸入自動車	R6. 6. 30	R8. 8. 31
	(略)	(略)	(略)

 $(2) \sim (3)$ (略)

(4) 次表に掲げる自動車のうち次に掲げるものについては、7-20-8(従前規定の適用④) の規定を適用する。(適用関係告示第9条第56項関係)

①~④ (略)

区分		指定等年月日	製作年月日
専ら乗用の用に供する乗	貨物の運送の用に	R6. 6. 30	R8. 8. 31
車定員 10 人未満の自動	供する軽自動車以		
車及び貨物の運送の用に	外の自動車		
供する車両総重量 3.5 t	(略)	(略)	(略)
以下の自動車			

(5) 次表に掲げる自動車のうち次に掲げるものについては、7-20-9 (従前規定の適用⑤) の規定を適用する。(適用関係告示第9条第58項関係)

①~③ (略)

区分	指定等年月日	製作年月日
貨物の運送の用に供する車両総重量 2.8t 超 3.5t以下 <u>の</u> 自動車	R8. 8. 31	R9. 8. 31

(6) (略)

7-20-5 従前規定の適用①

次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第6項、第18項、第19項、第20項、第21項、第22項、第23項、第39項、第42項、第53項、第59項関係)

① (略)

② 次表に掲げる自動車のうち次に掲げるもの ア〜オ(略)

区分 指定等年月日 製作年月日 専ら乗用の用に供する乗│輸入自動車及び R3. 10. 31 R8. 8. 31 車定員10人未満の自動車 貨物の運送の用 及び貨物の運送の用に供しに供する軽自動 する車両総重量 3.5 t 以 | 車以外の自動車 下の自動車 輸入自動車 R6. 6. 30 R8. 8. 31 (略) (略) (略)

7-20-5-1 (略)

	III-		
専ら乗用の用に供する乗 車定員10人未満の自動車 及び貨物の運送の用に供 する車両総重量3.5t以	輸入自動車及び 貨物の運送の用 に供する軽自動 車以外の自動車	R3. 10. 31	R7. 11. 30
下の自動車	輸入自動車	R6. 6. 30	R8. 6. 30
	(略)	(略)	(略)

 $(2) \sim (3)$ (略)

(4) 次表に掲げる自動車のうち次に掲げるものについては、7-20-8(従前規定の適用④) の規定を適用する。(適用関係告示第9条第56項関係)

①~④ (略)

9 9 (4)				
区分		指定等年月日	製作年月日	
専ら乗用の用に供する乗 車定員 10 人未満の自動 車及び貨物の運送の用に	貨物の運送の用に 供する軽自動車以 外の自動車	R6. 6. 30	R8. 6. 30	
供する車両総重量 3.5 t 以下の自動車	(略)	(略)	(略)	

(5) 次表に掲げる自動車のうち次に掲げるものについては、7-20-9(従前規定の適用⑤) の規定を適用する。(適用関係告示第9条第58項関係)

①~③ (略)

区分		指定等年月日	製作年月日
貨物の運送の用に供 する自動車	車両総重量 2.8t 超 3.5 t以下	R8. 6. 30	R9. 8. 31

(6) (略)

7-20-5 従前規定の適用①

次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第6項、第18項、第19項、第20項、第21項、第22項、第23項、第39項、第42項、第53項、第59項関係)

① (略)

② 次表に掲げる自動車のうち次に掲げるもの ア〜オ (略)

区分		指定等年月日	製作年月日
専ら乗用の用に供する乗 車定員10人未満の自動車 及び貨物の運送の用に供 する車両総重量3.5t以	輸入自動車及び 貨物の運送の用 に供する軽自動 車以外の自動車	R3. 10. 31	<u>R7. 11. 30</u>
下の自動車	輸入自動車	R6. 6. 30	R8. 6. 30
	(略)	(略)	(略)

7-20-5-1 (略)

7-20-6~7-20-7(略)

7-20-8 従前規定の適用④

次表に掲げる自動車のうち次に掲げるものについては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第56項関係)

① \sim 4 (略)

٠.	(I-H)			
	区分		指定等年月日	製作年月日
	専ら乗用の用に供する乗	貨物の運送の用に	R6. 6. 30	<u>R8. 8. 31</u>
	車定員 10 人未満の自動	供する軽自動車以		
	車及び貨物の運送の用に	外の自動車		
	供する車両総重量 3.5 t	(略)	(略)	(略)
	以下の自動車			

7-20-8-1~7-20-8-2 (略)

7-20-9 従前規定の適用⑤

次表に掲げる自動車のうち次に掲げるものについては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第58項関係)

①~③ (略)

区分	指定等年月日	製作年月日
貨物の運送の用に供する車両総重量 2.8t 超 3.5 t 以下 <mark>の</mark> 自動車	R8. 8. 31	R9. 8. 31

7-20-9-1~7-20-9-2(略)

7-20-10 (略)

7-21 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置

7-21-1 性能要件

7-21-1-1 (略)

7-21-1-2 書面等による審査

(1) 牽引自動車(最高速度が 25km/h 以下のものを除く。)及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、UN R13-15 の 5. 及び 6. (連結状態における制動性能に係る部分に限る。) に適合するものでなければならない。この場合において、次の各号に掲げる制動装置であってその機能を損なう損傷等のないものは、UN R13-15 の 5. 及び 6. (連結状態における制動性能に係る部分に限る。)に適合するものとする。(細目告示第 16 条第 1 項、第 94 条第 1 項関係) ①~③ (略)

(2) ~ (3) (略)

(2) - (3) (四百)

7-21-2~7-21-24 (略)

7-22~7-25 (略)

7-26 電気装置

7-26-1 性能要件

7-20-6~7-20-7(略)

7-20-8 従前規定の適用④

次表に掲げる自動車のうち次に掲げるものについては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第56項関係)

①~④ (略)

区分		指定等年月日	製作年月日
専ら乗用の用に供する乗 車定員 10 人未満の自動 車及び貨物の運送の用に	貨物の運送の用に 供する軽自動車以 外の自動車	R6. 6. 30	R8. 6. 30
供する車両総重量 3.5 t 以下の自動車	(略)	(略)	(略)

7-20-8-1~7-20-8-2 (略)

7-20-9 従前規定の適用⑤

次表に掲げる自動車のうち次に掲げるものについては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第58項関係)

① \sim ③ (略)

区分		指定等年月日	製作年月日	
貨物の運送の用に供	車両総重量 2.8t 超	!	R8. 6. 30	R9. 8. 31
する自動車	3.5 t 以下		<u>Ko. 0. 50</u>	NJ. 0. J1

7-20-9-1~7-20-9-2 (略)

7-20-10 (略)

7-21 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置

7-21-1 性能要件

7-21-1-1 視認等による審査

7-21-1-2 書面等による審査

(1) 牽引自動車(最高速度が 25km/h 以下のものを除く。)及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、UN R13-14の5.及び6.(連結状態における制動性能に係る部分に限る。)に適合するものでなければならない。この場合において、次の各号に掲げる制動装置であってその機能を損なう損傷等の

ないものは、UN R13-14 の 5. 及び 6. (連結状態における制動性能に係る部分に限る。) に適合するものとする。(細目告示第 16 条第 1 項、第 94 条第 1 項関係)

①~③ (略)

 $(2) \sim (3)$ (略)

7-21-2~7-21-24 (略)

7-22~7-25 (略)

7-26 電気装置

7-26-1 性能要件

7-26-1-1 (略)

7-26-1-2 書面等による審査

7-26-1-2-1 書面等による審査(装置関係)

- (1) 電力により作動する原動機を有する自動車(大型特殊自動車及び被牽引自動車を除 く。) 又は電気パワートレイン若しくは e アクスルを有する被牽引自動車の電気装置 は、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれがないものとして、乗車人員の 保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に 掲げる基準に適合するものでなければならない。(保安基準第17条の2第5項関係、 細目告示第99条第7項関係、適用関係告示第14条第15項関係)
 - ① 雷力により作動する原動機を有する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、 三輪自動車を除く。) 又は電気パワートレイン若しくは e アクスルを有する被牽 引自動車の電気装置は、UN R100-05 の 5. 及び 6. (6.4. を除く。) に適合するもの であること。

【適用関係の整理】

- ◇次に掲げる自動車にあっては、「UN R100-05」とあるのを「UN R100-04-S2」 又は「UN R100-03-S5」と読み替えることができる。(適用関係告示第 14 条 第 45 項関係)
- ア 令和9年8月31日以前に製作された自動車(電力により作動する原動 機を有する自動車以外の自動車を改造等により、電力により作動する原動 機を有する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特 殊自動車及び被牽引自動車を除く。)としたものであって、当該改造等が 行われた後、令和9年9月1日以降に初めて新規検査、予備検査又は構造 等変更検査を受けるものを除く。)
- イ 令和9年9月1日から令和12年8月31日までに製作された自動車であ って、次に掲げるもの
 - (7) 令和9年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自 動車及び多仕様自動車
 - (イ) 令和9年9月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自 動車及び多仕様自動車であって、令和9年8月31日以前の型式指 定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と原動機の 種類及び主要構造、燃料の種類並びに動力用電源装置の種類が同一 であるもの
 - (ウ) 指定自動車等以外の自動車
- ウ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記 載又は記録されている保安基準適用年月日が令和12年8月31日以前のも

② (略)

(2) (略)

(3) 自動車の振動等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられてい る原動機用蓄電池は、UN R100-05 の 6, 2, 、6, 3, 及び 6, 12, に適合するものとする。

7-26-1-1 (略)

7-26-1-2 書面等による審査

7-26-1-2-1 書面等による審査(装置関係)

- (1) 電力により作動する原動機を有する自動車(大型特殊自動車及び被牽引自動車を除 く。) 又は電気パワートレイン若しくは e アクスルを有する被牽引自動車の電気装置 は、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれがないものとして、乗車人員の 保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に 掲げる基準に適合するものでなければならない。(保安基準第17条の2第5項関係、 細目告示第 99 条第 7 項関係、適用関係告示第 14 条第 15 項関係)
 - ① 電力により作動する原動機を有する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、 三輪自動車を除く。) 又は電気パワートレイン若しくは e アクスルを有する被牽 引自動車の電気装置は、UN R100-04-S1 の 5. 及び 6. (6.4. を除く。) に適合する ものであること。

(新設)

② (略)

(2) (略)

(3) (1) ①に規定する UN R100-04-S1 の 6. にあっては、次に掲げる審査方法とすること ができる。

旧

(削除)

7-26-1-2-2 書面等による審査(衝突関係)

(1) 電力により作動する原動機を有する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)又は電気パワートレイン若しくは e アクスルを有する被牽引自動車の電気装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(保安基準第17条の2第6項関係、細目告示第21条第6項関係、細目告示第99条第8項関係)

① \sim ④ (略)

⑤ 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人未満の自動車(車両総重量 3.5t を超えるものを除く。)及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車並びに貨物の運送の用に供する自動車(車両総重量 3.5t を超えるものを除く。)及び当該自動車の形状に類する自動車については、UN R153-01 の 5.2.2. に適合すること。

【適用関係の整理】

- ◇次に掲げる自動車にあっては、「UN R153-01」とあるのを「UN R153-00-S4」と読み替えることができる。(適用関係告示第14条第43項関係)
- ア 令和8年8月31日以前に製作された自動車
- <u>イ</u> 令和8年9月1日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - (7) 令和8年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車
 - (イ) 令和8年9月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和8年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と動力電源装置の基本構造及び車体への取付方法並びに後面衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
- ウ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって出荷検査証(審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。) の発行日が令和8年8月31日以前のもの
- 工 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和8年8月31日以前のもの

⑥~⑧ (略)

⑨ 原動機用蓄電池は、UN R100-05 の 6.4. の基準に適合すること。

【適用関係の整理】

◇次に掲げる自動車にあっては、「UN R100-05」とあるのを「UN R100-04-S2」

① 自動車の振動等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられている原動機用蓄電池は、UN R100-04-S1 の 6.2.、6.3. 及び 6.12. に適合するものとする。

7-26-1-2-2 書面等による審査(衝突関係)

(1) 電力により作動する原動機を有する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)又は電気パワートレイン若しくは e アクスルを有する被牽引自動車の電気装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(保安基準第17条の2第6項関係、細目告示第21条第6項関係、細目告示第99条第8項関係)

① \sim ④ (略)

⑤ 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人未満の自動車(車両総重量 3.5t を超えるものを除く。)及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車並びに貨物の運送の用に供する自動車(車両総重量 3.5t を超えるものを除く。)及び当該自動車の形状に類する自動車については、UN R153-01 の 5.2.2.に適合すること。

(新設)

⑥~⑧ (略)

⑨ 原動機用蓄電池は、UN R100-04-S1 の 6.4. の基準に適合すること。

又は「UN R100-03-S5」と読み替えることができる。(適用関係告示第 14 条 第 45 項関係)

- ア 令和9年8月31日以前に製作された自動車(電力により作動する原動 機を有する自動車以外の自動車を改造等により、電力により作動する原動 機を有する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特 殊自動車及び被牽引自動車を除く。)としたものであって、当該改造等が 行われた後、令和9年9月1日以降に初めて新規検査、予備検査又は構造 等変更検査を受けるものを除く。)
- イ 令和9年9月1日から令和12年8月31日までに製作された自動車であ って、次に掲げるもの
 - (ア) 令和9年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自 動車及び多仕様自動車
 - (イ) 令和9年9月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自 動車及び多仕様自動車であって、令和9年8月31日以前の型式指 定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と原動機の 種類及び主要構造、燃料の種類並びに動力用電源装置の種類が同一 であるもの
 - (ウ) 指定自動車等以外の自動車
- ウ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記 載又は記録されている保安基準適用年月日が令和12年8月31日以前のも
- (2) 自動車の振動等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられてい る原動機用蓄電池は、UN R100-05 の 6.4.1. に適合するものとする。 (削除)

(3) ~ (6) (略)

7-26-2~7-26-3 (略)

7-26-4 適用関係の整理

(1) ~ (16) (略)

「UN R100-03-S3 適用】

(17)次に掲げる自動車にあっては、7-26-21(従前規定の適用m)の規定を適用する。(適 用関係告示第 14 条第 41 項関係)

①~④ (略)

(削除)

- (2) (1) ⑨に規定する UN R100-04-S1 の 6.4. にあっては、次に掲げる審査方法とするこ とができる。
 - ① 自動車の振動等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられ ている原動機用蓄電池は、UN R100-04-S1 の 6.4.1. に適合するものとする。
- $(3) \sim (6)$ (略)

7-26-2~7-26-3 (略)

7-26-4 適用関係の整理

- (1) ~ (16) (略)
- (17)次に掲げる自動車にあっては、7-26-21(従前規定の適用団)の規定を適用する。(適 用関係告示第 14 条第 41 項関係)

①~④ (略)

「後面衝突に係る適用: UN R153-00-S4 適用]

- (18)次に掲げる自動車にあっては、7-26-22(従前規定の適用®)の規定を適用する。(適 用関係告示第 14 条第 43 項関係)
 - ① 令和8年8月31日以前に製作された自動車
 - ② 令和8年9月1日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの ア 令和8年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及 び多仕様自動車

新	旧
	<u>イ</u> 令和8年9月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び
	多仕様自動車であって、令和8年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自
	動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と動力電源装置の基本構造及び車体
	への取付方法並びに後面衝突後の高電圧からの乗車人員に係る性能が同一
	<u>であるもの</u>
	③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって出荷検査証(審査当日
	において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発行日が
	④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は
	 記録されている保安基準適用年月日が令和8年8月31日以前のもの
7-26-5~7-26-20 (略)	7-26-5~7-26-20 (略)
[UN R100-03-S3 適用]	
7-26-21 従前規定の適用⑪	7-26-21 従前規定の適用⑪
次に掲げる自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告	次に掲げる自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告
示第 14 条第 41 項関係)	示第 14 条第 41 項関係)
① (略)	① (略)
② 令和8年9月1日から令和9年8月31日までに製作された自動車であって、次	② 令和8年9月1日から令和9年8月31日までに製作された自動車であって、次
に掲げるもの	に掲げるもの
ア〜イ (略)	ア〜イ (略)
ウ 指定自動車等以外の自動車	(新設)
<u>9</u> 11 定日 助 平 寺 以 ↑ 10 月 助 平 (3) ~ (4) (略)	(3)~(4) (略)
7-26-21-1~7-26-21-2(略)	7-26-21-1~7-26-21-2(略)
	7-20-21-1 - 7-20-21-2 (周子) [後面衝突に係る適用: UN R153-00-S4 適用]
(削除)	<u>「後</u> 国園美に味る週月: 00 1013-00-34 週 <u>月]</u> 7-26-22 従前規定の適用®
(HIMT)	<u>7-20-22 近間がたり週刊場</u> 次に掲げる自動車にあっては、7-26-21 の規定中、「UN R153-01」とあるのは「UN
	R153-00-S4」と読み替えることができる。(適用関係告示第 14 条第 43 項関係)
	① 令和8年8月31日以前に製作された自動車
	□ 〒40年0月31日以前に製作された日勤年 ② 令和8年9月1日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの
	ア 令和8年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び
	<u>ク </u>
	<u>イ</u> 令和8年9月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多 仕様自動車であって、令和8年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車
	特別取扱自動車及び多仕様自動車と動力電源装置の基本構造及び車体への取出されば、
	付方法並びに後面衝突後の高電圧からの乗車人員に係る性能が同一であるもの
	<u>の</u>
	③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって出荷検査証(審査当日に
	おいて発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発行日が令和
	8年8月31日以前のもの
	④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録なる。 1 という 2 日本 2 日本 2 日本 2 日本 3 日本 3 日本 3 日本 3 日本
	録されている保安基準適用年月日が令和8年8月31日以前のもの

旧

7-27 サイバーセキュリティシステム

7-27-1~7-27-3(略)

7-27-4 適用関係の整理

「自動運行装置を備えない自動車の従前規定】

- (1) 自動運行装置を備えない自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車を除 く。) であって、次に掲げるものは、サイバーセキュリティシステムの基準は適用し ない。(適用関係告示第14条第24項関係)
 - ① (略)
 - ② 電気通信回線を使用してプログラム等を改変する機能(当該改変による自動車の改造が法第99条の3第1項第1号の改造に該当する場合に限る。)を有しない自動車であって、次に掲げるもの

ア (略)

イ 令和 6 年 1 月 1 日から $\frac{$ 令和 8 年 8 月 $\frac{}{}$ 月 $\frac{}{}$ 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

(ア) ~ (イ) (略)

- ウ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。) の発行日が令和8年8月31日以前のもの
- エ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載 又は記録されている保安基準適用年月日が令和8年8月31日以前のもの

③ (略)

- ④ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発行日が令和12年8月31日以前のもの(次に掲げるものに限る。)
 - ア 車両総重量が 5t を超え、幅が 2.1m以下であり、かつ、立席を有する専ら 乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車
 - イ 車両総重量が 12t を超え、かつ、後車軸に操舵機構を有する緊急自動車

(2) ~ (3) (略)

- (4) 自動運行装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって、次に掲げるものは、サイバーセキュリティシステムの基準は適用しない。(適用関係告示第14条第39項)
 - ① (略)
 - ② 令和11年7月1日から<u>令和13年8月31日</u>以前に製作された自動車であって、 次に掲げるもの

ア~ウ(略)

- ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発行日が令和13年8月31日以前のもの
- ④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は

7-27 サイバーセキュリティシステム

7-27-1~7-27-3(略)

7-27-4 適用関係の整理

[自動運行装置を備えない自動車の従前規定]

- (1) 自動運行装置を備えない自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車を除 く。) であって、次に掲げるものは、サイバーセキュリティシステムの基準は適用し ない。(適用関係告示第14条第24項関係)
 - ① (略)
 - ② 電気通信回線を使用してプログラム等を改変する機能(当該改変による自動車の改造が法第99条の3第1項第1号の改造に該当する場合に限る。)を有しない自動車であって、次に掲げるもの

ア (略)

イ 令和6年1月1日から<u>令和8年4月30日</u>までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

(7) ~ (1) (略)

- ウ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。) の発行日が令和8年4月30日以前のもの
- エ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載 又は記録されている保安基準適用年月日が令和8年4月30日以前のもの

③ (略)

(新設)

 $(2) \sim (3)$ (略)

- (4) 自動運行装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって、次に掲げるものは、サイバーセキュリティシステムの基準は適用しない。(適用関係告示第14条第39項)
 - ① (略)
 - ② 令和11年7月1日から令和13年6月30日以前に製作された自動車であって、 次に掲げるもの

ア~ウ (略)

- ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発行日が令和13年6月30日以前のもの
- ④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は

記録されている保安基準適用年月日が令和13年8月31日以前のもの

7-27-5 (略)

7-27 の 2 プログラム等改変システム

7-27 の 2-1~7-27 の 2-3 (略)

7-27 の 2-4 適用関係の整理

「自動運行装置を備えない自動車の従前規定】

- (1) 自動運行装置を備えない自動車であって、次に掲げるものは、プログラム等改変システムの基準は適用しない。(適用関係告示第14条第24項関係)
 - ① (略)
 - ② 電気通信回線を使用してプログラム等を改変する機能(当該改変による自動車の改造が法第99条の3第1項第1号の改造に該当する場合に限る。)を有しない自動車であって、次に掲げるもの

ア (略)

イ 令和 6 年 1 月 1 日から $\frac{$ 令和 8 年 8 月 $\frac{}{}$ 月 $\frac{}{}$ 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

(ア) ~ (イ) (略)

- ウ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。) の発行日が令和8年8月31日以前のもの
- エ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載 又は記録されている保安基準適用年月日が令和8年8月31日以前のもの

③ (略)

- ④ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発行日が令和12年8月31日以前のもの(次に掲げるものに限る。)
 - ア 車両総重量が 5t を超え、幅が 2.1m 以下であり、かつ、立席を有する専ら 乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車
 - イ 車両総重量が 12t を超え、かつ、後車軸に操舵機構を有する緊急自動車

(2) (略)

7-27 の 2-5 (略)

7-28 (略)

7-29 フルラップ前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能

7-29-1~7-29-11 (略)

「UN R137-03 適用]

7-29-12 従前規定の適用8

次に掲げる自動車については、7-29-1 の規定中、「UN R137-04」を「UN R137-03」と 読み替えることができる。(適用関係告示第 15 条第 43 項関係)

① (略)

ĺΗ

記録されている保安基準適用年月日が令和13年6月30日以前のもの

7-27-5 (略)

7-27 の 2 プログラム等改変システム

7-27 の 2-1~7-27 の 2-3 (略)

7-27 の 2-4 適用関係の整理

「自動運行装置を備えない自動車の従前規定】

- (1) 自動運行装置を備えない自動車であって、次に掲げるものは、プログラム等改変システムの基準は適用しない。(適用関係告示第14条第24項関係)
 - ① (略)
 - ② 電気通信回線を使用してプログラム等を改変する機能(当該改変による自動車の改造が法第99条の3第1項第1号の改造に該当する場合に限る。)を有しない自動車であって、次に掲げるもの

ア (略)

イ 令和6年1月1日から 令和8年4月30日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

(ア) ~ (イ) (略)

- ウ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。) の発行日が令和8年4月30日以前のもの
- エ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載 又は記録されている保安基準適用年月日が令和8年4月30日以前のもの

③ (略)

(新設)

(2) (略)

7-27の2-5(略)

7-28 (略)

7-29 フルラップ前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能

7-29-1~7-29-11 (略)

「UN R137-03 適用]

7-29-12 従前規定の適用®

次に掲げる自動車については、7-29-1 の規定中、「UN R137-04」を「UN R137-03」と 読み替えることができる。(適用関係告示第 15 条第 43 項関係)

① (败)

② 令和9年9月1日以降に製作された自動車であって、次に掲げるものア (略)

イ 令和9年9月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多 仕様自動車であって、<mark>令和9年8月31日</mark>以前の型式指定自動車、輸入自動車 特別取扱自動車及び多仕様自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分(乗員保 護装置を含む。)のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能 が同一であるもの

③~④ (略)

7-30~7-32 (略)

7-33 車枠及び車体の歩行者保護性能

7-33-1~7-33-3 (略)

7-33-4 適用関係の整理

(1) ~ (4) (略)

「UN R127-02 適用]

(5) 次に掲げる自動車については、7-33-9(従前規定の適用⑤)の規定を適用する。(適 用関係告示第15条第40項関係)

①~④ (略)

区分	指定等年月日	製作年月日
自動車	R6. 7. 6	R8. 8. 31

(6) (略)

7-33-5~7-33-8 (略)

「UN R127-02 適用]

7-33-9 従前規定の適用⑤

次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第15条第40項関係)

①~④ (略)

区分	指定等年月日	製作年月日
自動車	R6. 7. 6	R8. 8. 31

7-33-9-1 (略)

7-33-10 (略)

7-34~7-36 (略)

7-37 突入防止装置

7-37-1~7-37-6 (略)

7-37-7 従前規定の適用③

平成17年8月31日(長さ4.7m以下、幅1.7m以下、かつ、高さ2.0m以下の自動車 にあっては平成19年8月31日)以前に製作された自動車については、次の基準に適合

② 令和9年9月1日以降に製作された自動車であって、次に掲げるものア(略)

イ 令和9年9月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多 仕様自動車であって、令和8年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車 特別取扱自動車及び多仕様自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分(乗員保 護装置を含む。)のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能 が同一であるもの

③~④ (略)

7-30~7-32 (略)

7-33 車枠及び車体の歩行者保護性能

7-33-1~7-33-3 (略)

7-33-4 適用関係の整理

(1) ~ (4) (略)

「UN R127-02 適用]

(5) 次に掲げる自動車については、7-33-9(従前規定の適用⑤)の規定を適用する。(適 用関係告示第15条第40項関係)

①~④ (略)

区分	指定等年月日	製作年月日
自動車	R6. 7. 6	R8. 7. 6

(6) (略)

7-33-5~7-33-8 (略)

「UN R127-02 適用]

7-33-9 従前規定の適用⑤

次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 15 条第 40 項関係)

①~④ (略)

区分	指定等年月日	製作年月日
自動車	R6. 7. 6	R8. 7. 6

7-33-9-1 (略)

7-33-10 (略)

7-34~7-36 (略)

7-37 突入防止装置

7-37-1~7-37-6 (略)

7-37-7 従前規定の適用③

平成 17 年 8 月 31 日 (長さ 4.7m 以下、幅 1.7m 以下、かつ、高さ 2.0m 以下の自動車 にあっては平成 19 年 8 月 31 日) 以前に製作された自動車については、次の基準に適合

旧

するものであればよい。(適用関係告示第17条第1項第2号関係)

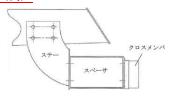
7-37-7-1 (略)

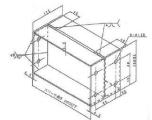
7-37-7-2 性能要件

7-37-7-2-1 (略)

7-37-7-2-2 書面等による審査

- $(1) \sim (2)$ (略)
- (3) 指定自動車等に備えられている突入防止装置又は法第75条の3第1項の規定に基づ く装置の指定を受けた突入防止装置のクロスメンバと取付ステーとの間に構造物(ス ペーサ)が取付けられた突入防止装置であって、次に掲げる全ての要件を満たすもの は、(1) ②の「これに準ずる性能を有する突入防止装置」とする。
 - ① 自動車を横から見た際、突入防止装置のクロスメンバとステーの間にスペーサ を取付けることにより、指定自動車等の突入防止装置の取付位置を水平かつ後方 に移動させるもの。
 - ② 車両中心線に平行なスペーサの長さが 250mm 以下のもの。
 - ③ スペーサはスチール製であり、かつ、使用する部材の断面は 3.2mm 以上、両端のプレート部(ステー、突入防止装置のクロスメンバに取付ける部分)は 4.5mm 以上のものであること。
 - ④ スペーサの構成部品は強固に溶接されていること。
 - ⑤ 車両中心面に垂直な位置から見たスペーサ本体の断面は縦 150mm 以上、横 125mm 以上の寸法を有すること。
 - ⑥ スペーサの断面形状は「コの字型スチール材」を背中合わせに接合し、更に両端に取付けのためのプレート部を接合したものであること。
 - 両端のプレート部は、縦 150mm 以上、横 125mm 以上の寸法を有すること。
 - ② 突入防止装置のボルト位置に変更が無いこと。 (例)





するものであればよい。(適用関係告示第17条第1項第2号関係)

7-37-7-1 (略)

7-37-7-2 性能要件

7-37-7-2-1 (略)

7-37-7-2-2 書面等による審査

(1) ~ (2) (略)

(新設)

旧

7-37-7-3 (略)

7-37-8 従前規定の適用④

平成24年7月10日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第17条第5項関係、第7項関係)

7-37-8-1 (略)

7-37-8-2 性能要件

7-37-8-2-1 (略)

7-37-8-2-2 書面等による審査

 $(1) \sim (2)$ (略)

- (3) 指定自動車等に備えられている突入防止装置又は法第75条の3第1項の規定に基づ く装置の指定を受けた突入防止装置のクロスメンバと取付ステーとの間に構造物(スペーサ)が取付けられた突入防止装置であって、次に掲げる全ての要件を満たすもの は、(1) ③の「これに準ずる性能を有する突入防止装置」とする。
 - ① 自動車を横から見た際、突入防止装置のクロスメンバとステーの間にスペーサ を取付けることにより、指定自動車等の突入防止装置の取付位置を水平かつ後方 に移動させるもの。
 - ② 車両中心線に平行なスペーサの長さが 250mm 以下のもの。
 - ③ スペーサはスチール製であり、かつ、使用する部材の断面は 3.2mm 以上、両端のプレート部 (ステー、突入防止装置のクロスメンバに取付ける部分) は 4.5mm 以上のものであること。
 - ④ スペーサの構成部品は強固に溶接されていること。
 - ⑤ 車両中心面に垂直な位置から見たスペーサ本体の断面は縦 150mm 以上、横 125mm 以上の寸法を有すること。
 - ⑥ スペーサの断面形状は「コの字型スチール材」を背中合わせに接合し、更に両端に取付けのためのプレート部を接合したものであること。
 - ⑦ 両端のプレート部は、縦 150mm 以上、横 125mm 以上の寸法を有すること。

7-37-7-3 (略)

7-37-8 従前規定の適用④

平成24年7月10日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第17条第5項関係、第7項関係)

7-37-8-1 (略)

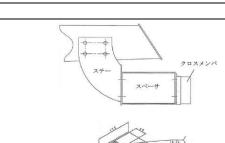
7-37-8-2 性能要件

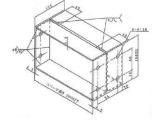
7-37-8-2-1 (略)

7-37-8-2-2 書面等による審査

(1) ~ (2) (略)

(新設)





7-37-8-3 (略) 7-37-9~7-37-10 (略) 7-38~7-40 (略)

7-41 運転者席

7-41-1~7-41-3 (略)

7-41-4 適用関係の整理

- $(1) \sim (2)$ (略)
- (3) 次に掲げる自動車については、7-41-7(従前規定の適用③)の規定を適用する。(適用関係告示第18条の2第3項関係)
 - ① (略)
 - ② 令和6年7月1日から令和8年8月31日までに製作された自動車であって、 次に掲げるもの

ア~ウ(略)

- ③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は 記録されている保安基準適用年月日が令和8年8月31日以前のもの
- (4) 次に掲げる自動車については、7-41-8(従前規定の適用④)の規定を適用する。(適用関係告示第18条の2第5項関係)
 - ① (略)
 - ② 令和8年1月1日から令和11年8月31日までに製作された自動車であって、 次に掲げるもの

ア~ウ(略)

- ③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は 記録されている保安基準適用年月日が令和11年8月31日以前のもの
- (5) (略)

7-37-8-3 (略)

7-37-9~7-37-10(略)

7-38~7-40 (略)

7-41 運転者席

7-41-1~7-41-3 (略)

7-41-4 適用関係の整理

- $(1) \sim (2)$ (略)
- (3) 次に掲げる自動車については、7-41-7(従前規定の適用③)の規定を適用する。(適用関係告示第18条の2第3項関係)
 - ① (略)
 - ② 令和6年7月1日から令和8年6月30日までに製作された自動車であって、 次に掲げるもの

ア~ウ(略)

- ③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は 記録されている保安基準適用年月日が令和8年6月30日以前のもの
- (4) 次に掲げる自動車については、7-41-8 (従前規定の適用④) の規定を適用する。(適用関係告示第18条の2第4項第5項関係)
 - ① (略)
 - ② 令和8年1月1日から令和10年12月31日までに製作された自動車であって、 次に掲げるもの

ア~ウ(略)

- ③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は 記録されている保安基準適用年月日が令和10年12月31日以前のもの
- (5) (略)

7-41-5~7-41-6 (略)

7-41-7 従前規定の適用③

次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第18条の2第3項関係)

① (略)

② 令和6年7月1日から<u>令和8年8月31日</u>までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

ア~ウ(略)

③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和8年8月31日以前のもの

7-41-7-1 (略)

7-41-8 従前規定の適用④

次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第18条の2第5項関係)

① (略)

② 令和8年1月1日から<u>令和11年8月31日</u>までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

ア~ウ(略)

③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和11年8月31日以前のもの

7-41-8-1 (略)

7-41-9 (略)

7-42~7-43 (略)

7-44 座席ベルト等

7-44-1~7-44-3 (略)

7-44-4 適用関係の整理

(1) ~ (8) (略)

(9) 次に掲げる自動車にあっては、7-44-13 (従前規定の適用⑨) の規定を適用する。(適用関係告示第20条第24項関係)

1~2 (略)

③ 令和4年9月1日以降に製作された自動車のうち、令和4年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトに係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、UN R16-08-S1の8.1.8.又はUN R173-00の5.1.8.の適用を受けないもの

④~⑤ (略)

(10) ~ (12) (略)

7-44-5~7-44-12(略)

7-44-13 従前規定の適用⑨

次に掲げる自動車にあっては、7-44-13 (従前規定の適用⑨)の規定に適合するもの

7-41-5~7-41-6(略)

7-41-7 従前規定の適用③

次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第18条の2第3項関係)

① (略)

② 令和6年7月1日から<u>令和8年6月30日</u>までに製作された自動車であって、次 に掲げるもの

ア~ウ(略)

③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和8年6月30日以前のもの

7-41-7-1 (略)

7-41-8 従前規定の適用④

次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第18条の2第4項第5項関係)

① (略)

② 令和8年1月1日から<mark>令和10年12月31日</mark>までに製作された自動車であって、 次に掲げるもの ア〜ウ(略)

③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和10年12月31日以前のもの

7-41-8-1 (略)

7-41-9 (略)

7-42~7-43 (略)

7-44 座席ベルト等

7-44-1~7-44-3 (略)

7-44-4 適用関係の整理

(1) ~ (8) (略)

(9) 次に掲げる自動車にあっては、7-44-13 (従前規定の適用⑨) の規定を適用する。(適用関係告示第 20 条第 24 項関係)

①~②(略)

③ 令和4年9月1日以降に製作された自動車のうち、令和4年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトに係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、UN R16-08-S1 の8.1.8. 又はUN R175-00の5.1.8.の適用を受けないもの

4~(5) (略)

(10) ~ (12) (略)

7-44-5~7-44-12 (略)

7-44-13 従前規定の適用⑨

次に掲げる自動車にあっては、7-44-13 (従前規定の適用⑨)の規定に適合するもの

であればよい。(適用関係告示第20条第24項関係)

①~②(略)

③ 令和4年9月1日以降に製作された自動車のうち、令和4年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトに係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、UN R16-08-S1の8.1.8.又はUN R173-00の5.1.8.の適用を受けないもの

④~⑤ (略)

7-44-13-1~7-44-13-2 (略)

7-44-14 (略)

7-44-15 従前の規定の適用①

令和8年12月31日以前に製作された農耕トラクタにあっては、次の基準に適合する ものであればよい。(適用関係告示第20条第28項)

7-44-15-1 (略)

7-44-15-2 性能要件

なし。

7-44-16 従前の規定の適用(12)

次に掲げる自動車にあっては、7-44-2 の規定中「UN R16-10」とあるのを「UN R16-09」と「UN R173-00 の 5.」とあるのを「UN R16-09 の 8.1. から 8.3.6. まで」と、「UN R173-00 の 5.1. から 5.3.4. (5.2.2.5. を除く。)」とあるのを「UN R16-09 の 8.1. から 8.3.4. (8.2.2.5. を除く。)」と読み替えることができる。(適用関係告示第 20 条第 27 項関係)①(略)

② 令和9年9月1日以降に製作された自動車であって、次に掲げるものア (略)

イ 令和9年9月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多 仕様自動車であって、 令和9年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車 特別取扱自動車及び多仕様自動車と座席ベルトに係る性能が同一であるもの

 $③ \sim ④ (略)$

7-45 座席ベルト非装着時警報装置

7-45-1~7-45-8 (略)

7-45-9 従前規定の適用⑤

次に掲げる自動車については、7-45-1 <u>及び 8-45-1</u> の規定中、「UN R16-10」を「UN R16-09」と読み替えることができる。(適用関係告示第 20 条第 27 項関係)

①~③ (略)

7-46~7-54 (略)

7-55 窓ガラス貼付物等

7-55-1~7-55-3(略)

7-55-4 適用関係の整理

(1) (略)

であればよい。(適用関係告示第20条第24項関係)

①~② (略)

③ 令和4年9月1日以降に製作された自動車のうち、令和4年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトに係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、UN R16-08-S1の8.1.8.又はUN R175-00の5.1.8.の適用を受けないもの

④~⑤ (略)

7-44-13-1~7-44-13-2 (略)

7-44-14 (略)

7-44-15 従前の規定の適用①

令和8年12月31日以前に製作された農耕トラクタにあっては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第20条第28項)

7-44-15-1 (略)

7-44-15-2 性能要件(書面等による審査)

なし。

7-44-16 従前の規定の適用①

次に掲げる自動車にあっては、7-44-2 の規定中「UN R16-10」とあるのを「UN R16-09」と「UN R173-00 の 5.」とあるのを「UN R16-09 の 8.1. から 8.3.6. まで」と、「UN R173-00 の 5.1. から 5.3.4. (5.2.2.5. を除く。)」とあるのを「UN R16-09 の 8.1. から 8.3.4. (8.2.2.5. を除く。)」読み替えることができる。(適用関係告示第 20 条第 27 項関係)① (略)

② 令和9年9月1日以降に製作された自動車であって、次に掲げるものア (略)

イ 令和9年9月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多 仕様自動車であって、 令和8年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車 特別取扱自動車及び多仕様自動車と座席ベルトに係る性能が同一であるもの

③~④ (略)

7-45 座席ベルト非装着時警報装置

7-45-1~7-45-8 (略)

7-45-9 従前規定の適用⑤

次に掲げる自動車については、7-45-1 の規定中、「UN R16-10」を「UN R16-09」と読み替えることができる。(適用関係告示第 20 条第 27 項関係)

①~③ (略)

7-46~7-54 (略)

7-55 窓ガラス貼付物等

7-55-1~7-55-3(略)

7-55-4 適用関係の整理

(1) (略)

(2) 次に掲げる自動車については、7-55-6(従前規定の適用②)の規定を適用する。(適 用関係告示第26条第5項関係)

① (略)

② 令和6年7月1日から<mark>令和8年8月31日</mark>までに製作された自動車であって、 次に掲げるもの

ア~ウ(略)

- ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発行日が令和8年8月31日以前のもの
- ④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は 記録されている保安基準適用年月日が令和8年8月31日以前のもの

7-55-5 (略)

7-55-6 従前規定の適用②

次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第26条第5項関係)

① (略)

② 令和6年7月1日から<u>令和8年8月31日</u>までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

ア~ウ(略)

- ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発行日が<u>令和8年8月31日</u>以前のもの
- ④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和8年8月31日以前のもの

7-55-6-1 (略)

7-56 騒音防止装置

7-56-1 (略)

7-56-2 性能要件

7-56-2-1 (略)

7-56-2-2 書面等による審査

(1) 自動車(被牽引自動車を除く。)は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第30条第1項関係、細目告示第40条第1項関係)

①~②(略)

③ 新たに運行の用に供しようとする二輪自動車は、UN R41-05-S3 の 6. (6.3.及び 6.4.を除く。また、令和 3 年 1 月 20 日以降の型式指定自動車以外の二輪自動車については、試験路は ISO 10844:1994 又は ISO 10844:2014 に規定された路面であってもよく、令和 11 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車以外の二輪自動車に

ĺΗ

(2) 次に掲げる自動車については、7-55-6 (従前規定の適用②)の規定を適用する。(適用関係告示第26条第5項関係)

① (略)

② 令和6年7月1日から<mark>令和8年6月30日</mark>までに製作された自動車であって、 次に掲げるもの

ア~ウ (略)

- ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発行日が令和8年6月30日以前のもの
- ④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は 記録されている保安基準適用年月日が令和8年6月30日以前のもの

7-55-5 (略)

7-55-6 従前規定の適用②

次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第26条第5項関係)

① (略)

② 令和6年7月1日から<u>令和8年6月30日</u>までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア〜ウ(略)

- ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発行日が<u>令和8年6月30日</u>以前のもの
- ④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和8年6月30日以前のもの

7-55-6-1 (略)

7-56 騒音防止装置

7-56-1 (略)

7-56-2 性能要件

7-56-2-1 (略)

7-56-2-2 書面等による審査

(1) 自動車(被牽引自動車を除く。) は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第30条第1項関係、細目告示第40条第1項関係、細目告示第118条第1項関係)

① \sim ② (略)

③ 新たに運行の用に供しようとする二輪自動車は、UN R41-05-S3 の 6. (6.3.及び 6.4. を除く。また、令和 3 年 1 月 20 日以降の型式指定自動車以外の二輪自動車については、試験路は ISO 10844:1994 又は ISO 10844:2014 に規定された路面であってもよく、令和 12 年 1 月 10 日以降の型式指定自動車以外の二輪自動車に

ついては、試験路は ISO 10844:2014 に規定された路面であってもよい。) に適合 する構造であること。

なお、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等 により基準適合性を確認した時点の車両重量の±20kg(多仕様自動車であって、 諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあっては最小車両重量か ら+20kg) の範囲にあればよい。

(2) ~ (10) (略)

[UN R51 の読み替え適用]

- (11)次に掲げる自動車にあっては 7-56-2-2 の規定中、「UN R51-03-S10」を「UN R51-03-S6」 と読み替えることができる。(適用関係告示第27条第37項関係)
 - ① (略)
 - ② 今和5年1月4日以降に製作された自動車であって次に掲げるもの ア (略)
 - イ 令和5年1月4日から令和9年8月31日(乗車定員10人以上の専ら乗用 の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が5トンを超える自動車 及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が3.5ト ンを超える自動車にあっては令和10年8月31日)までに新たに指定を受け た型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定 を受けた多仕様自動車であって、令和5年1月3日以前の型式指定自動車、 輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自 動車から、種別、用途、車体の外形、懸架装置の種類及び主要構造並びに適 合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準 値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの
 - ウ 令和9年9月1日 (乗車定員10人以上の専ら乗用の用に供する自動車で あって、技術的最大許容質量が5トンを超える自動車及び貨物の運送の用に 供する自動車であって、技術的最大許容質量が3.5トンを超える自動車にあ っては令和10年9月1日)以降に新たに指定を受けた型式指定自動車、輸 入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動 車であって、令和9年8月31日 (乗車定員10人以上の専ら乗用の用に供す る自動車であって、技術的最大許容質量が5トンを超える自動車及び貨物の 運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が3.5トンを超える 自動車にあっては令和10年8月31日)以前の型式指定自動車、輸入自動車 特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車から、種 別、用途、車体の外形、懸架装置の種類及び主要構造並びに適合する排出ガ ス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式 を区分する事項に変更がないもの(騒音防止装置に係る性能について変更が ないものに限る。)

工 (略)

(削除)

ついては、試験路は ISO 10844:2014 に規定された路面であってもよい。) に適合 する構造であること。

なお、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等 により基準適合性を確認した時点の車両重量の±20kg(多仕様自動車であって、 諸元表に記載されている最小車両重量を用いる場合にあっては最小車両重量か ら+20kg) の範囲にあればよい。

(2) ~ (10) (略)

[UN R51 の読み替え適用]

- (11)次に掲げる自動車にあっては7-56-2-2の規定中、「UN R51-03-S10」を「UN R51-03-S6」 と読み替えることができる。(適用関係告示第27条第37項関係)
 - ① (略)
 - ② 今和5年1月4日以降に製作された自動車であって次に掲げるもの ア (略)
 - イ 令和5年1月4日から令和8年10月7日(乗車定員10人以上の専ら乗用 の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 5 トンを超える自動車 及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が3.5ト ンを超える自動車にあっては令和9年10月7日)までの型式指定自動車、 輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自 動車であって、令和5年1月3日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取 扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車から、種別、用 途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸 西、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の 基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの
 - ウ 令和8年10月8日 (乗車定員10人以上の専ら乗用の用に供する自動車で あって、技術的最大許容質量が5トンを超える自動車及び貨物の運送の用に 供する自動車であって、技術的最大許容質量が3.5トンを超える自動車にあ っては令和9年10月8日) 以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自 動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和8年 10月7日 (乗車定員10人以上の専ら乗用の用に供する自動車であって、技 術的最大許容質量が5トンを超える自動車及び貨物の運送の用に供する自動 車であって、技術的最大許容質量が3.5トンを超える自動車にあっては令和 9年10月7日) 以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音 防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車から、種別、用途、車体の外形、 動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出 ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型 式を区分する事項に変更がないもの(騒音防止装置に係る性能について変更 がないものに限る。)

工 (略)

③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当 日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発行日 ③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は 記録されている保安基準適用年月日が<u>令和9年8月31日</u>(専ら乗用の用に供す る乗車定員10人以上の自動車であって技術的最大許容質量が5tを超えるもの及 び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が3.5tを超える ものにあっては令和10年8月31日)以前のもの

「試験路の読み替え適用]

- (12) 次に掲げる自動車にあっては 7-56-2-2 の規定において、UN R51-03-S7 に規定する 試験路において測定した値を用いることができる。(適用関係告示第 27 条第 38 項関 係)
 - ① 令和10年8月31日以前に製作された自動車
 - ② 令和10年9月1日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - ア <mark>令和 10 年 8 月 31 日</mark>以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車
 - イ 令和 10 年 9 月 1 日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和 10 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と種別、用途、車体の外形、懸架装置の種類及び主要構造並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの(騒音防止装置に係る性能について変更がないものに限る。)

ウ (略)

(削除)

③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は 記録されている保安基準適用年月日が令和10年8月31日以前のもの

7-56-3 (略)

7-56-4 適用関係の整理

- (1) ~ (8) (略)
- (9) 次に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)にあっては、7-56-13(従前規定の適用⑨)の規定を適用する。(適用関係告示第27条第36項関係)
 - ① 令和6年10月7日 (専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が3.5tを超えるものにあっては令和8年8月31日)以前に製作された自動車

が令和8年10月7日 (専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が3.5tを超えるものにあっては令和9年10月7日) 以前のもの

④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は 記録されている保安基準適用年月日が<u>令和8年10月7日</u>(専ら乗用の用に供す る乗車定員10人以上の自動車であって技術的最大許容質量が5tを超えるもの及 び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が3.5tを超える ものにあっては令和9年10月7日)以前のもの

「試験路の読み替え適用]

- (12) 次に掲げる自動車にあっては 7-56-2-2 の規定において、UN R51-03-S7 に規定する 試験路において測定した値を用いることができる。(適用関係告示第 27 条第 38 項関 係)
 - ① 令和10年9月24日以前に製作された自動車
 - ② <u>令和10年9月25日</u>以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの ア <u>令和10年9月24日</u>以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及 び多仕様自動車
 - イ 令和 10 年 9 月 25 日 以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和 10 年 9 月 24 日 以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの(騒音防止装置に係る性能について変更がないものに限る。)

ウ (略)

- ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発行日が令和10年9月24日以前のもの
- ④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は 記録されている保安基準適用年月日が令和10年9月24日以前のもの

7-56-3 (略)

7-56-4 適用関係の整理

- (1) ~ (8) (略)
- (9) 次に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)にあっては、7-56-13(従前規定の適用⑨)の規定を適用する。(適用関係告示第27条第36項関係)
 - ① 令和6年10月7日 (専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が3.5tを超えるものにあっては<u>令和8年10月7日</u>)以前に製作された自動車

- ② 令和6年10月8日(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が3.5tを超えるものにあっては令和8年9月1日)から令和9年8月31日(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が3.5tを超えるものにあっては令和10年8月31日)までに製作された自動車であって次に掲げるもの
 - ア 令和6年10月7日 (専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が3.5tを超えるものにあっては<u>令和8</u>年8月31日) 以前の型式指定自動車及び多仕様自動車
 - マ 令和6年10月8日(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が3.5tを超えるものにあっては令和8年9月1日)以降に新たに指定を受けた型式指定自動車及び多仕様自動車であって、令和6年10月7日(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が3.5tを超えるものにあっては今和8年8月31日)以前の型式指定自動車及び多仕様自動車から、種別、用途、車体の外形、懸架装置の種類及び主要構造並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの

ウ (略)

③ <u>令和9年8月31日</u>(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が3.5tを超えるものにあっては<u>令和10年8月31日</u>)以前に製作された輸入自動車

(削除)

④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は 記録されている保安基準適用年月日が令和9年8月31日 (専ら乗用の用に供す る乗車定員10人以上の自動車であって技術的最大許容質量が5tを超えるもの及 び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が3.5tを超える ものにあっては令和10年8月31日)以前のもの

7-56-5~7-56-12 (略)

7-56-13 従前規定の適用⑨

- ② 令和6年10月8日(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が3.5tを超えるものにあっては令和8年10月8日)から令和8年10月7日(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が3.5tを超えるものにあっては令和9年10月7日)までに製作された自動車であって次に掲げるもの
 - ア 令和6年10月7日 (専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が3.5tを超えるものにあっては令和8年10月7日) 以前の型式指定自動車及び多仕様自動車
 - イ 令和6年10月8日(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が3.5tを超えるものにあっては全和8年10月8日)以降の型式指定自動車及び多仕様自動車であって、令和6年10月7日(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が3.5tを超えるものにあっては令和8年10月7日)以前の型式指定自動車及び多仕様自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの

ウ (略)

- ③ 令和8年10月7日 (専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が3.5tを超えるものにあっては令和9年10月7日) 以前に製作された輸入自動車
- ④ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発行日が令和8年10月7日(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が3.5tを超えるものにあっては令和9年10月7日)以前のもの
- ⑤ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は 記録されている保安基準適用年月日が<u>令和8年10月7日</u>(専ら乗用の用に供す る乗車定員10人以上の自動車であって技術的最大許容質量が5tを超えるもの及 び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が3.5tを超える ものにあっては令和9年10月7日)以前のもの

7-56-5~7-56-12(略)

7-56-13 従前規定の適用(9)

次に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)にあっては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 27 条 第 36 項関係)

- ① 令和6年10月7日 (専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が3.5tを超えるものにあっては<u>令和8年8月31日</u>)以前に製作された自動車
- ② 令和6年10月8日(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が3.5tを超えるものにあっては令和8年9月1日)から全和9年8月31日(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が3.5tを超えるものにあっては令和10年8月31日)までに製作された自動車であって次に掲げるもの
 - ア 令和6年10月7日(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が3.5tを超えるものにあっては<u>令和8年8月</u>31日)以前の型式指定自動車及び多仕様自動車
 - イ 令和6年10月8日(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が3.5tを超えるものにあっては<u>令和8年9月1日</u>)以降<u>に新たに指定を受けた</u>型式指定自動車及び多仕様自動車であって、令和6年10月7日(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が3.5tを超えるものにあっては<u>令和8年8月31日</u>)以前の型式指定自動車及び多仕様自動車から、種別、用途、車体の外形、懸架装置の種類及び主要構造<u>並びに</u>適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの

ウ (略)

③ 令和9年8月31日 (専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって 技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であっ て技術的最大許容質量が3.5tを超えるものにあっては令和10年8月31日)以前 に製作された輸入自動車

(削除)

④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記

次に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)にあっては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 27 条 第 36 項関係)

- ① 令和6年10月7日 (専ら乗用の用に供する乗車定員 10人以上の自動車であって 技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であっ て技術的最大許容質量が3.5tを超えるものにあっては<u>令和8年10月7日</u>)以前に 製作された自動車
- ② 令和6年10月8日 (専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が3.5tを超えるものにあっては<u>令和8年10月8日</u>)から<u>令和8年10月7日</u> (専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が3.5tを超えるものにあっては<u>令和9年10月7日</u>)までに製作された自動車であって次に掲げるもの
 - ア 令和6年10月7日 (専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が3.5tを超えるものにあっては<u>令和8年10月</u>7日)以前の型式指定自動車及び多仕様自動車
 - イ 令和6年10月8日 (専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が3.5tを超えるものにあっては<u>令和8年10月8日</u>)以降<u>の型式指定自動車及び多仕様自動車であって大</u>令和6年10月7日(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が3.5tを超えるものにあっては<u>令和8年10月7日</u>)以前の型式指定自動車及び多仕様自動車から、種別、用途、車体の外形、<u>動力用電源装置の種類、</u>懸架装置の種類及び主要構造、<u>軸距、</u>適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの

ウ (略)

- ③ 令和8年10月7日 (専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって 技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって 技術的最大許容質量が 3.5t を超えるものにあっては令和9年10月7日) 以前に 製作された輸入自動車
- ④ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日 において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発行日が令 和8年10月7日(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって技術 的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技 術的最大許容質量が3.5tを超えるものにあっては令和9年10月7日)以前のもの
- ⑤ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記

録されている保安基準適用年月目が令和9年8月31日(専ら乗用の用に供する乗 車定員 10 人以上の自動車であって技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物 の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が 3.5t を超えるものにあ っては令和10年8月31日)以前のもの

7-56-13-1 装備要件

内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、 騒音防止性能等に関し、7-56-13-2-1の基準に適合する消音器を備えなければならない。

7-56-13-2 性能要件

7-56-13-2-1 (略)

7-56-13-2-2 書面等による審査

(1) ~ (9) (略)

[UN R51 の読み替え適用]

- (10) 次に掲げる自動車にあっては 7-56-13-2-2 の規定中、「UN R51-03-S10」を「UN R51-03-S6」と読み替えることができる。
 - ① (略)
 - ② 今和5年1月4日以降に製作された自動車であって次に掲げるもの
 - イ 令和5年1月4日から令和9年8月31日(乗車定員10人以上の専ら乗用 の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が5トンを超える自動車 及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が3.5ト ンを超える自動車にあっては令和10年8月31日)までに新たに指定を受け た型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定 を受けた多仕様自動車であって、令和5年1月3日以前の型式指定自動車、 輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自 動車から、種別、用途、車体の外形、懸架装置の種類及び主要構造並びに適 合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準 値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの
 - ウ 令和9年9月1日 (乗車定員10人以上の専ら乗用の用に供する自動車で あって、技術的最大許容質量が5トンを超える自動車及び貨物の運送の用に 供する自動車であって、技術的最大許容質量が3.5トンを超える自動車にあ っては令和10年9月1日)以降に新たに指定を受けた型式指定自動車、輸 入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動 車であって、令和9年8月31日 (乗車定員10人以上の専ら乗用の用に供す る自動車であって、技術的最大許容質量が5トンを超える自動車及び貨物の 運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が3.5トンを超える 自動車にあっては令和10年8月31日)以前の型式指定自動車、輸入自動車 特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車から、種 別、用途、車体の外形、懸架装置の種類及び主要構造並びに適合する排出ガ ス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式 を区分する事項に変更がないもの(騒音防止装置に係る性能について変更が

録されている保安基準適用年月日が令和8年10月7日(専ら乗用の用に供する乗 車定員10人以上の自動車であって技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物 の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が 3.5t を超えるものにあ っては令和9年10月7日)以前のもの

7-56-13-1 装備要件

内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、 騒音防止性能等に関し、7-56-13-2-1の基準に適合する消音器を備えなければならない。

7-56-13-2 性能要件

7-56-13-2-1 (略)

7-56-13-2-2 書面等による審査

(1) ~ (9) (略)

[UN R51 の読み替え適用]

- (10) 次に掲げる自動車にあっては 7-56-13-2-2 の規定中、「UN R51-03-S10」を「UN R51-03-S6」と読み替えることができる。
 - ① (略)
 - ② 令和5年1月4日以降に製作された自動車であって次に掲げるもの
 - イ 令和5年1月4日から令和8年10月7日(乗車定員10人以上の専ら乗用 の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 5 トンを超える自動車 及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が3.5ト ンを超える自動車にあっては令和9年10月7日)までの型式指定自動車、 輸入自動車特別取扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自 動車であって、令和5年1月3日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取 扱自動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車から、種別、用 途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸 距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の 基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの
 - ウ 令和8年10月8日(乗車定員10人以上の専ら乗用の用に供する自動車で あって、技術的最大許容質量が5トンを超える自動車及び貨物の運送の用に 供する自動車であって、技術的最大許容質量が3.5トンを超える自動車にあ っては令和9年10月8日)以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自 動車及び騒音防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和8年 10月7日 (乗車定員10人以上の専ら乗用の用に供する自動車であって、技 術的最大許容質量が5トンを超える自動車及び貨物の運送の用に供する自動 車であって、技術的最大許容質量が3.5トンを超える自動車にあっては令和 9年10月7日) 以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び騒音 防止装置に係る指定を受けた多仕様自動車から、種別、用途、車体の外形、 動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出 ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型 式を区分する事項に変更がないもの(騒音防止装置に係る性能について変更

ないものに限る。)

エ (略)

(削除)

③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は 記録されている保安基準適用年月日が令和9年8月31日 (専ら乗用の用に供す る乗車定員10人以上の自動車であって技術的最大許容質量が5tを超えるもの及 び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が3.5tを超える ものにあっては令和10年8月31日)以前のもの

「試験路の読み替え適用]

- (11) 次に掲げる自動車にあっては 7-56-13-2-2 の規定において、UN R51-03-S7 に規定する試験路において測定した値を用いることができる。
 - ① 令和10年8月31日以前に製作された自動車
 - ② 令和10年9月1日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - ア <mark>令和 10 年 8 月 31 日</mark>以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車
 - イ <u>令和10年9月1日</u>以降<u>に新たに指定を受けた</u>型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、<u>令和10年8月31日</u>以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と種別、用途、車体の外形、懸架装置の種類及び主要構造並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの(騒音防止装置に係る性能について変更がないものに限る。)

ウ (略)

(削除)

③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は 記録されている保安基準適用年月日が令和10年8月31日以前のもの

7-57 (略)

がないものに限る。)

エ (略)

- ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発行日が令和8年10月7日(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が3.5tを超えるものにあっては令和9年10月7日)以前のもの
- ④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は 記録されている保安基準適用年月日が<u>令和8年10月7日</u>(専ら乗用の用に供す る乗車定員10人以上の自動車であって技術的最大許容質量が5tを超えるもの及 び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が3.5tを超える ものにあっては令和9年10月7日)以前のもの

「試験路の読み替え適用]

- (11) 次に掲げる自動車にあっては 7-56-13-2-2 の規定において、UN R51-03-S7 に規定する試験路において測定した値を用いることができる。
 - ① 令和10年9月24日以前に製作された自動車
 - ② 今和 10 年 9 月 25 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - ア <u>令和 10 年 9 月 24 日</u>以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車
 - イ 令和10年9月25日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、今和10年9月24日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの(騒音防止装置に係る性能について変更がないものに限る。)

ウ (略)

- ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発行日が令和10年9月24日以前のもの
- ④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は 記録されている保安基準適用年月日が令和10年9月24日以前のもの

7-57 (略)

7-58 排気管からの排出ガス発散防止性能

7-58-1 性能要件(書面等による審査)

(1) 自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙の発散防 止性能に関し、書面により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

ただし、①、②及び⑨の基準のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用せず、①、③及び⑤の基準は、専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の普通自動車及び小型自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を含む。)には適用せず、①から⑥まで及び⑩の基準は、二輪自動車及び側車付二輪自動車に適用せず、⑤及び⑥の基準は、圧縮水素ガス及び液化水素ガスを燃料とする燃料電池自動車には適用しない。(保安基準第31条第2項関係、細目告示第41条第1項関係、細目告示第119条第1項関係)

① (略)

[ガソリン・液化石油ガス、3.5t以下]

② ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち①の規定の適用を受けるもの以外のものは、新規検査又は予備検査の際、細目告示別添 42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定する WLTC モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離 1km 当たりの排出量を g で表した値(非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値)及び排出物に含まれる粒子状物質の走行距離 1 km 当たりの排出量を粒子数で表した値が、次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び粒子数の欄に掲げる値を超えないものであること。(細目告示第 41 条第 1 項第 4 号関係、細目告示第 119 条第 1 項第 2 号関係)

③ (略)

[軽油、3.5t以下]

④ 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車のうち③の規定の適用を受けるもの以外のものは、新規検査又は予備検査の際、細目告示別添 42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定する WLTC モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離 1km 当たりの排出量をgで表した値(非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値)及び排出物に含まれる粒子状物質の走行距離1km当たりの排出量を粒子数で表した値が、次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び粒子数の欄に掲げる値を超えないものであること。(細目告示第41条第1項第8号関係、細目告示第119条第1項第4号関係)

(略)

⑤ (略)

⑥ ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち⑤の規定の適用を受けるもの以外のものは、新規検査又は予備検査の際、細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定するWLTGモード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離1km当たりの排出量をgで表した値(非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値)が、次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。(細目告示第41条第1項第12号関係、細目告示第119条第1項第6号関係)

(略)

7 \sim 9 (略)

 $(2) \sim (4)$ (略)

7-58-2~7-58-3 (略) 7-58-4 適用関係の整理

次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であって、同表の最終適用時期の欄に掲げる年月日以前に製作されたものについては、 同表の従前規定の欄に掲げる規定を適用する。(適用関係告示第28条関係)

FI 32 07 凡 FI / 元 人 07 附 (C 1/2) ()	のが下 5 個川	プロ。 (週川内	かロハカ 40 不因が)		
	自	動車の種別		最終適用時期	従前規定
ガソリン又は液化石油	専ら乗用の	用に供する自	2 サイクルの原動機を有する軽	令和9年8月31	7-58-5
ガスを燃料とする普通	動車であって	て、乗車定員9	自動車以外のもの	日	(従前規定の適
自動車、小型自動車及び	人以下のも	の及び乗車定			用①)
軽自動車(二輪自動車及	員 10 人で、	かつ、車両総	2 サイクルの原動機を有する軽	令和9年8月31	7-58-6
び側車付二輪自動車を	重量が 3.5t	以下のもの	自動車	<u> </u>	(従前規定の適
除く。)					用②)
	その他の	普通自動車	車両総重量が 1.7t 以下のもの	令和9年8月31	7-58-7
	もの	又は小型自		<u> </u>	(従前規定の適
		動車			用③)
			車両総重量が 1.7t を超え 2.5t	令和9年8月31	7-58-8
			以下のもの	<u>日</u>	(従前規定の適
					用④)
			車両総重量が 2.5t を超え 3.5t	令和9年8月31	7-58-9
			以下のもの	<u>日</u>	(従前規定の適
					用⑤)
			車両総重量が 3.5t を超えるも	令和9年8月31	7-58-10

7-58 排気管からの排出ガス発散防止性能

7-58-1 性能要件(書面等による審査)

(1) 自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙の発散防止性能に関し、書面により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

旧

ただし、①、②及び⑨の基準のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用せず、①、③及び⑤の基準は、専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の普通自動車及び小型自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を含む。)には適用せず、①から⑥まで及び⑩の基準は、二輪自動車及び側車付二輪自動車に適用せず、⑤及び⑥の基準は、圧縮水素ガス及び液化水素ガスを燃料とする燃料電池自動車には適用しない。(保安基準第31条第2項関係、細目告示第41条第1項関係、細目告示第119条第1項関係)

① (略)

[ガソリン・液化石油ガス、3.5t以下]

② ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち①の規定の適用を受けるもの以外のものは、新規検査又は予備検査の際、別添 42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定する WLTC モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離 1km 当たりの排出量を g で表した値(非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値)及び排出物に含まれる粒子状物質の走行距離 1 km 当たりの排出量を粒子数で表した値が、次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び粒子数の欄に掲げる値を超えないものであること。(細目告示第 41 条第 1 項第 4 号関係、細目告示第 119 条第 1 項第 2 号関係)

③ (略)

[軽油、3.5t以下]

④ 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車のうち③の規定の適用を受けるもの以外のものは、新規検査又は予備検査の際、別添 42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定する WLTC モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離 1km 当たりの排出量をgで表した値(非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値)及び排出物に含まれる粒子状物質の走行距離 1km当たりの排出量を粒子数で表した値が、次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び粒子数の欄に掲げる値を超えないものであること。(細目告示第 41 条第 1 項第 8 号関係、細目告示第 119 条第 1 項第 4 号関係)

(略)

⑤ (略)

⑥ ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち⑤の規定の適用を受けるもの以外のものは、新規検査又は予備検査の際、別添 42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定する WLTC モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離 1km 当たりの排出量を g で表した値(非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値)が、次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。(細目告示第 41 条第 1 項第 12 号関係、細目告示第 119 条第 1 項第 6 号関係)

(略)

⑦~⑨ (略)

 $(2) \sim (4)$ (略)

7-58-2~7-58-3 (略) 7-58-4 適用関係の整理

次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であって、同表の最終適用時期の欄に掲げる年月日以前に製作されたものについては、 同表の従前規定の欄に掲げる規定を適用する。(適用関係告示第28条関係)

IN 3C V MEDIANIC V INTERIOR	2 WIVE G 700/11	7.00 (週/11万	W D 71/31 20 W D W)		
	自	動車の種別		最終適用時期	従前規定
ガソリン又は液化石油	専ら乗用の	用に供する自	2 サイクルの原動機を有する軽	令和 8 年 9 月 30	7-58-5
ガスを燃料とする普通	動車であって	て、乗車定員 9	自動車以外のもの	<u>日</u>	(従前規定の適
自動車、小型自動車及び	人以下のも	の及び乗車定			用①)
軽自動車(二輪自動車及	員 10 人で、	かつ、車両総	2 サイクルの原動機を有する軽	令和8年9月30	7-58-6
び側車付二輪自動車を	重量が 3.5t	以下のもの	自動車	<u>日</u>	(従前規定の適
除く。)					用②)
	その他の	普通自動車	車両総重量が 1.7t 以下のもの	令和8年9月30	7-58-7
	もの	又は小型自		<u>日</u>	(従前規定の適
		動車			用③)
			車両総重量が 1.7t を超え 2.5t	令和 8 年 9 月 30	7-58-8
			以下のもの	<u>日</u>	(従前規定の適
					用④)
			車両総重量が 2.5t を超え 3.5t	令和 8 年 9 月 30	7-58-9
			以下のもの	<u>日</u>	(従前規定の適
					用⑤)
			車両総重量が 3.5t を超えるも	令和8年9月30	7-58-10

			新			
			の		<u> </u>	(従前規定の適 用⑥)
		軽自動車			<u>令和9年8月31</u> <u>日</u>	7-58-11 (従前規定の適 用⑦)
(略)					(略)	(略)
軽油を燃料とする普通 自動車及び小型自動車 (二輪自動車及び側車	動車であって人以下のもの	用に供する自 て、乗車定員 9 の及び乗車定		1, 265kg 以下のもの	<u>令和9年8月31</u> <u>日</u>	7-58-13 (従前規定の適 用⑨)
付二輪自動車を除く。)	二輪自動車を除く。) 員 10 人で、かつ、車 重量が 3.5t 以下のも		の	1, 265kg を超えるも	<u>令和9年8月31</u> <u>日</u>	7-58-14 (従前規定の適 用⑩)
	その他のもの	D		が 1.7t 以下のもの	<u>令和9年8月31</u> <u>日</u>	7-58-15 (従前規定の適 用⑪)
			車両総重量/以下のもの	が 1.7t を超え 2.5t	<u>令和9年8月31</u> <u>日</u>	7-58-16 (従前規定の適 用⑫)
			車両総重量が以下のもの	が 2.5t を超え 3.5t	<u>令和9年8月31</u> <u>日</u>	7-58-17 (従前規定の適 用⑬)
			車両総重量が以下のもの	が 3.5t を超え 7.5t	<u>令和9年8月31</u> <u>日</u>	7-58-18 (従前規定の適 用⑭)
			車両総重 量が 7.5t を超える	第五輪荷重を有す る牽引自動車以外 のもの	<u>令和9年8月31</u> <u>日</u>	7-58-18 (従前規定の適 用⑭)
			もの	第五輪荷重を有す る牽引自動車	<u>令和9年8月31</u> <u>日</u>	7-58-18 (従前規定の適 用⑭)
(略)					(略)	(略)

7-58-5 従前規定の適用①

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 9 人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車並びに専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車であって、車両総重量 3.5t 以下のもの(2 サイクルの原動機を有する軽自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)であって、<u>令和 9 年 8 月 31 日</u>以前に製作されたものについては、次の適用表①の区分の欄に掲げる規制年等の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

ただし、7-58-1 (1) ②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

この場合において、令和5年3月31日以前に製作された自動車(令和2年12月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)にあっては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読み替えることができる。

適用表① ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする乗車定員が9人以下である乗用自動車及び専ら乗用の用に供する乗車定員10人の自動車であって、車両総重量3.5t以下のもの(2サイクルの原動機を有する軽自動車を除く。)

		区分					,	7-58-1 ((1) ②ア	関係			
規制年	識別記		適用時期		測定t-	測定モード (単位)							適用関
	号	新型生産車	継続生産 車・排出ガ ス非認証車 (輸入自動 車を除く。)	輸入自動車			CO	НС	NOx	PM	SPN	備考	係告示 根拠
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
30	3 A A 4 B Z	平 30. 10. 1	令 3.1.1 ※ 2	<u>平 30.10.1</u> ※7	WLTC モード	(g/km) 💥3	2.03	0. 16	同上	同上	同上	同上	189 項
	5 L 6	<u> 令 3. 10. 1</u>	<u>令 9. 9. 1</u>	令 3. 10. 1 <u>※8</u>	WLTC モード	(g/km) 💥4	同上	同上	同上	同上	同上	同上	190項
	7	<u>令 4.10.1</u>	令 9.9.1	令 4. 10. 1 <u>※8</u>	WLTC モード	(g/km) ※ 5	同上	同上	同上	同上	同上	同上	193 項
		令 4.10.1	令 9.9.1	<u> </u>	WLTC モード	(g/km) % 6	同上	同上	同上	同上	同上	同上	196 項
		令 6.10.1	<u> </u>	<u> </u>	WLTC モード	(g/km)	同上	同上	同上	同上	13. 0×10 ¹¹	同上	_
注 1~	~11 (略)						•	•	•		•	•	•

			旧			
			0)		<u> </u>	(従前規定の適
						用⑥)
		軽自動車			令和8年9月30	7-58-11
					<u> </u>	(従前規定の適
						用⑦)
(略)					(略)	(略)
軽油を燃料とする普通	専ら乗用の	用に供する自	車両重量が	1, 265kg 以下のもの	令和8年9月30	7-58-13
自動車及び小型自動車	動車であって	て、乗車定員9			<u>日</u>	(従前規定の適
(二輪自動車及び側車	人以下のも	の及び乗車定				用⑨)
付二輪自動車を除く。)	員 10 人で、	かつ、車両総	車両重量が	1, 265kg を超えるも	令和8年9月30	7-58-14
	重量が 3.5t	以下のもの	の		<u>日</u>	(従前規定の適
						用⑩)
	その他のもの	り	車両総重量	が 1.7t 以下のもの	令和8年9月30	7-58-15
					<u>日</u>	(従前規定の適
						用⑪)
			車両総重量	が 1.7t を超え 2.5t	令和8年9月30	7-58-16
			以下のもの		<u> </u>	(従前規定の適
						用⑫)
			車両総重量	が 2.5t を超え 3.5t	令和8年9月30	7-58-17
			以下のもの		<u> </u>	(従前規定の適
						用⑬)
			車両総重量	が 3.5t を超え 7.5t	<u>令和8年9月30</u>	7-58-18
			以下のもの		<u> </u>	(従前規定の適
						用⑭)
			車両総重	第五輪荷重を有す	<u>令和8年9月30</u>	7-58-18
			量が 7.5t		<u> </u>	(従前規定の適
			を超える	のもの		用⑭)
			もの	第五輪荷重を有す	令和 8 年 9 月 30	7-58-18
				る牽引自動車	<u>日</u>	(従前規定の適
						用⑭)
(略)					(略)	(略)

7-58-5 従前規定の適用①

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 9 人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車並びに 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車であって、車両総重量 3.5t 以下のもの(2 サイクルの原動機を有する軽自動車、二 輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)であって、<u>令和8年9月30日</u>以前に製作されたものについては、次の適用表①の区分の 欄に掲げる規制年等の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

ただし、7-58-1 (1) ②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

この場合において、令和5年3月31日以前に製作された自動車(令和2年12月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)にあっては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読み替えることができる。

適用表① ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする乗車定員が9人以下である乗用自動車及び専ら乗用の用に供する乗車定員10 人の自動車であって、車両総重量3.5t以下のもの(2サイクルの原動機を有する軽自動車を除く。)

	人の目	期 単 じめつ	(、 里 阿 総 里	皇童 3.5t 以	トのもの	(2 サイクルの	リ原期機	を付す	る 軽目	切甲を防	₹<。)		
		区分						7-58-1 (1) ②ア	関係			
規制年	識別記	適用時期		測定t-l	測定モード (単位) モード規制値						適用関		
	号	新型生産車	継続生産	輸入自動車			CO	HC	NOx	PM	SPN	備考	係告示
			車・排出ガ										根拠
			ス非認証車										
			(輸入自動										
			車を除く。)										
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
30	3 A A	平 30. 10. 1	令 3.1.1	令 3.1.1	WLTC モード	(g/km) 💥3	2.03	0.16	同上	同上	同上	同上	189 項
	4 B Z		※ 2										
	5 L	令 8.10.1	令 8.10.1	令 3.10.1	WLTC モード	(g/km) 💥4	同上	同上	同上	同上	同上	同上	190項
	6												
İ	7	令 8.10.1	令 8.10.1	令 4.10.1	WLTC モード	(g/km) 💥5	同上	同上	同上	同上	同上	同上	193 項
		令 4.10.1	令 8.10.1	令 8.10.1	WLTC モード	(g/km) % 6	同上	同上	同上	同上	同上	同上	196 項
Ì		令 6.10.1	令 8.10.1	令 8.10.1	WLTC ቺ-ド	(g/km)	同上	同上	同上	同上	13. 0×10 ¹¹	同上	_
						_							
注 1~	~11 (略)							ı	1				ı

新旧対照表

- 12 ※7 は、指定自動車等以外の自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって表中の該当する適用時期欄の日付前日までの輸入自動車特別取扱自動車及び同欄の日付以降の輸入自動車特別取扱自動車であって同欄の日付前日までの輸入自動車特別取扱自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるものについては左欄の日付に読み替える。
- 13 ※8 は、輸入自動車特別取扱自動車であって表中の該当する適用時期欄の日付前日までの輸入自動車特別取扱自動車及び 同欄の日付以降の輸入自動車特別取扱自動車であって同欄の日付前日までの輸入自動車特別取扱自動車と車体の外形、原動 機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主 要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるものについては左欄の日付に読み替える。

7-58-6 従前規定の適用②

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする2サイクルの原動機を有し専ら乗用の用に供する軽自動車であって、<u>令和9年8月31日</u> 以前に製作されたものについては、次の適用表②の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を 超えないものであればよい。

ただし、7-58-1 (1) ②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

この場合において、令和5年3月31日以前に製作された自動車(令和2年12月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)にあっては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読み替えることができる。

適用表② ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする2サイクル原動機を有する軽乗用自動車

		区分				7-58-1 (1) ②ア関係							
規制年	識別記	適用時期		測定t-l	`(単位)			モート゛	規制値			適用関	
	号	新型生産車	継続生産車	輸入自動車			CO	HC	NOx	PM	SPN	備考	係告示
													根拠
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
30	3 A A	平 30. 10. 1	令 3.1.1	平 30. 10. 1	WLTC モード	(g/km) 💥3	2.03	0.16	同上	同上	同上	同上	189 項
	4 B Z		※ 2	<u> </u>									
	5 L	令 3.10.1	<u> 令 9. 9. 1</u>	<u> 令 3. 10. 1</u>	WLTC モート゛	(g/km) ※ 4	同上	同上	同上	同上	同上	同上	190項
	6 ; ;			<u> </u>									
	7	令 4.10.1	令 9. 9. 1	<u>令 4.10.1</u>	WLTC モード	(g/km) ※ 5	同上	同上	同上	同上	同上	同上	193 項
				<u> </u>									
		令 4.10.1	<u>令 9. 9. 1</u>	<u>令 4.10.1</u>	WLTC モード	(g/km) ※ 6	同上	同上	同上	同上	同上	同上	196項
				<u> </u>									
		令 6.10.1	令 9.9.1	令 6.10.1	WLTC モート゛	(g/km)	同上	同上	同上	同上	13. 0×10 ¹¹	同上	_
			<u>*2</u>	<u>*7</u>									

注1~9 (略)

- 10 ※7 は、指定自動車等以外の自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって表中の該当する適用時期欄の日付前日までの輸入自動車特別取扱自動車及び同欄の日付以降の輸入自動車特別取扱自動車であって同欄の日付前日までの輸入自動車特別取扱自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるものについては左欄の日付に読み替える。
- 11 ※8 は、輸入自動車特別取扱自動車であって表中の該当する適用時期欄の日付前日までの輸入自動車特別取扱自動車及び 同欄の日付以降の輸入自動車特別取扱自動車であって同欄の日付前日までの輸入自動車特別取扱自動車と車体の外形、原動 機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主 要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるものについては左欄の日付に読み替える。

7-58-7 従前規定の適用③

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 1.7t 以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、令和9年8月31日以前に製作されたものについては、次の適用表③の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

ただし、7-58-1 (1) ②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

この場合において、令和5年3月31日以前に製作された自動車(令和2年12月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)にあっては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読み替えることができる。

適用表③ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 1.7t 以下である自動車(乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。)

		区分				7	7-58-1 (1) ②イト	関係			
規制年	識別記		適用時期		測定モード (単位)			モート゛	規制値			適用関
	号	新型生産車	継続生産	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	SPN	備考	係告示
			車・排出ガ									根拠
			ス非認証車									
			(輸入自動									
			車を除く。)									
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(新設)

(新設)

7-58-6 従前規定の適用②

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする2サイクルの原動機を有し専ら乗用の用に供する軽自動車であって、<u>令和8年9月30日</u> 以前に製作されたものについては、次の適用表②の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を 超えないものであればよい。

ĺΗ

ただし、7-58-1 (1) ②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

この場合において、令和5年3月31日以前に製作された自動車(令和2年12月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)にあっては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読み替えることができる。

適用表② ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする2サイクル原動機を有する軽乗用自動車

		区分					7	7-58-1 (1) ②ア	関係			
規制年	識別記		適用時期		測定モート	・゛(単位)			モート゛	規制値			適用関
	号	新型生産車	継続生産車	輸入自動車			CO	НС	NOx	PM	SPN	備考	係告示 根拠
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
30	3 A A 4 B Z	平 30. 10. 1	令 3. 1. 1 ※ 2	令 3. 1. 1	WLTC モード	(g/km) ※ 3	2.03	0. 16	同上	同上	同上	同上	189項
	5 L 6	令 3.10.1	<u>令 8. 10. 1</u>	<u>令 8. 10. 1</u>	WLTC モード	(g/km) ¾ 4	同上	同上	同上	同上	同上	同上	190項
	7	令 4.10.1	<u>令 8. 10. 1</u>	<u>令 8. 10. 1</u>	WLTC t-\	(g/km) % 5	同上	同上	同上	同上	同上	上同	193 項
		令 4.10.1	<u>令 8. 10. 1</u>	<u>令 8. 10. 1</u>	WLTC モード	(g/km) % 6	同上	同上	同上	同上	同上	同上	196 項
		令 6.10.1	<u>令 8. 10. 1</u>	<u>令 8. 10. 1</u>	WLTC t-*	(g/km)	同上	同上	同上	同上	13. 0×10 ¹¹	山同	_

注1~9 (略)

(新設)

(新設)

7-58-7 従前規定の適用③

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 1.7t 以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、令和8年9月30日以前に製作されたものについては、次の適用表③の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

ただし、7-58-1 (1) ②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

この場合において、令和5年3月31日以前に製作された自動車(令和2年12月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)にあっては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読み替えることができる。

適用表③ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 1.7t 以下である自動車 (乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。)

	C /// () /										
		区分					7-58-1 (1) ②イト	関係			
規制年	識別記		適用時期		測定モード(単位)			モート゛	規制値			適用関
	号	新型生産車	継続生産	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	SPN	備考	係告示
			車・排出ガ									根拠
			ス非認証車									
			(輸入自動									
			車を除く。)									
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

						新							
30	3 A E	平 30. 10. 1	令 3.1.1	<u>平 30. 10. 1</u>	WLTC モード	(g/km) 💥3	2.03	0.16	同上	同上	同上	同上	189 項
	4 B		※ 2	<u> </u>									
	5 L	令 3.10.1	<u>令 9.9.1</u>	<u>令 3.10.1</u>	WLTC モート゛	(g/km) ¾ 4	同上	同上	同上	同上	同上	同上	190 項
	6			<u> </u>									
	7	令 4.10.1	<u>令 9.9.1</u>	<u>令 4.10.1</u>	WLTC モート゛	(g/km) ※ 5	同上	同上	同上	同上	同上	同上	193 項
				<u> </u>									
		令 4.10.1	<u>令 9.9.1</u>	<u>令 4. 10. 1</u>	WLTC モート゛	(g/km) % 6	同上	同上	同上	同上	同上	同上	196 項
				<u> </u>									
		令 6.10.1	令 9.9.1	令 6.10.1	WLTC モード	(g/km)	同上	同上	同上	同上	13. 0×10 ¹¹	同上	-
			<u>*2</u>	<u> </u>									

注 1~10 (略)

- 11 ※7 は、指定自動車等以外の自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって表中の該当する適用時期欄の日付前日までの輸入自動車特別取扱自動車及び同欄の日付以降の輸入自動車特別取扱自動車であって同欄の日付前日までの輸入自動車特別取扱自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるものについては左欄の日付に読み替える。
- 12 ※8 は、輸入自動車特別取扱自動車であって表中の該当する適用時期欄の日付前日までの輸入自動車特別取扱自動車及び 同欄の日付以降の輸入自動車特別取扱自動車であって同欄の日付前日までの輸入自動車特別取扱自動車と車体の外形、原動 機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主 要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるものについては左欄の日付に読み替える。

7-58-8 従前規定の適用④

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 1.7t を超え 2.5t 以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、令和 9 年 8 月 31 日以前に製作されたものについては、次の適用表④の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

ただし、7-58-1 (1) ②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

この場合において、令和5年3月31日以前に製作された自動車(令和2年12月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)にあっては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読み替えることができる。

適用表④ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 1.7t を超えて 2.5t 以下である自動車 (乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。)

		ロ朔年で防						= =0 - /	(a) @ 1.1	10 H			
		区分						7-58-1 (1) ②ウ	対係			
規制年	識別記		適用時期		測定モート	`(単位)			モート゛	規制値			適用関
	号	新型生産車	継続生産 車・排出ガ	輸入自動車			CO	HC	NOx	PM	SPN	備考	係告示 根拠
			ス非認証車										TARG
			(輸入自動 車を除く。)										
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
30	3 A F	令 1.10.1	令 4.1.1	<u>令 1.10.1</u>	WLTC ቺード	(g/km) 💥3	4. 48	0. 23	0.11	同上	同上	同上	189 項
	4 B		※ 2	<u> </u>									
	5 L L	令 3.10.1	<u>令 9. 9. 1</u>	<u>令 3. 10. 1</u> ※8	WLTC モート゛	(g/km) 💥4	同上	同上	同上	同上	同上	同上	190項
	7	令 4.10.1	令 9. 9. 1	<u>令 4. 10. 1</u> ※8	WLTC ŧ-ド	(g/km) % 5	同上	同上	同上	同上	同上	同上	193 項
		令 4.10.1	令 9. 9. 1	<u> </u>	WLTC モード	(g/km) % 6	同上	同上	同上	同上	同上	同上	196項
		令 6.10.1	<u>令 9. 9. 1</u> ※ 2	<u>令 6. 10. 1</u> ※7	WLTC ŧ-ド	(g/km)	同上	同上	同上	同上	13. 0×10 ¹¹	同上	_

注1~10(略)

- 11 ※7 は、指定自動車等以外の自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって表中の該当する適用時期欄の日付前日までの輸入自動車特別取扱自動車及び同欄の日付以降の輸入自動車特別取扱自動車であって同欄の日付前日までの輸入自動車特別取扱自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるものについては左欄の日付に読み替える。
- 22 ※8 は、輸入自動車特別取扱自動車であって表中の該当する適用時期欄の日付前日までの輸入自動車特別取扱自動車及び同欄の日付以降の輸入自動車特別取扱自動車であって同欄の日付前日までの輸入自動車特別取扱自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるものについては左欄の日付に読み替える。

7-58-9 従前規定の適用⑤

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 2.5t を超え 3.5t 以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、令和 9 年 8 月 31 日以前に製作されたものについては、次の適用表⑤の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

								旧								
30	3	ļΑ	E	平 30. 10. 1	令 3.1.1	令 3.1.1	WLTC モード	(g/km) >	% 3	2.03	0.16	同上	同上	同上	同上	189項
		β			※ 2											
	5	L	-	令 3.10.1	<u>令 8. 10. 1</u>	<u>令 8.10.1</u>	WLTC モード	(g/km) >	% 4	同上	同上	同上	同上	同上	同上	190項
	6	1	1													
	7	İ	1	令 4.10.1	<u>令 8. 10. 1</u>	<u> 令 8. 10. 1</u>	WLTC モード	(g/km) >	% 5	同上	同上	同上	同上	同上	同上	193 項
		i														
		1	-	令 4.10.1	<u>令 8. 10. 1</u>	<u> 令 8. 10. 1</u>	WLTC モード	(g/km) >	% 6	同上	同上	同上	同上	同上	同上	196 項
			1	令 6.10.1	<u>令 8. 10. 1</u>	<u>令 8.10.1</u>	WLTC モード	(g/km)		同上	同上	同上	同上	13. 0×10 ¹¹	同上	_
		<u>i </u>	<u> </u>													

注1~10 (略)

(新設)

(新設)

7-58-8 従前規定の適用④

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 1.7t を超え 2.5t 以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、令和8年9月30日以前に製作されたものについては、次の適用表④の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

ただし、7-58-1 (1) ②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

この場合において、令和5年3月31日以前に製作された自動車(令和2年12月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)にあっては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読み替えることができる。

適用表④ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 1.7t を超えて 2.5t 以下である自動車 (乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。)

		区分					7	7-58-1 (1) ②ウト	関係			
規制年	識別記		適用時期		測定モート	、゛(単位)			モート゛	規制値			適用関
	号	新型生産車	継続生産 車・排出ガ	輸入自動車			CO	НС	NOx	PM	SPN	備考	係告示 根拠
			ス非認証車 (輸入自動 車を除く。)										
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
30	3 A F 4 B	令 1.10.1	令 4. 1. 1 ※2	令 4.1.1	WLTC モード	(g/km) 💥3	4. 48	0. 23	0.11	同上	同上	同上	189 項
	5 L 6	令 3.10.1	令 8. 10. 1	令 8. 10. 1	WLTC モード	(g/km) ※ 4	同上	同上	同上	同上	同上	同上	190 項
	7	令 4.10.1	<u> 令 8. 10. 1</u>	<u> 令 8. 10. 1</u>	WLTC t-\"	(g/km) ※ 5	同上	同上	同上	同上	同上	同上	193 項
		令 4.10.1	<u>令 8. 10. 1</u>	<u>令 8. 10. 1</u>	WLTC t-\"	(g/km) % 6	同上	同上	同上	同上	同上	同上	196 項
		令 6.10.1	令 8. 10. 1	令 8. 10. 1	WLTC モード	(g/km)	同上	同上	同上	同上	13. 0×10 ¹¹	同上	_

注1~10 (略)

(新設)

(新設)

7-58-9 従前規定の適用⑤

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 2.5t を超え 3.5t 以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、令和8年9月30日以前に製作されたものについては、次の適用表⑤の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

ただし、7-58-1 (1) ②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

この場合において、令和5年3月31日以前に製作された自動車(令和2年12月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)にあっては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読み替えることができる。

適用表⑤ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 2.5t を超えて 3.5t 以下である普通自動車又は小型自動車(乗車 定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。)

			区分						7-58-1	(1) ②ウ	関係			
規制年	識別記		適用	時期		測定モード	(単位)			モート゛ラ	規制値			適用関
	号	新型生産 車	継続生産車	輸入自動 車(排出ガ ス非認証 車を除 く。)	排出ガス 非認証車			СО	НС	NOx	PM	SPN	備考	係告示 根拠
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
30	3 A F 4 B	令 1.10.1	令 4.1.1 ※1	<u>令 1. 10. 1</u> <u>※6</u>	/	WLTC ₹-* **2	(g/km)	4. 48	0. 23	0.11	同上	同上	同上	189 項
	5 L	令 3.10.1	令 9.9.1	<u> </u>		WLTC ₹-ド ※3	_	同上	同上	同上	同上	同上	同上	190 項
	7	令 4.10.1	令 9.9.1	<u> </u>		WLTC ₹-ド ※4	(g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	193 項
		令 4.10.1	令 9.9.1	<u> </u>		WLTC ₹-ド ※ 5	(g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	196 項
		令 6.10.1	<u> </u>	<u>令 6.10.1</u>		WLTC モード		同上	同上	同上	同上	13. 0× 10 ¹¹	同上	
	なし				令 4.1.1	WLTC ₹─\` ※2		同上	同上	同上	同上	なし	同上	189 項
					<u>令 3. 10. 1</u>	WLTC ₹─\` ※ 3		同上	同上	同上	同上	同上	同上	190 項
					<u>令 4.10.1</u>	WLTC モート゛ ※4		同上	同上	同上	同上	同上	同上	193 項
					<u>令 4.10.1</u>	WLTC ₹─ド ※ 5	(g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	196 項
					令 9.9.1	WLTC モード	(g/km)	同上	同上	同上	同上	13. 0× 10 ¹¹	同上	_

注1~8 (略)

9 ※6 は、輸入自動車特別取扱自動車であって表中の該当する適用時期欄の日付前日までの輸入自動車特別取扱自動車及び同欄の日付以降の輸入自動車特別取扱自動車であって同欄の日付前日までの輸入自動車特別取扱自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造がびに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるものについては左欄の日付に読み替える。

7-58-10 従前規定の適用⑥

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 3.5t を超える普通自動車及び小型自動車 (専ら乗用の用に供する乗車定員 9 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。) であって、<u>令和 9 年 8 月 31 日</u>以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車で あって、令和 6 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。) については、次の適用表⑥の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

ただし、7-58-1 (1) ①の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

この場合において、令和4年10月31日以前に製作された自動車(令和2年12月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)にあっては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読み替えることができる。

適用表⑥ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が3.5tを超える自動車(乗車定員が9人以下である乗用自動車を除

			区分						7-58-	-1 (1) (D関係			
規制年	識別記		適用	時期		測定モード	(単位)				規制値			適用関
	号 新型生産 継続生産 輸入自動 排出 車 車 (排出 非認 ガス非認 証車を除 (収を) (収を) (収を) (収を)							CO	НС	NOx	PM	SPN	備考	係告示 根拠
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
21	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	L A A M B G	令 6.10.1	<u> 令 9. 9. 1.</u> <u>※1</u>	<u> </u>		同上		同上	同上	同上	同上	13. 0×10 ¹¹	同上	_

ĺΗ

ただし、7-58-1 (1) ②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

この場合において、令和5年3月31日以前に製作された自動車(令和2年12月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)にあっては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読み替えることができる。

適用表⑤ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 2.5t を超えて 3.5t 以下である普通自動車又は小型自動車(乗車 定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。)

			区分						7-58-1	(1) ②ウ	'関係			
規制年	識別記		適用	時期		測定モード	(単位)			モート゛ヺ	規制値			適用関
	号	新型生産	継続生産	輸入自動	排出ガス			CO	HC	NOx	PM	SPN	備考	係告示
		車	車	車(排出ガ	非認証車									根拠
				ス非認証										
				車を除 く。)										
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
30	3 A F	令 1. 10. 1	令 4.1.1	令 4.1.1	(11)	WLTC t-\	(g/km)	4. 48	0. 23	0.11	同上	同上	同上	189項
	4 B		* 1		/	※ 2	10, ,				-		-	, ,
	5 L	令 3.10.1	<u> 令 8.10.1</u>	<u> 令 8.10.1</u>	/	WLTC モード	(g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	190項
	6				/	※ 3								
	7	令 4.10.1	<u>令 8.10.1</u>	<u>令 8.10.1</u>	/	WLTC t-\"	(g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	193 項
		A 10 1	A 0 10 1	A 0 10 1	/	¾ 4	(/1)							100 75
		令 4.10.1	<u>令 8. 10. 1</u>	<u>令 8.10.1</u>	/	WLTC ₹-\°	(g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	196 項
		令 6.10.1	令 8.10.1	令 8.10.1	/	WLTC t-l	(g/km)	同上	同上	同上	同上	13. 0×	同上	_
		1, 0, 10, 1	1, 0, 10, 1	1, 0, 10, 1	/	"BIO C	(8/ 1111)	11.411	1,477	1,411	11.322	1011	11.47	
	なし	/	/	1 /	令 4.1.1	WLTC モード	(g/km)	同上	同上	同上	同上	なし	同上	189 項
		/	/	/		※ 2								
		/	/	/	<u>令 8.10.1</u>	WLTC t-\"	(g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	190項
		/	/	/	A	※ 3	((-)							
		/	/	/	<u>令 8.10.1</u>	WLTC t-h	(g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	193 項
		/	/	/	令 8.10.1	WLTC t-\	(g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	196 項
		/	/	/	1, 0, 10, 1	* 5	(8/ 11111)	127	127	127	127	127	127	100 - 2
	ĺ		/	/	令 8.10.1		(g/km)	同上	同上	同上	同上	13. 0×	同上	_
		/	/	/								10^{11}		

注 1~8 (略) _(新設)_

7-58-10 従前規定の適用⑥

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 3.5t を超える普通自動車及び小型自動車 (専ら乗用の用に供する乗車定員 9 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。) であって、<u>令和8年9月30日</u>以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって、令和6年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。) については、次の適用表⑥の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

ただし、7-58-1 (1) ①の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

この場合において、令和 4 年 10 月 31 日以前に製作された自動車(令和 2 年 12 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)にあっては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読み替えることができる。

適用表⑥ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が3.5tを超える自動車(乗車定員が9人以下である乗用自動車を除

	< 。)													
			区分						7-58-	-1 (1) ()関係			
規制年	識別記		適用	時期		測定モード(単	位)			モート゛	規制値			適用関
	号	新型生産 継続生産 輸入自動車(排出力) 車 車(排出力) ボス非認証 証車を除く。) (略) (略) (略)						СО	НС	N0x	PM	SPN	備考	係告示 根拠
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
21	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	L A A M B G	令 6.10.1	<u>令 8. 10. 1</u>	<u>令 8. 10. 1</u>		同上		同上	同上	同上	同上	13. 0×10 ¹¹	同上	_



注1~4(略)

- 5 <u>※1 は、出荷検査証が発行された多仕様自動車について、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。)の発行日により 規制年を判断することを示す。</u>
- 6 ※2 は、指定自動車等以外の自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって表中の該当する適用時期欄の日付前日までの輸入自動車特別取扱自動車及び同欄の日付以降の輸入自動車特別取扱自動車であって同欄の日付前日までの輸入自動車特別取扱自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるものについては左欄の日付に読み替える。

7-58-11 従前規定の適用⑦

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車(専ら乗用の用に供するもの、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)であって、令和9年8月31日以前に製作されたものについては、次の適用表⑦の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

ただし、7-58-1 (1) ②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

この場合において、令和5年3月31日以前に製作された自動車(令和2年12月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)にあっては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読み替えることができる。

適用表⑦ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車(乗用自動車を除く。)

		区分				7	7-58-1 (1) ②エ	関係			
規制年	識別記		適用時期		測定モード (単位)			モート	規制値			適用
	号	新型生産車	継続生産車	輸入自動車		СО	НС	NOx	PM	SPN	備考	関係 告示 根拠
なし	なし	昭 50.3.31 以前	昭 50.11.30 以前	昭 51.3.31 以前	なし	なし	なし	なし	なし	なし		なし
30	3 A D 4 B Y	令 1.10.1	令 4.1.1 ※2	<u>令 1. 10. 1</u> <u>※7</u>	WLTC t-l' (g/km) ¾3	7. 06	0. 16	同上	同上	同上	同上	189 項
	5 L 6	令 3.10.1	令 9.9.1	<u> </u>	WLTC t- (g/km) ¾4	同上	同上	同上	同上	同上	同上	190 項
	7	令 4.10.1	令 9.9.1	<u> </u>	WLTC t- (g/km) ※5	同上	同上	同上	同上	同上	同上	193 項
		令 4.10.1	令 9.9.1	<u> </u>	WLTC t- (g/km) %6	同上	同上	同上	同上	同上	同上	196項
		令 6.10.1	<u> </u>	<u> 令 6. 10. 1</u> <u>※7</u>	WLTC t- ` (g/km)	同上	同上	同上	同上	13. 0×10 ¹¹	同上	_

注1~10 (略)

- 11 ※7 は、指定自動車等以外の自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって表中の該当する適用時期欄の日付前日までの輸入自動車特別取扱自動車及び同欄の日付以降の輸入自動車特別取扱自動車であって同欄の日付前日までの輸入自動車特別取扱自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるものについては左欄の日付に読み替える。
- 12 ※8 は、輸入自動車特別取扱自動車であって表中の該当する適用時期欄の日付前日までの輸入自動車特別取扱自動車及び 同欄の日付以降の輸入自動車特別取扱自動車であって同欄の日付前日までの輸入自動車特別取扱自動車と車体の外形、原動 機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主 要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるものについては左欄の日付に読み替える。

7-58-12 (略)

7-58-13 従前規定の適用⑨

軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車(車両重量が 1,265kg 以下のものに限る。)であって、平成22年8月31日以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、適用表9-1の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1)又は(2)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

また、平成22年9月1日以降に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。)については、適用表⑨-2の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(3)に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。

[適用表⑨-1]

(1) ~ (2) (略)

〔適用表⑨-2〕

(3) 7-58-1 (1) ④の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値

適用表9-1 (略)

				IH							
	Q L R										
l	なし		令 8.10.1	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	_

注 1~4 (略) <u>(新設)</u>

(新設)

7-58-11 従前規定の適用⑦

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車(専ら乗用の用に供するもの、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)であって、令和8年9月30日以前に製作されたものについては、次の適用表⑦の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

ただし、7-58-1 (1) ②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

この場合において、令和5年3月31日以前に製作された自動車(令和2年12月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)にあっては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読み替えることができる。

適用表⑦ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車(乗用自動車を除く。)

		区分					7	-58-1 (1	(1) ②エ	 昼係			
規制年	識別記		適用時期		測定t-ド	`(単位)			モート゛	規制値			適用
	号	新型生産車	継続生産車	輸入自動車			CO	НС	NOx	PM	SPN	備考	関係 告示 根拠
なし	なし	昭 50.3.31 以前	昭 50.11.30 以前	昭 51.3.31 以前	なし		なし	なし	なし	なし	なし		なし
30	3 A D 4 B Y	令 1.10.1	令 4.1.1 ※2	<u>令 4.1.1</u>	WLTC モード	(g/km) ※ 3	7. 06	0. 16	同上	同上	同上	同上	189項
	5 L	令 3.10.1	<u>令 8. 10. 1</u>	<u>令 8. 10. 1</u>	WLTC モード	(g/km) ※ 4	同上	同上	同上	同上	同上	同上	190項
	7	令 4.10.1	<u>令 8. 10. 1</u>	<u>令 8. 10. 1</u>	WLTC モード	(g/km) ※ 5	同上	同上	同上	同上	同上	同上	194項
		令 4.10.1	<u>令 8. 10. 1</u>	<u>令 8. 10. 1</u>	WLTC モード	(g/km) % 6	同上	同上	同上	同上	同上	同上	196 項
		令 6.10.1	令 8. 10. 1	<u>令 8. 10. 1</u>	WLTC モード	(g/km)	同上	同上	同上	同上	13. 0×10 ¹¹	同上	_

注 1~10 (略)

(新設)

(新設)

7-58-12 (略)

7-58-13 従前規定の適用⑨

軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車(車両重量が 1,265kg 以下のものに限る。)であって、平成22年8月31日以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、適用表⑨-1の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1)又は(2)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

また、平成22年9月1日以降に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。)については、適用表9-2の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(3)に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。

〔適用表⑨-1〕

 $(1) \sim (2)$ (略)

[適用表⑨-2]

(3) 7-58-1 (1) ④の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値

適用表9-1 (略)

新 適用表⑨-2 軽油を燃料とする車両重量が 1,265kg 以下の乗車定員が 10 人以下である乗用自動車

		区分						7-58-1	(1) ④ア	関係			
規制年	識別記		適用時期		測定t-l	` (単位)			モート゛	規制値			適用関
	号	新型生産車	継続生産 車・排出ガ ス非認証車 (輸入自動 車を除く。)	輸入自動車			СО	NMHC	NOx	PM	SPN	備考	係告示 根拠
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
30	3 C A 4 D	平 30. 10. 1	令 3. 1. 1 ※1	<u>平 30. 10. 1</u> ※7	WLTC モード	(g/km) 💥2	0.88	0. 037	0. 23	0.009	同上		189 項
	5 M 6	令 3. 10. 1	今 8. 9. 1	<u> </u>	WLTC ŧ-ド	(g/km) 💥3	同上	同上	同上	同上	同上		190 項
	7	令 4.10.1	令 8. 9. 1	<u> </u>	WLTC ŧ-ド	(g/km) ¾ 4	同上	同上	同上	同上	同上		193 項
		令 4.10.1	令 8. 9. 1	<u>令 4. 10. 1</u> ※8	WLTC ŧ-ド	(g/km) % 5	同上	同上	同上	同上	同上		195 項
		令 5. 10. 1	<u>令 8. 9. 1</u> ※1	<u>令 5. 10. 1</u> ※7	WLTC ŧ-ド	(g/km) % 6	同上	同上	同上	同上	10. 8×10 ¹¹		204 項
		令 6.10.1	<u> </u>	<u> 令 6. 10. 1</u> <u> ※7</u>	WLTC モード	(g/km)	同上	同上	同上	同上	同上		

- 注1~10(略)
- 11 ※7 は、指定自動車等以外の自動車又は輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、当該日付前日までに輸入自動車特別取扱を受けた自動車及び当該日付以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって当該日付前日までに輸入自動車特別取扱を受けた自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるものについては左欄に記載の日付に読み替える。
- 12 ※8 は、輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、当該日付前日までに輸入自動車特別取扱を受けた自動車及び当該 日付以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって当該日付前日までに輸入自動車特別取扱を受けた自動車と車体の外 形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種 類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるものについては左欄に記載の日付に読み替える。

7-58-14 従前規定の適用⑩

軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車 (車両重量が 1,265kg を超えるもの及び 乗車定員 10 人の自動車にあっては、車両重量が 1,265kg を超えるものであって車両総重量 3.5t 以下のものに限る。) であって、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの (輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸 化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。) については、適用表⑩-1 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1) 又は (2) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

また、平成22年9月1日以降に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。)については、適用表⑩-2の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(3)に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。

〔適用表⑩-1〕

(1) ~ (2) (略)

[適用表⑪-2]

(3) 7-58-1 (1) ④の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値

適用表⑩-1(略)

適用表⑩-2 軽油を燃料とする車両重量が 1,265kg を超える自動車であって、乗車定員 9 人以下である乗用自動車及び車両総重量 3.5t 以下で、かつ、乗車定員 10 人の乗用自動車

		区分					-	7-58-1 (1) ④ア	関係			
規制年	識別記		適用時期		測定t-	ド (単位)			モート゛	規制値			適用関
	号	新型生産車	継続生産 車・排出ガ ス非認証車 (輸入自動 車を除く。)	輸入自動車			CO	NMHC	NOx	PM	SPN	備考	係告示 根拠
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)
30	3 C A 4 D	平 30. 10. 1	令 3.1.1 ※ 1	<u>平 30. 10. 1</u> <u>※7</u>	WLTC モード	(g/km) ※ 2	0.88	0.037	0.23	0.009	同上		189 項
	5 M	令 3. 10. 1	令 8. 9. 1	<u> </u>	WLTC モード	(g/km) % 3	同上	同上	同上	同上	同上		190項
	7	令 4. 10. 1	令 8. 9. 1	<u> </u>	WLTC モード	(g/km) ※ 4	同上	同上	同上	同上	同上		193 項
		令 4. 10. 1	令 8.9.1	<u> </u>	WLTC モード	(g/km) % 5	同上	同上	同上	同上	同上		195 項

適用表⑨-2 軽油を燃料とする車両重量が 1,265kg 以下の乗車定員が 10人以下である乗用自動車

		区分						7-58-1 (1) ④ア	関係			
規制年	識別記		適用時期		測定モーl	ド (単位)			モート゛	規制値			適用関
	号	新型生産車	継続生産 車・排出ガ ス非認証車 (輸入自動 車を除く。)	輸入自動車			СО	NMHC	NOx	PM	SPN	備考	係告示 根拠
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
30	3 C A 4 D	平 30. 10. 1	令 3.1.1 ※1	令 3.1.1	WLTC モード	(g/km) ※ 2	0.88	0.037	0. 23	0.009	同上		189 項
	5 M	令 3.10.1	<u>令 7.10.1</u>	<u>令 7. 10. 1</u>	WLTC モート゛	(g/km) ※3	同上	同上	同上	同上	同上		190項
	7	令 4.10.1	<u>令 7.10.1</u>	<u>令 7. 10. 1</u>	WLTC モード	(g/km) ※ 4	同上	同上	同上	同上	同上		193 項
		令 4.10.1	<u>令 7.10.1</u>	<u>令7.10.1</u>	WLTC モート゛	(g/km) % 5	同上	同上	同上	同上	同上		195 項
		令 5.10.1	<u>令 7.10.1</u>	<u>令 7. 10. 1</u>	WLTC モード	(g/km) % 6	同上	同上	同上	同上	10. 8×10 ¹¹		204 項
		令 6.10.1	<u>令 8.10.1</u>	<u>令 8. 10. 1</u>	WLTC モード	(g/km)	同上	同上	同上	同上	同上		_

注1~10 (略)

(新設)

(新設)

7-58-14 従前規定の適用⑩

軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車 (車両重量が 1,265kg を超えるもの及び乗車定員 10 人の自動車にあっては、車両重量が 1,265kg を超えるものであって車両総重量 3.5t 以下のものに限る。) であって、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの (輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。) については、適用表⑩-1 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1) 又は (2) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

また、平成22年9月1日以降に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。)については、適用表⑩-2の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(3)に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。

〔適用表⑩-1〕

(1) ~ (2) (略)

〔適用表⑩-2〕

(3) 7-58-1 (1) ④の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値

適用表⑩-1(略)

適用表⑩-2 軽油を燃料とする車両重量が 1,265kg を超える自動車であって、乗車定員 9 人以下である乗用自動車及び車両総重量 3.5t 以下で、かつ、乗車定員 10 人の乗用自動車

		区分					7	7-58-1 (1) ④ア	関係			
規制年	識別記		適用時期		測定モート	、゛(単位)			モート゛	規制値			適用関
	号	新型生産車	継続生産 車・排出ガ ス非認証車 (輸入自動 車を除く。)	輸入自動車			СО	NMHC	NOx	PM	SPN	備考	係告示 根拠
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)
30	3 C A 4 D	平 30. 10. 1	令 3.1.1 ※ 1	令 3. 1. 1	WLTC モード	(g/km) ※ 2	0.88	0.037	0. 23	0.009	同上		189 項
	5 M	令 3.10.1	<u>令 7. 10. 1</u>	<u>令 7. 10. 1</u>	WLTC モード	(g/km) % 3	同上	同上	同上	同上	同上		190項
	7	令 4.10.1	<u>令7.10.1</u>	<u>令7.10.1</u>	WLTC モード	(g/km) % 4	同上	同上	同上	同上	同上		193 項
		令 4.10.1	<u>令7.10.1</u>	<u>令7.10.1</u>	WLTC モード	(g/km) % 5	同上	同上	同上	同上	同上		195 項

						新						 	
		令 5.10.1	令 8.9.1	<u>令 5.10.1</u>	WLTC モード	(g/km) ※ 6	同上	同上	同上	同上	10. 8×10 ¹¹	204項	
			<u> </u>	<u> </u>									
	1 1	令 6.10.1	令 9.9.1	令 6.10.1	WLTC モード	(g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	-	
	i i		<u>*1</u>	<u> </u>									

注 1~10 (略)

- 11 ※7 は、指定自動車等以外の自動車又は輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、当該日付前日までに輸入自動車特別取扱を受けた自動車及び当該日付以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって当該日付前日までに輸入自動車特別取扱を受けた自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるものについては左欄に記載の日付に読み替える。
- 12 ※8 は、輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、当該日付前日までに輸入自動車特別取扱を受けた自動車及び当該 日付以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって当該日付前日までに輸入自動車特別取扱を受けた自動車と車体の外 形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種 類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるものについては左欄に記載の日付に読み替える。

7-58-15 従前規定の適用①

軽油を燃料とする車両総重量が 1.7t 以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、適用表⑪-1 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1) 又は (2) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

また、平成22年9月1日以降に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。)については、適用表⑪-2の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(3)に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。

〔適用表⑪-1〕

(1) ~ (2) (略)

〔適用表⑪-2〕

(3) 7-58-1 (1) ④の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値

適用表⑪-1(略)

適用表⑪-2 軽油を燃料とする車両総重量が 1.7t 以下である自動車 (乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。)

		区分					-	7-58-1 (1) ④イ	関係			
規制年	識別記		適用時期		測定モート	` (単位)			モート゛	規制値			適用関
	号	新型生産車	継続生産	輸入自動車			CO	NMHC	NOx	PM	SPN	備考	係告示
			車・排出ガ										根拠
			ス非認証車										
			(輸入自動										
			車を除く。)										
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)
30	3 C E	平 30. 10. 1	令 3.1.1	平 30. 10. 1	WLTC モード	(g/km) ※ 2	0.88	0.037	0.23	0.009	同上		189 項
	4 D		※ 1	<u> </u>									
	5 M	令 3.10.1	<u>令 8.9.1</u>	<u>令 3.10.1</u>	WLTC モード	(g/km) ※ 3	同上	同上	同上	同上	同上		190 項
	6			<u> </u>									
	7	令 4.10.1	<u>令 8.9.1</u>	<u>令 4.10.1</u>	WLTC モード	(g/km) ¾ 4	同上	同上	同上	同上	同上		193 項
				<u> </u>									
		令 4.10.1	<u>令 8.9.1</u>	<u>令 4.10.1</u>	WLTC モード	(g/km) ※ 5	同上	同上	同上	同上	同上		195 項
				<u> </u>									
		令 5.10.1	<u>令 8.9.1</u>	<u>令 5.10.1</u>	WLTC モード	(g/km) % 6	同上	同上	同上	同上	10. 8×10 ¹¹		204 項
			<u> </u>	<u> </u>									
		令 6.10.1	<u>令 9.9.1</u>	<u>令 6.10.1</u>	WLTC モード	(g/km)	同上	同上	同上	同上	同上		_
			<u>*1</u>	<u>*7</u>									

注1~10 (略)

- 11 ※7 は、指定自動車等以外の自動車又は輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、当該日付前日までに輸入自動車特別取扱を受けた自動車及び当該日付以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって当該日付前日までに輸入自動車特別取扱を受けた自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるものについては左欄に記載の日付に読み替える。
- 12 ※8 は、輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、当該日付前日までに輸入自動車特別取扱を受けた自動車及び当該日付以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって当該日付前日までに輸入自動車特別取扱を受けた自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるものについては左欄に記載の日付に読み替える。

7-58-16 従前規定の適用①

軽油を燃料とする車両総重量が 1.7t を超え 2.5t 以下の普通自動車及び小型自動車 (専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。) であって、平成 23 年 8 月 31 日以前に製作されたもの (輸入自動車以外の自動車であって、平成 22 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。) については、適用表⑫-1 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1) 又は (2) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

						IΠ							
		令 5.10.1	<u>令 7.10.1</u>	<u>令 7. 10. 1</u>	WLTC モード	(g/km) % 6	同上	同上	同上	同上	10. 8×10 ¹¹	204 項	
		令 6.10.1	<u>令 8. 10. 1</u>	<u>令 8. 10. 1</u>	WLTC モード	(g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	_	

注1~10 (略)

(新設)

(新設)

7-58-15 従前規定の適用①

軽油を燃料とする車両総重量が 1.7t 以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、適用表⑪-1 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1)又は(2)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

また、平成22年9月1日以降に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。)については、適用表⑪-2の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(3)に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。

〔適用表⑪-1〕

(1) ~ (2) (略)

〔適用表⑪-2〕

(3) 7-58-1 (1) ④の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値

適用表⑪-1(略)

適用表⑪-2 軽油を燃料とする車両総重量が 1.7t 以下である自動車 (乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。)

		区分					7	7-58-1 (1) ④イ	関係			
規制年	識別記		適用時期		測定モート	、゛(単位)			モート゛	規制値			適用関
	号	新型生産車	継続生産	輸入自動車			CO	NMHC	NOx	PM	SPN	備考	係告示
			車・排出ガ										根拠
			ス非認証車										
			(輸入自動										
			車を除く。)										
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)
30	3 C E	平 30. 10. 1	令 3.1.1	令 3.1.1	WLTC モード	(g/km) 💥2	0.88	0.037	0.23	0.009	同上		189 項
	4 D		※ 1										
	5 M	令 3.10.1	<u>令 7.10.1</u>	<u>令 7.10.1</u>	WLTC モード	(g/km) 💥3	同上	同上	同上	同上	同上		190 項
	6												
	7 : :	令 4.10.1	<u>令 7.10.1</u>	<u>令 7.10.1</u>	WLTC モード	(g/km) ¾ 4	同上	同上	同上	同上	同上		193 項
		令 4.10.1	<u>令 7.10.1</u>	<u>令 7.10.1</u>	WLTC モード	(g/km) % 5	同上	同上	同上	同上	同上		195 項
	1 : :	令 5.10.1	令 7.10.1	令 7.10.1	WLTC モード	(g/km) % 6	同上	同上	同上	同上	10.8×10 ¹¹		204 項
		令 6.10.1	令 8.10.1	令 8.10.1	WLTC モード	(g/km)	同上	同上	同上	同上	同上		_
	(75)												

注1~10(略)

(新設)

(新設)

7-58-16 従前規定の適用⑫

軽油を燃料とする車両総重量が 1.7t を超え 2.5t 以下の普通自動車及び小型自動車 (専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。) であって、平成 23 年 8 月 31 日以前に製作されたもの (輸入自動車以外の自動車であって、平成 22 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。) については、適用表⑫-1 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1) 又は (2) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

また、平成23年9月1日以降に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって、平成22年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。)については、適用表⑫-2の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(5)に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。

〔適用表①-1〕

 $(1) \sim (2)$ (略)

〔適用表⑫-2〕

(3) 7-58-1 (1) ④の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値

適田表(D-1 (略

適用表⑫-2 軽油を燃料とする車両総重量が 1.7t を超え 2.5t 以下である自動車 (乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。)

		区分						7-58-1 (1) ④ウ	関係			
規制年	識別記		適用時期		測定モー	· (単位)			モート゛	規制値			適用関
	号	新型生産車	継続生産 車・排出ガ ス非認証車 (輸入自動 車を除く。)	輸入自動車			СО	NMHC	NOx	PM	SPN	備考	係告示 根拠
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)
30	3 C F 4 D	令 1.10.1	令 4. 1. 1 ※ 1	<u>令 1. 10. 1</u> ※7	WLTC ŧ-ド	(g/km) ※ 2	0.88	0.037	0.36	0.013	同上		189項
	5 M	令 3. 10. 1	令 8. 9. 1	<u> </u>	WLTC ŧ-ド	(g/km) ※ 3	同上	同上	同上	同上	同上		190項
	7	令 4.10.1	令 8.9.1	<u> </u>	WLTC モード	(g/km) % 4	同上	同上	同上	同上	同上		193 項
		令 4.10.1	令 8.9.1	<u> </u>	WLTC モード	(g/km) % 5	同上	同上	同上	同上	同上		195 項
		令 5.10.1	<u> 令 8. 9. 1</u> <u> ※1</u>	<u> 令 5. 10. 1</u> <u> ※7</u>	WLTC モード	(g/km) % 6	同上	同上	同上	同上	11. 1×10 ¹¹		204項
	(75)	令 6.10.1	令 9. 9. 1 <u>※1</u>	<u>令 6. 10. 1</u> <u>※7</u>	WLTC モード	(g/km)	同上	同上	同上	同上	同上		_

注1~10(略)

- 11 ※7 は、指定自動車等以外の自動車又は輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、当該日付前日までに輸入自動車特別取扱を受けた自動車及び当該日付以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって当該日付前日までに輸入自動車特別取扱を受けた自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるものについては左欄に記載の日付に読み替える。
- 12 ※8 は、輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、当該日付前日までに輸入自動車特別取扱を受けた自動車及び当該 日付以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって当該日付前日までに輸入自動車特別取扱を受けた自動車と車体の外 形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種 類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるものについては左欄に記載の日付に読み替える。

7-58-17 従前規定の適用(3)

軽油を燃料とする車両総重量が 2.5t を超え 3.5t 以下の普通自動車及び小型自動車 (専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。) であって、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの (輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。) については、適用表⑬-1 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1) 又は (2) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

また、平成22年9月1日以降に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。)については、適用表®-2の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(3)に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。

[適用表[3-1]

(1) ~ (2) (略)

[適用表[3-2]

-// (3) 7-58-1 (1) ④の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値

適用表(3)-1(略)

適用表(3-2 軽油を燃料とする車両総重量が 2.5t を超え 3.5t 以下である自動車 (乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。)

		区分						7	7-58-1 (1) ④ウ	関係			
規制年	識別記		適用時期		測定t-	`(単位)				モート゛	規制値			適用関
	号	新型生産車	継続生産 車・排出ガ ス非認証車 (輸入自動 車を除く。)	輸入自動車				CO	NMHC	NOx	PM	SPN	備考	係告示 根拠
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)
30	3 C F 4 D	令 1.10.1	令 4.1.1 ※1	<u> 令 1. 10. 1</u> <u>※7</u>	WLTC モード	(g/km) *	2	0.88	0.037	0.36	0.013	同上		189項

また、平成23年9月1日以降に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって、平成22年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。)については、適用表⑫-2の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(5)に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。

ĺΗ

〔適用表⑫-1〕

(1) ~ (2) (略)

〔適用表⑫-2〕

(3) 7-58-1 (1) ④の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値

適用表(2)-1(略)

適用表⑫-2 軽油を燃料とする車両総重量が 1.7t を超え 2.5t 以下である自動車 (乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。)

		区分			7-58-1 (1) ④ ウ関係									
規制年	1		適用時期		測定モード(単位)			モート	゛規制値			適用関		
	号	新型生産車	継続生産 車・排出ガ ス非認証車 (輸入自動 車を除く。)	輸入自動車		СО	NMHC	NOx	PM	SPN	備考	係告示 根拠		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)		
30	3 C F 4 D	令 1.10.1	令 4.1.1 ※1	<u>令 4.1.1</u>	WLTC t-l (g/km) ※2	2 0.88	0.037	0.36	0.013	同上		189項		
	5 M	令 3.10.1	<u>令 7.10.1</u>	<u>令 7. 10. 1</u>	WLTC t-l' (g/km) ※	3 同上	同上	同上	同上	同上		190項		
	7	令 4. 10. 1	<u>令 7.10.1</u>	<u>令 7. 10. 1</u>	WLTC t-l (g/km) *	4 同上	同上	同上	同上	同上		193 項		
		令 4. 10. 1	<u>令 7.10.1</u>	令 7. 10. 1	WLTC t-l' (g/km) *	5 同上	同上	同上	同上	同上		195 項		
		令 5. 10. 1	<u>令 7.10.1</u>	<u>令 7. 10. 1</u>	WLTC f-l (g/km) ※6	6 同上	同上	同上	同上	11. 1×10 ¹¹		204項		
		令 6.10.1	<u>令 8. 10. 1</u>	<u>令 8. 10. 1</u>	WLTC f-l° (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上		_		

注1~10(略)

(新設)

(新設)

7-58-17 従前規定の適用(3)

軽油を燃料とする車両総重量が 2.5t を超え 3.5t 以下の普通自動車及び小型自動車 (専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。) であって、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの (輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。) については、適用表⑬-1 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1) 又は (2) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

また、平成22年9月1日以降に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。)については、適用表⑬-2の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(3)に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。

[適用表[3-1]

(1) ~ (2) (略)

[適用表(3)-2]

(3) 7-58-1 (1) ④の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値

適用表(3)-1(略)

適用表(3)-2 軽油を燃料とする車両総重量が 2.5t を超え 3.5t 以下である自動車 (乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。)

	区分					7-58-1 (1) ④ウ関係								
規制年	識別記		適用時期		測定t-l	`(単位)			モート゛	規制値			適用関	
	号	新型生産車	継続生産	輸入自動車			CO	NMHC	NOx	PM	SPN	備考	係告示	
			車・排出ガ										根拠	
			ス非認証車											
			(輸入自動											
			車を除く。)											
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	
30	3 C F	令 1.10.1	令 4.1.1	令 4.1.1	WLTC モード	(g/km) 💥2	0.88	0.037	0.36	0.013	同上		189 項	
	4 D		※ 1											

					新						
5 M	令 3.10.1	<u> 令 8. 9. 1</u>	<u>令 3. 10. 1</u>	WLTC モード	(g/km) 💥3	同上	同上	同上	同上	同上	190項
6			<u> </u>								
7 :	令 4.10.1	令 8.9.1	<u>令 4. 10. 1</u>	WLTC モード	(g/km) ※ 4	同上	同上	同上	同上	同上	193 項
			<u> </u>								
	令 4.10.1	令 8.9.1	令 4.10.1	WLTC ቺード	(g/km) 💥5	同上	同上	同上	同上	同上	195 項
			<u> </u>								
	令 5.10.1	令 8.9.1	今 5. 10. 1	WLTC ቺード	(g/km) % 6	同上	同上	同上	同上	11. 1×10 ¹¹	204 項
		<u> </u>	<u> </u>								
	令 6.10.1	令 9.9.1	令 6.10.1	WLTC モード	(g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	_
		<u>*1</u>	<u>**7</u>								

注 1~10 (略)

- 11 ※7 は、指定自動車等以外の自動車又は輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、当該日付前日までに輸入自動車特 別取扱を受けた自動車及び当該日付以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって当該日付前日までに輸入自動車特別 取扱を受けた自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種 類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるものについては左欄に記載 の日付に読み替える。
- 12 ※8 は、輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、当該日付前日までに輸入自動車特別取扱を受けた自動車及び当該 日付以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって当該日付前日までに輸入自動車特別取扱を受けた自動車と車体の外 原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種 類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるものについては左欄に記載の日付に読み替える。

7-58-18 従前規定の適用(4)

次に掲げる自動車にあっては、それぞれに掲げる基準に適合するものであればよい。

- ① (略)
- ② ①以降のものであって、 令和9年8月31日以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって、令和5年10月1日 以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。) については、適用表⑭-2 の区分の欄に掲げる規制 年の区分に応じ、(3) に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。
- ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して11か月を経過 していないものに限る。) の発行日が令和9年8月31日以前のものについては、適用表⑭-2の区分の欄に掲げる規制年の区分 に応じ、(3) に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。
- ④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が<mark>令和</mark> 年8月31日以前のものについては、適用表⑭-2の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(3)に規定する欄に掲げる値を超 えないものであればよい。

〔適用表⑭-1〕

 $(1) \sim (2)$ (略)

〔適用表⑭-2〕

(3) 7-58-1 (1) ③の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値

適用表49-1(略)

適用表(W-2 軽油を燃料とする車両総重量が3.5tを超える自動車(乗車定員が9人以下である乗用自動車を除く。)

			区分			7-58-1(1)③関係							
規制年	識別記		適用	時期		測定モード (単位)			モート゛タ	規制値			適用関
	号	新型生産 車	継続生産 車・排出ガ ス非認証 車(輸入自 動車を除 く。)	輸入自動 車	排出ガス 非認証車		СО	NMHC	NOx	PM	SPN	備考	保告示 根拠
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
28	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	2 C G D K N P Q R S T	令 5. 10. 1	今 9. 9. 1 ※3	<u>令 5.10.1</u> <u>※4</u>		WHDC:WHTC ホットモート。 × 0.86 + WHTC コール ト*モート*×0.14 及び WHSC モート*(g/kWh)		同上	同上	同上	10. 4× 10 ¹¹ **1 11. 1× 10 ¹¹ **2		
	なし				令 9. 9. 1	同上	同上	同上	同上	同上	同上		-

注 1~8 (略)

9 ※3 は、出荷検査証が発行された多仕様自動車について、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。)の発行日により規制年を判断することを示す。

				III						
5 M	令 3.10.1	<u>令 7.10.1</u>	<u> 令 7. 10. 1</u>	WLTC t-l (g/km) 💥	3 同上	同上	同上	同上	同上	190項
6										
7	令 4.10.1	<u>令 7.10.1</u>	<u>令 7.10.1</u>	WLTC t-l (g/km) 💥	4 同上	同上	同上	同上	同上	193 項
	令 4.10.1	<u>令 7.10.1</u>	<u>令 7.10.1</u>	WLTC ₹-ド (g/km) ※	5 同上	同上	同上	同上	同上	195 項
	令 5.10.1	<u>令 7.10.1</u>	<u>令 7.10.1</u>	WLTC ₹-ド (g/km) ※	6 同上	同上	同上	同上	11. 1×10 ¹¹	204 項
	令 6.10.1	<u>令 8.10.1</u>	<u> 令 8. 10. 1</u>	WLTC モート゛ (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	_
<u> </u>										

注 1~10 (略)

(新設)

(新設)

7-58-18 従前規定の適用(4)

次に掲げる自動車にあっては、それぞれに掲げる基準に適合するものであればよい。

① (略)

- ② ①以降のものであって、<u>令和8年9月30日</u>以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって、令和5年10月1日 以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。) については、適用表⑭-2 の区分の欄に掲げる規制 年の区分に応じ、(3) に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。
- ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して11か月を経過 していないものに限る。) の発行日が令和8年9月30日以前のものについては、適用表⑭-2の区分の欄に掲げる規制年の区分 に応じ、(3) に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。
- ④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 8 <u>年9月30日</u>以前のものについては、適用表⑭-2の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(3)に規定する欄に掲げる値を超 えないものであればよい。

〔適用表⑭-1〕

 $(1) \sim (2)$ (略)

〔適用表⑭-2〕

(3) 7-58-1 (1) ③の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値

適用表49-1(略)

適用表	14)-2 軽7			※重量が 3.	5t を超える	る自動車(乗車定員	真が9人				重を除く.	。)	
			区分	7-58-1 (1) ③関係 測定モード(単位)									
規制年	識別記		適用時期			測定モード (単位)	₹一ド規制値						
	号	新型生産 車	継続生産 車・排出ガ ス非認証 車(輸入自	輸入自動 車	排出ガス 非認証車		CO	NMHC	NOx	PM	SPN	備考	係告示 根拠
(略)	(略)	(略)	動車を除 く。) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
28	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	2 C G D J K N P Q R S T M	令 5. 10. 1	令 8. 10. 1	<u>\$\phi\$ 8.10.1</u>		WHDC: WHTC ホットモート* × 0.86 + WHTC コールト*モート*×0.14 及び WHSCモート*(g/kWh)	同上	同上	同上	同上	10.4× 10 ¹¹ ※1 11.1× 10 ¹¹ ※2		-
	なし				<u>令 8.10.1</u>	同上	同上	同上	同上	同上	同上		-

注1~8 (略)

(新設)

新	III
10 ※4 は、輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、当該日付前日までに輸入自動車特別取扱を受けた自動車及び当該	<u>(新設)</u>
日付以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって当該日付前日までに輸入自動車特別取扱を受けた自動車と車体の外	
形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種	
類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるものについては左欄に記載の日付に読み替える。	
7-58-19~7-58-30 (略)	7-58-19~7-58-30 (略)
7–59~7–64 (略)	7-59~7-64 (略)

7-65 走行用前照灯

7-65-1~7-65-2 (略)

7-65-3 取付要件(視認等による審査)

- $(1) \sim (2)$ (略)
- (3) 大型特殊自動車に備える走行用前照灯にあっては、当該灯火が取付けられていない 状態において、その旨を常に運転者に表示するものに限り、脱着式とすることができる。

ただし、ステッカー等で表示する場合にあっては、運行の用に供する場合に走行用 前照灯の取付けが必要である旨を表示していればよい。(細目告示第 120 条第 20 項関 係)

7-65-4~7-65-11 (略)

7-66~7-76 (略)

7-77 前部反射器

7-77-1~7-77-5 (略)

7-77-6 従前規定の適用②

平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 34 条第 1 項、第 2 項第 2 号及び第 3 項第 2 号関係)

7-77-6-1~7-77-6-2 (略)

7-77-6-3 取付要件

- $(1) \sim (2)$ (略)
- (3) 大型特殊自動車に備える前部反射器にあっては、7-77-2 及び 7-77-3 に規定された取付位置、幾何学的視認性、色並びに光度に係る基準に適合するものであり、かつ、当該反射器が取付けられていない状態において、その旨を常に運転者に表示するものに限り、脱着式とすることができる。

ただし、ステッカー等で表示する場合にあっては、運行の用に供する場合に前部反射器の取付けが必要である旨を表示していればよい。(細目告示第125条第5項関係)

7-78 (略)

7-79 側方反射器

7-79-1~7-79-6 (略)

7-79-7 従前規定の適用③

平成17年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第35条第1項第1号、第5号、第6号、第2項第2号、第3項第2号及び第4号関係)

7-79-7-1~7-79-7-2(略)

7-79-7-3 取付要件

- $(1) \sim (2)$ (略)
- (3) 大型特殊自動車に備える側方反射器にあっては、7-79-2 及び 7-79-3 に規定された取付位置、幾何学的視認性、色並びに光度に係る基準に適合するものであり、かつ、当

7-65 走行用前照灯

7-65-1~7-65-2 (略)

7-65-3 取付要件(視認等による審査)

- (1) ~ (2) (略)
- (3) 大型特殊自動車に備える走行用前照灯にあっては、当該灯火が取付けられていない 状態において、その旨を常に運転者に表示するものに限り、脱着式とすることができる。

ただし、ステッカー等で表示する場合にあっては、運行の用に供する場合に走行用前照灯の取付けが必要である旨を表示していればよい。(<u>保安基準</u>細目告示第 120 条 第 20 項関係)

7-65-4~7-65-11(略)

7-66~7-76 (略)

7-77 前部反射器

7-77-1~7-77-5 (略)

7-77-6 従前規定の適用②

平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 34 条第 1 項、第 2 項第 2 号及び第 3 項第 2 号関係)

7-77-6-1~7-77-6-2(略)

7-77-6-3 取付要件

- $(1) \sim (2)$ (略)
- (3) 大型特殊自動車に備える前部反射器にあっては、7-77-2 及び 7-77-3 に規定された取付位置、幾何学的視認性、色並びに光度に係る基準に適合するものであり、かつ、当該<u>灯火</u>が取付けられていない状態において、その旨を常に運転者に表示するものに限り、脱着式とすることができる。

ただし、ステッカー等で表示する場合にあっては、運行の用に供する場合に前部反射器の取付けが必要である旨を表示していればよい。(細目告示第125条第5項関係)

7-78 (略)

7-79 側方反射器

7-79-1~7-79-6 (略)

7-79-7 従前規定の適用③

平成17年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第35条第1項第1号、第5号、第6号、第2項第2号、第3項第2号及び第4号関係)

7-79-7-1~7-79-7-2 (略)

7-79-7-3 取付要件

- $(1) \sim (2)$ (略)
- (3) 大型特殊自動車に備える側方反射器にあっては、7-79-2 及び 7-79-3 に規定された取付位置、幾何学的視認性、色並びに光度に係る基準に適合するものであり、かつ、当

該反射器が取付けられていない状態において、その旨を常に運転者に表示するものに 限り、脱着式とすることができる。

ただし、ステッカー等で表示する場合にあっては、運行の用に供する場合に側方反 射器の取付けが必要である旨を表示していればよい。(細目告示第126条第9項関係)

7-79-8 (略)

7-80~7-84 (略)

7-85 後部反射器

7-85-1~7-85-4 (略)

7-85-5 従前規定の適用①

昭和48年11月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するもの であればよい。(適用関係告示第41条第3項第1号関係)

7-85-5-1~7-85-5-2(略)

7-85-5-3 取付要件

 $(1) \sim (2)$ (略)

(3) 大型特殊自動車に備える後部反射器にあっては、7-85-2 及び 7-85-3 に規定された取 付位置、幾何学的視認性、色並びに光度に係る基準に適合するものであり、かつ、当 該反射器が取付けられていない状態において、その旨を常に運転者に表示するものに 限り、脱着式とすることができる。

ただし、ステッカー等で表示する場合にあっては、運行の用に供する場合に後部反 射器の取付けが必要である旨を表示していればよい。(細目告示第132条第5項関係)

7-85-6 従前規定の適用②

平成17年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するもの であればよい。(適用関係告示第41条第1項、第2項、第3項第2号及び第3号関係)

7-85-6-1~7-85-6-2 (略)

7-85-6-3 取付要件

 $(1) \sim (2)$ (略)

(3) 大型特殊自動車に備える後部反射器にあっては、7-85-2 及び 7-85-3 に規定された取 付位置、幾何学的視認性、色並びに光度に係る基準に適合するものであり、かつ、当 該反射器が取付けられていない状態において、その旨を常に運転者に表示するものに 限り、脱着式とすることができる。

ただし、ステッカー等で表示する場合にあっては、運行の用に供する場合に後部反 射器の取付けが必要である旨を表示していればよい。(細目告示第132条第5項関係)

7-85-7 従前規定の適用③

次に掲げる二輪自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関 係告示第 41 条第 8 項関係)

① \sim ② (略)

7-85-7-1~7-85-7-2(略)

7-85-7-3 取付要件(視認等による審査)

(1)後部反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、

該灯火が取付けられていない状態において、その旨を常に運転者に表示するものに限 り、脱着式とすることができる。

ただし、ステッカー等で表示する場合にあっては、運行の用に供する場合に側方反 射器の取付けが必要である旨を表示していればよい。(細目告示第126条第9項関係)

7-79-8 (略)

7-80~7-84 (略)

7-85 後部反射器

7-85-1~7-85-4 (略)

7-85-5 従前規定の適用①

昭和48年11月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するもの であればよい。(適用関係告示第41条第3項第1号関係)

7-85-5-1~7-85-5-2 (略)

7-85-5-3 取付要件

 $(1) \sim (2)$ (略)

(3) 大型特殊自動車に備える後部反射器にあっては、7-85-2 及び 7-85-3 に規定された取 付位置、幾何学的視認性、色並びに光度に係る基準に適合するものであり、かつ、当 該灯火が取付けられていない状態において、その旨を常に運転者に表示するものに限 り、脱着式とすることができる。

ただし、ステッカー等で表示する場合にあっては、運行の用に供する場合に後部反 射器の取付けが必要である旨を表示していればよい。(細目告示第132条第5項関係)

7-85-6 従前規定の適用②

平成17年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するもの であればよい。(適用関係告示第41条第1項、第2項、第3項第2号及び第3号関係)

7-85-6-1~7-85-6-2 (略)

7-85-6-3 取付要件

(1) ~ (2) (略)

(3) 大型特殊自動車に備える後部反射器にあっては、7-85-2 及び 7-85-3 に規定された取 付位置、幾何学的視認性、色並びに光度に係る基準に適合するものであり、かつ、当 該灯火が取付けられていない状態において、その旨を常に運転者に表示するものに限 り、脱着式とすることができる。

ただし、ステッカー等で表示する場合にあっては、運行の用に供する場合に後部反 射器の取付けが必要である旨を表示していればよい。(細目告示第132条第5項関係)

7-85-7 従前規定の適用③

次に掲げる二輪自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関 係告示第 41 条第 7 項関係)

 $(1)\sim(2)$ (略)

7-85-7-1~7-85-7-2 (略)

7-85-7-3 取付要件(視認等による審査)

(1)後部反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、

視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。

この場合において、後部反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13 「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。

① \sim ③ (略)

- ④ 7-85-3 (1) 9に同じ。
- ⑤ 7-85-3 (1) ⑩に同じ。

(2) (略)

7-86 (略)

7-87 再帰反射材

7-87-1~7-87-5 (略)

7-87-6 従前規定の適用②

平成23年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第41条の3第3項関係)

7-87-6-1~7-87-6-2(略)

7-87-6-3 取付要件(視認等による審査)

 $(1) \sim (2)$ (略)

(3) 大型特殊自動車に備える再帰反射材にあっては、7-87-2 及び 7-87-3 に規定された取付位置、幾何学的視認性、色並びに光度に係る基準に適合するものであり、かつ、当該反射材が取付けられていない状態において、その旨を常に運転者に表示するものに限り、脱着式とすることができる。

ただし、ステッカー等で表示する場合にあっては、運行の用に供する場合に再帰反射材の取付けが必要である旨を表示していればよい。(細目告示第 133 条の 2 第 5 項 関係)

7-88~7-100 (略)

7-101 盗難発生警報装置

7-101-1 (略)

7-101-2 性能要件(書面等による審査)

(1) 専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員 10 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)及び貨物の運送の用に供する自動車(車両総重量が 2t を超える自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)に備える盗難発生警報装置は、安全な運行を妨げないものとして、盗難の検知及び警報に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R163-00-83 の 10. から 12. まで (同規則の附則 7 に係る部分を除く。) に定める基準に適合するものでなければならない。

この場合において、視認等により盗難発生警報装置が備えられていないと認められるときは、審査を省略することができる。(保安基準第43条の5第2項関係、細目告示第67条関係、細目告示第145条第1項関係)

Н

視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。

この場合において、後部反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13 「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。

① \sim ③ (略)

- ④ 7-85-3 (1) ⑥に同じ。
- ⑤ 7-85-3 (1) 7に同じ。

(2) (略)

7-86 (略)

7-87 再帰反射材

7-87-1~7-87-5 (略)

7-87-6 従前規定の適用②

平成23年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第41条の3第3項関係)

7-87-6-1~7-87-6-2(略)

7-87-6-3 取付要件(視認等による審査)

 $(1) \sim (2)$ (略)

(3) 大型特殊自動車に備える再帰反射材にあっては、7-87-2 及び 7-87-3 に規定された取付位置、幾何学的視認性、色並びに光度に係る基準に適合するものであり、かつ、当該<u>灯火</u>が取付けられていない状態において、その旨を常に運転者に表示するものに限り、脱着式とすることができる。

ただし、ステッカー等で表示する場合にあっては、運行の用に供する場合に再帰反射材の取付けが必要である旨を表示していればよい。(細目告示第133条の2第5項関係)

7-88~7-100 (略)

7-101 盗難発生警報装置

7-101-1 (略)

7-101-2 性能要件(書面等による審査)

(1) 専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員 10 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)及び貨物の運送の用に供する自動車(車両総重量が 2t を超える自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)に備える盗難発生警報装置は、安全な運行を妨げないものとして、盗難の検知及び警報に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R163-00-S2 の 10. から 12. (同規則の附則 7 に係る部分を除く。) に定める基準に適合するものでなければならない。

この場合において、視認等により盗難発生警報装置が備えられていないと認められるときは、審査を省略することができる。(保安基準第43条の5第2項関係、細目告示第67条関係、細目告示第145条第1項関係)

(2) (略)

7-101-3 (略) 7-101-4 適用関係の整理

(1) (略)

(2) 次に掲げる自動車については、7-101-6(従前規定の適用②)の規定を適用する。(適 用関係告示第51条第4項関係)

① (略)

② 令和6年1月1日から令和8年8月31日までに製作された自動車であって、 次に掲げるもの

ア~ウ (略)

- ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当 日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発行日 が令和8年8月31日以前のもの
- ④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は 記録されている保安基準適用年月日が令和8年8月31日以前のもの

7-101-5 (略)

7-101-6 従前規定の適用②

次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告 示第51条第4項関係)

① (略)

② 令和6年1月1日から令和8年8月31日までに製作された自動車であって、次 に掲げるもの

ア~ウ (略)

- ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日 において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発行日が令 和8年8月31日以前のもの
- ④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記 録されている保安基準適用年月日が令和8年8月31日以前のもの

7-101-6-1~7-101-6-2(略)

7-102~7-103(略)

7-104 事故自動緊急通報装置

7-104-1~7-104-3 (略)

7-104-4 適用関係の整理

(1) (略)

(2) 次に掲げる自動車については、7-104-6(従前規定の適用②)の規定を適用する。(適 用関係告示第51条の4第3項関係)

① (略)

② 令和4年9月1日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの ア (略)

(2) (略)

7-101-3 (略)

7-101-4 適用関係の整理

(1) (略)

(2) 次に掲げる自動車については、7-101-6(従前規定の適用②)の規定を適用する。(適 用関係告示第51条第4項関係)

① (略)

② 令和6年1月1日から令和8年4月30日までに製作された自動車であって、 次に掲げるもの

ア~ウ(略)

- ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当 日において発行目から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発行目 が令和8年4月30日以前のもの
- ④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は 記録されている保安基準適用年月日が令和8年4月30日以前のもの

7-101-5 (略)

7-101-6 従前規定の適用②

次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告 示第51条第4項関係)

① (略)

② 令和6年1月1日から令和8年4月30日までに製作された自動車であって、次 に掲げるもの

ア~ウ (略)

- ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日 において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発行日が令 和8年4月30日以前のもの
- ④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記 録されている保安基準適用年月日が令和8年4月30日以前のもの

7-101-6-1~7-101-6-2(略)

7-102~7-103 (略)

7-104 事故自動緊急通報装置

7-104-1~7-104-3 (略)

7-104-4 適用関係の整理

(1) (略)

- (2) 次に掲げる自動車については、7-104-6(従前規定の適用②)の規定を適用する。(適 用関係告示第51条の4第3項関係)
 - ① (略)
 - ② 令和4年9月1日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

新旧対照表 102 / 123

イ 令和4年9月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び 多仕様自動車であって、令和4年8月31日以前に指定を受けた型式指定自 動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と事故自動緊急通報装置 に係る機能及び性能が同一であるもの

ウ (略)

- ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発行日が令和4年8月31日以前のもの
- ④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は 記録されている保安基準適用年月日が令和4年8月31日以前のもの

7-104-5 (略)

7-104-6 従前規定の適用②

次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第51条の4第3項関係)

① (略)

- ② 令和4年9月1日以降に製作された自動車であって、次に掲げるものア (略)
 - イ 令和4年9月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多 仕様自動車であって、令和4年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車、 輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と事故自動緊急通報装置に係る 機能及び性能が同一であるもの

ウ (略)

- ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。)の発行日が令和4年8月31日以前のもの
- ④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和4年8月31日以前のもの

7-104-6-1~7-104-6-2 (略)

7-105 (略)

7-105 の 2 車両後退通報装置

7-105 の 2-1 \sim 7-105 の 2-3 (略)

7-105の2-4 適用関係の整理

(1) 次に掲げる自動車には、車両後退通報装置の基準は適用しない。(適用関係告示第51 条の6関係)

① (略)

(新設)

イ (略)

③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発行日が令和4年8月31日 (輸入された自動車にあっては、令和6年6月30日)以前のもの

 \Box

④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は 記録されている保安基準適用年月日が令和4年8月31日 (輸入された自動車に あっては、令和6年6月30日)以前のもの

7-104-5 (略)

7-104-6 従前規定の適用②

次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第51条の4第3項関係)

① (略)

② 令和4年9月1日以降に製作された自動車であって、次に掲げるものア (略)

(新設)

イ (略)

- ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。) の発行日が令和 4 年 8 月 31 日 (輸入された自動車にあっては、令和 6 年 6 月 30 日) 以前のもの
- ④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和4年8月31日 (輸入された自動車にあっては、令和6年6月30日)以前のもの

7-104-6-1~7-104-6-2(略)

7-105 (略)

7-105 の 2 車両後退通報装置

7-105 の 2-1~7-105 の 2-3 (略)

7-105 の 2-4 適用関係の整理

- (1) 次に掲げる自動車には、車両後退通報装置の基準は適用しない。(適用関係告示第51 条の6関係)
 - ① (略)

ア~ウ(略)

③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は 記録された保安基準適用年月日が<u>令和9年8月31日</u>(輸入自動車は<u>令和10年8</u> 月31日)以前のもの

7-106~7-107 (略)

7-108 後退時車両直後確認装置

7-108-1 装備要件

自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)には、後退時に運転者が運転者席において当該自動車の直後の状況を確認できるものとして、運転者の視野等に係る性能に関し、7-108-2の基準に適合する後退時車両直後確認装置を備えなければならない。

ただし、次に掲げる自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第44条の2関係、細目告示第146条の2第3項第4項関係、適用関係告示第52条の2関係)

①~③ (略)

④ 運転者の直接視界により 7-108-2 の基準に適合する自動車 (UN R158-00<u>-S5</u>の 15.2.1.7. を満たす場合に限る。)

7-108-2 性能要件

後退時車両直後確認装置は、運転者の視野等に係る性能に関し、7-108-2-1 又は 7-108-2-2 に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。(細目告示第 146 条の 2 第 1 項第 1 号第 2 号関係)

7-108-2-1 視認等による審査

(1) 後退時車両直後確認装置は、視認等その他適切な方法により審査したときに、運転者が運転者席において、後退時に鏡(運転者が直接視認することができるものに限る。) 若しくはカメラ及び画像表示装置により構成される装置又はこれらの組み合わせにより、次の①及び②に掲げる部分を確認できるものでなければならない。

この場合において、鏡を用いることができるのは、UN R158-00<u>-85</u>の 15.2.1.7. を満たす場合に限るものとする。(細目告示第 146 条の 2 第 1 項第 2 号関係)

①~②(略)

(2) (略)

7-108-2-2 書面等による審査

(1) 後退時車両直後確認装置は、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R158-00-S5の 15.2. (15.2.1.1.を除く。) 又は 15.3. に適合するものでなければならない。

この場合において、検知装置を備えた後退時車両直後確認装置にあっては、UN R158-00-S5 の附則 10 の 1.4. に規定する検知装置の作動を確認する点のうち、次の①及び②に掲げる点を検知できるものであればよい。(細目告示第 146 条の 2 第 1 項第 1 号関係)

IΗ

- ② 令和7年1月19日から<u>令和9年1月18日</u> (輸入自動車にあっては令和8年1月19日から<u>令和10年1月18日</u>) までに製作された自動車で、次に掲げるものア〜ウ(略)
- ③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は 記録された保安基準適用年月日が<u>令和9年1月18日</u>(輸入自動車は<u>令和10年1</u> 月18日)以前のもの

7-106~7-107 (略)

7-108 後退時車両直後確認装置

7-108-1 装備要件

自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)には、後退時に運転者が運転者席において当該自動車の直後の状況を確認できるものとして、運転者の視野等に係る性能に関し、7-108-2の基準に適合する後退時車両直後確認装置を備えなければならない。

ただし、次に掲げる自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第44条の2関係、細目告示第146条の2第3項第4項関係、適用関係告示第52条の2関係)

① \sim ③ (略)

④ 運転者の直接視界により 7-108-2 の基準に適合する自動車 (UN R158-00<u>-S4</u>の 15.2.1.7. を満たす場合に限る。)

7-108-2 性能要件

後退時車両直後確認装置は、運転者の視野等に係る性能に関し、7-108-2-1 又は 7-108-2-2 に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。(細目告示第 146条の2第1項第1号第2号関係)

7-108-2-1 視認等による審査

(1) 後退時車両直後確認装置は、視認等その他適切な方法により審査したときに、運転者が運転者席において、後退時に鏡(運転者が直接視認することができるものに限る。) 若しくはカメラ及び画像表示装置により構成される装置又はこれらの組み合わせにより、次の①及び②に掲げる部分を確認できるものでなければならない。

この場合において、鏡を用いることができるのは、UN R158-00-84の 15.2.1.7.を 満たす場合に限るものとする。(細目告示第 146 条の 2 第 1 項第 2 号関係) ①~②(略)

(2) (略)

7-108-2-2 書面等による審査

(1) 後退時車両直後確認装置は、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R158-00-S4 の 15.2. (15.2.1.1.を除く。) 又は 15.3. に適合するものでなければならない。

この場合において、検知装置を備えた後退時車両直後確認装置にあっては、UN R158-00-S4 の附則 10 の 1.4. に規定する検知装置の作動を確認する点のうち、次の①及び②に掲げる点を検知できるものであればよい。(細目告示第 146 条の 2 第 1 項第 1 号関係)

①~② (略)

7-108-3~7-108-5 (略)

 $(2) \sim (3)$ (略)

7-109 (略)

7-110 速度計等

7-110-1 装備要件

(1) 自動車(最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。)には、運転者が容易に走行時における速度を確認でき、かつ、平坦な舗装路面での走行時において著しい誤差がないものとして、取付位置、精度等に関し、7-110-2(1)の基準に適合する速度計を運転者の見やすい箇所に備えなければならない。

ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車にあっては、原動機回転計をもって速度計に代えることができる。(保安基準第46条第1項関係)

(2) 自動車(最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。)には、運転者が 運転者席において容易に走行距離計を確認でき、かつ、平坦な舗装路面での走行時に おいて著しい誤差がないものとして、表示、取付位置、精度等に関し、7-110-2 (3) の基準に適合する走行距離計を運転者の見やすい箇所に備えなければならない。

ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車にあっては、原動機運転時間計を もって走行距離計に代えることができる。(保安基準第46条第2項関係)

7-110-2 性能要件(視認等による審査)

- $(1) \sim (2)$ (略)
- (3) 7-110-1 (2) の走行距離計は、表示、取付位置、精度等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第148条第3項関係)
 - ① 走行距離計は運転者席から容易に確認できる位置に備えられていること。
 - ② 走行距離計が表示する距離の数値は 1 の位から 10 万の位の 6 桁 (二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては 1 の位から 1 万の位の 5 桁)以上の整数値であること。

この場合において、総走行距離が満たない等により当該桁数が表示されていないものにあっては相当する間隔を有していればよい。

〔表示の例〕(略)

③ 走行距離計が表示する距離は、平坦な舗装路面での走行時において著しい誤差のないものであること。

<u>この場合において、9-11により審査した際に適合する自動車はこの基準に適合</u>するものとする。

(4) (略)

7-110-3 (略)

7-110-4 適用関係の整理

①~②(略)

(2) ~ (3) (略)

7-108-3~7-108-5 (略)

7-109 (略)

7-110 速度計等

7-110-1 装備要件

(1) 自動車(最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。) には、運転者が 容易に走行時における速度を確認でき、かつ、平坦な舗装路面での走行時において、 著しい誤差がないものとして取付位置、精度等に関し、7-110-2 の基準に適合する速度計を運転者の見やすい箇所に備えなければならない。

ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車にあっては、原動機回転計をもって速度計に代えることができる。(保安基準第46条第1項関係)

(2) 自動車(最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。)には、運転者が 運転者席において容易に走行距離計を確認できるものとして、表示、取付位置等に関 し、7-110-2 の基準に適合する走行距離計を運転者の見やすい箇所に備えなければな らない。

ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車にあっては、原動機運転時間計を もって走行距離計に代えることができる。(保安基準第46条第2項関係)

7-110-2 性能要件(視認等による審査)

 $(1) \sim (2)$ (略)

(3) 7-110-1 (2) の走行距離計は、表示、取付位置等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、<u>運転者が運転者席において容易に走行距離計を確認できる</u>ものでなければならない。

この場合において、次に掲げるものは、この基準に適合するものとする。(細目告示第 148 条第 3 項関係)

- ① 走行距離計は運転者席から容易に確認できる位置に備えること。
- ② 走行距離計が表示する距離の数値は1の位から10万の位の6桁(二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては5桁)以上の整数値であること。

この場合において、総走行距離が満たない等により当該桁数が表示されていないものにあっては相当する間隔を有していればよい。

[表示の例] (略)

(新設)

(4) (略)

7-110-3 (略)

7-110-4 適用関係の整理

(1) (略)

(2) 次に掲げる自動車については、7-110-6(従前規定の適用②)の規定を適用する。(適 用関係告示第54条第4項関係)

① (略)

② 平成29年9月1日から令和12年8月31日までに製作された自動車であって、 次に掲げるもの

ア~イ (略)

ウ 指定自動車等以外の自動車

③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は 記録されている保安基準適用年月日が令和12年8月31日以前のもの

7-110-5 (略)

7-110-6 従前規定の適用②

次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告 示第54条第4項関係)

① (略)

② 平成29年9月1日から令和12年8月31日までに製作された自動車であって、 次に掲げるもの

ア~イ(略)

ウ 指定自動車等以外の自動車

③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記 録されている保安基準適用年月日が令和12年8月31日以前のもの

7-110-6-1~7-110-6-2(略)

7-110 の 2~7-113 (略)

7-114 運行記録計

7-114-1 (略)

7-114-2 性能要件(視認等による審査)

(1) 7-114-1 の自動車に備える運行記録計は、24 時間以上の継続した時間内における当 該自動車の瞬間速度及び2時刻間の走行距離を自動的に記録することができ、かつ、 平坦な舗装路面での走行時において著しい誤差がないものとして、記録性能、精度等 に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するもので なければならない。(保安基準第48条の2第2項関係、細目告示第151条第1項関係)

① \sim ② (略)

(2) (略)

7-114-3~7-114-5(略)

7-115 速度表示装置

7-115-1 (略)

7-115-2 性能要件(視認等による審査)

(1) (略)

(2)次に掲げる自動車については、7-110-6(従前規定の適用②)の規定を適用する。(適 用関係告示第54条第4項)

旧

① (略)

② 平成29年9月1日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

ア~イ (略)

(新設)

(新設)

7-110-5 (略)

7-110-6 従前規定の適用②

次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告 示第54条第4項)

① (略)

② 平成29年9月1日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

ア~イ(略)

(新設)

(新設)

7-110-6-1~7-110-6-2 (略) **7-110 の 2~7-113** (略)

7-114 運行記録計

7-114-1 (略)

7-114-2 性能要件(視認等による審査)

(1) 7-114-1 の自動車に備える運行記録計は、24 時間以上の継続した時間内における当 該自動車の瞬間速度及び2時刻間の走行距離を自動的に記録することができ、かつ、 平坦な舗装路面での走行時において、著しい誤差がないものとして、記録性能、精度 等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するもの でなければならない。(保安基準第48条の2第2項関係、細目告示第151条第1項関 係)

① \sim ② (略)

(2) (略)

7-114-3~7-114-5(略)

7-115 速度表示装置

7-115-1 (略)

7-115-2 性能要件(視認等による審査)

速度表示装置は、当該自動車の速度を他の交通に容易に示すことができ、かつ、平坦な舗装路面での走行時において著しい誤差がないものとして、表示方法、灯光の色、明るさ、精度等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第48条の3第2項関係、細目告示第152条第1項関係)

 $\bigcirc \sim \bigcirc$

7-115-3~7-115-5(略)

7-116~7-125 (略)

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査(改造等による変更のない使用過程車)

8-1~8-8(略)

8-9 原動機及び動力伝達装置

8-9-1 性能要件(視認等による審査)

 $(1) \sim (2)$ (略)

(3) 自動車(次に掲げる自動車を除く。)は、細目告示別添 125「車載式燃料・電力消費等測定装置の技術基準」3.の規定に適合する車載式燃料・電力消費等測定装置を備えたものであること。

この場合において、車載式燃料・電力消費等測定装置の機能を損なうおそれのある 損傷等のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第8条第1項関係、 細目告示第166条第1項第2号関係、適用関係告示第4条第16項第17項関係) ①~⑥(略)

- ② 型式指定自動車又は多仕様自動車であって、異なる型式の原動機に変更したも の
- ⑧ 型式指定自動車又は多仕様自動車であって、燃料の種類を変更したもの
- ⑨ 型式指定自動車又は多仕様自動車であって、その構造等の変更により細目告示 別添 125「車載式燃料・電力消費等測定装置の技術基準」の 5.1.1.から 5.1.3. までの各号に掲げる自動車の区分に応じて適用される基準に変更が生じたもの

(4) (略)

8-9-2~8-9-3 (略)

8-9-4 適用関係の整理

 $(1) \sim (3)$ (略)

- (4) 次に掲げる自動車にあっては、8-9-8(従前規定の適用④)の規定を適用する。(適 用関係告示第4条第16項関係)
 - ① 令和6年9月30日(輸入された自動車<u>にあっては令和8年9月30日、</u>二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては<u>令和8年8月31日</u>)以前に製作された自動車
 - ② 令和6年10月1日(輸入された自動車<u>にあっては令和8年10月1日、</u>二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては<u>令和8年9月1日</u>)から<u>令和9年8月31</u>日(輸入された自動車にあっては令和10年9月30日、二輪自動車及び側車付二

旧

速度表示装置は、当該自動車の速度を他の交通に容易に示すことができ、かつ、平坦な舗装路面での走行時において、著しい誤差がないものとして、表示方法、灯光の色、明るさ、精度等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第48条の3第2項関係、細目告示第152条第1項関係)

 \bigcirc

7-115-3~7-115-5(略)

7-116~7-125 (略)

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査(改造等による変更のない使 用過程車)

8-1~8-8(略)

8-9 原動機及び動力伝達装置

8-9-1 性能要件(視認等による審査)

(1) ~ (2) (略)

(3) 自動車(次に掲げる自動車を除く。)は、細目告示別添 125「車載式燃料・電力消費等測定装置の技術基準」3.の規定に適合する車載式燃料・電力消費等測定装置を備えたものであること。

この場合において、車載式燃料・電力消費等測定装置の機能を損なうおそれのある 損傷等のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第8条第1項関係、 細目告示第166条第1項第2号関係、適用関係告示第4条第16項第17項関係) ①~⑥(略)

(新設)

(新設)

(4) (略)

8-9-2~8-9-3(略)

8-9-4 適用関係の整理

(1) ~ (3) (略)

- (4) 次に掲げる自動車にあっては、8-9-8(従前規定の適用④)の規定を適用する。(適用関係告示第4条第16項関係)
 - ① 令和6年9月30日(輸入された自動車<u>並びに</u>二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては<u>令和8年9月30日</u>)以前に製作された自動車
 - ② 令和 6 年 10 月 1 日 (輸入された自動車<u>並びに</u>二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては<u>令和 8 年 10 月 1 日</u>) から<u>令和 8 年 9 月 30 日</u> (輸入された自動車にあっては令和 10 年 9 月 30 日、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては令和

 Π

輪自動車にあっては
 $\frac{6}{12}$ 年 8 月 31 日)までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

- ア 令和6年9月30日(輸入された自動車<u>にあっては令和8年9月30日、</u>二 輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては<u>令和8年8月31日</u>)以前の型式 指定自動車、新型届出自動車及び多仕様自動車
- イ 令和6年10月1日(輸入された自動車<u>にあっては令和8年10月1日、</u>二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては<u>令和8年9月1日</u>)以降の型式指定自動車及び多仕様自動車であって、令和6年9月30日(輸入された自動車<u>にあっては令和8年9月30日、</u>二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては<u>令和8年8月31日</u>)以前の型式指定自動車及び多仕様自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造並びに走行装置の種類及び主要構造が同一であるもの
- ③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は 記録されている保安基準適用年月日が令和9年8月31日以前のもの
- ④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は 記録されている保安基準適用年月日が令和12年8月31日以前のもの(次に掲げるものに限る。)
 - ア 車両総重量が 5t を超え、幅が 2.1m以下であり、かつ、立席を有する専ら 乗用の用に供する乗車定員 10人以上の自動車
 - イ 車両総重量が 12t を超え、かつ、後車軸に操舵機構を有する緊急自動車

8-9-5~8-9-7(略)

8-9-8 従前規定の適用④

次に掲げる自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第4条第16項関係)

- ① 令和6年9月30日(輸入された自動車<u>にあっては令和8年9月30日、</u>二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては令和8年8月31日)以前に製作された自動車
- ② 令和6年10月1日 (輸入された自動車<u>にあっては令和8年10月1日、</u>二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては<u>令和8年9月1日</u>)から<u>令和9年8月31日</u> (輸入された自動車にあっては令和10年9月30日、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては<u>令和12年8月31日</u>)までに製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - ア 令和6年9月30日(輸入された自動車<u>にあっては令和8年9月30日</u>、二輪 自動車及び側車付二輪自動車にあっては<u>令和8年8月31日</u>)以前の型式指定 自動車、新型届出自動車及び多仕様自動車
 - イ 令和6年10月1日(輸入された自動車<u>にあっては令和8年10月1日、</u>二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては<u>令和8年9月1日</u>)以降の型式指定自動車及び多仕様自動車であって、令和6年9月30日(輸入された自動車<u>にあっては令和8年9月30日、</u>二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては<u>令和8年8月31日</u>)以前の型式指定自動車及び多仕様自動車と車体の外形、原動機

11年9月30日)までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

- ア 令和6年9月30日(輸入された自動車<u>並びに</u>二輪自動車及び側車付二輪 自動車にあっては<mark>令和8年9月30日</mark>)以前の型式指定自動車、新型届出自 動車及び多仕様自動車
- イ 令和6年10月1日(輸入された自動車<u>並びに</u>二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては<u>令和8年10月1日</u>)以降の型式指定自動車及び多仕様自動車であって、令和6年9月30日(輸入された自動車<u>並びに</u>二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては<u>令和8年9月30日</u>)以前の型式指定自動車及び多仕様自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造並びに走行装置の種類及び主要構造が同一であるもの
- ③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は 記録されている保安基準適用年月日が<u>令和8年9月30日</u>以前のもの (新設)

8-9-5~8-9-7(略)

8-9-8 従前規定の適用④

次に掲げる自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第4条第16項関係)

- ① 令和6年9月30日(輸入された自動車<u>並びに</u>二輪自動車及び側車付二輪自動車 にあっては令和8年9月30日)以前に製作された自動車
- ② 令和6年10月1日(輸入された自動車<u>並びに</u>二輪自動車及び側車付二輪自動車 にあっては<u>令和8年10月1日</u>)から<u>令和8年9月30日</u>(輸入された自動車にあっ ては令和10年9月30日、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては<u>令和11年9</u> 月30日)までに製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - ア 令和6年9月30日 (輸入された自動車<u>並びに</u>二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては<u>令和8年9月30日</u>) 以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び多仕様自動車
 - イ 令和6年10月1日(輸入された自動車<u>並びに</u>二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては<u>令和8年10月1日</u>)以降の型式指定自動車及び多仕様自動車であって、<u>令和6年9月30日</u>(輸入された自動車<u>並びに</u>二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては<u>令和8年9月30日</u>)以前の型式指定自動車及び多仕様自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電

の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の 種類及び主要構造並びに走行装置の種類及び主要構造が同一であるもの

- ③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は 記録されている保安基準適用年月日が令和9年8月31日以前のもの
- ④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は 記録されている保安基準適用年月日が令和12年8月31日以前のもの(次に掲げるものに限る。)
 - ア 車両総重量が 5t を超え、幅が 2.1m 以下であり、かつ、立席を有する専ら 乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車
 - イ 車両総重量が 12t を超え、かつ、後車軸に操舵機構を有する緊急自動車

8-9-8-1 (略)

8-10~8-12 (略)

8-13 かじ取装置

8-13-1 性能要件(視認等による審査)

- (1) 自動車のかじ取装置は、堅ろうで、安全な運行を確保できるものとして強度、操作性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第11条第1項関係、細目告示第169条第1項関係)
 - ① 自動車のかじ取装置は、堅ろうで安全な運行を確保できるものであること。 この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。(細 目告示第169条第1項第1号関係)

ア~コ (略)

サ <u>運行補助機能のうち横方向及び縦方向の動きを持続的に制御するものを有するかじ取装置</u>を備える自動車にあっては、当該機能を損なうおそれのある損傷等のあるもの

② (略)

(2) ~ (3) (略)

8-13-2~8-13-3(略)

8-13-4 適用関係の整理

(1) ~ (9) (略)

(10) 次の自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除 く。) については、8-13-14(従前規定の適用⑩)の規定を適用する。(適用関係告示 第7条第15項関係)

① \sim 4 (略)

⑤ UN R79-04-S7 の 5.1.6.3.9. の適用を受けない自動車

「UN R171 の適用除外】

(11) 次の自動車(運行補助機能を有するかじ取装置を備えるものに限る。) については、 8-13-15 (従前規定の適用⑪) の規定を適用する。(適用関係告示第7条第16項関係)

① 令和11年8月31日以前に製作された自動車

Н

源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造並びに走行装置の種類及び主要構造が同一であるもの

③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和8年9月30日以前のもの

(新設)

8-9-8-1 (略)

8-10~8-12 (略)

8-13 かじ取装置

8-13-1 性能要件(視認等による審査)

- (1) 自動車のかじ取装置は、堅ろうで、安全な運行を確保できるものとして強度、操作性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第11条第1項関係、細目告示第169条第1項関係)
 - ① 自動車のかじ取装置は、堅ろうで安全な運行を確保できるものであること。 この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。(細 目告示第169条第1項第1号関係)

ア〜コ (略)

サ <u>UN R79 に定める自動命令型操舵機能</u>を備える自動車にあっては、当該機能を損なうおそれのある損傷等のあるもの

② (略)

(2) ~ (3) (略)

8-13-2~8-13-3 (略)

8-13-4 適用関係の整理

(1) ~ (9) (略)

(10) 次の自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除 く。) については、8-13-14(従前規定の適用⑩)の規定を適用する。(適用関係告示 第7条第15項関係)

① \sim ④ (略)

⑤ UN R79-04-S5 の 5.1.6.3.9. の適用を受けない自動車

(新設)

新
② 令和11年9月1日から令和13年8月31日までに製作された自動車であって、 次に掲げるもの
ア 令和11年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車
イ 令和11年9月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和11年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車と運行補助機能の性能が同一であるもの

ウ 指定自動車等以外の自動車

③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は 記録されている保安基準適用年月日が令和13年8月31日以前のもの

8-13-5~8-13-14(略)

[UN R171 の適用除外]

8-13-15 従前規定の適用①

次に掲げる自動車(運行補助機能を有するかじ取装置を備えるものに限る。) にあっては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第7条第16項関係)

- ① 令和11年8月31日以前に製作された自動車
- ② 令和 11 年 9 月 1 日から令和 13 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、 次に掲げるもの
 - <u>ア</u> <u>令和11年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び</u>かじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車
 - イ 令和 11 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び かじ取装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和 11 年 8 月 31 日以 前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を 受けた多仕様自動車と運行補助機能の性能が同一であるもの
 - ウ 指定自動車等以外の自動車
- ③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和13年8月31日以前のもの

8-13-15-1 性能要件(視認等による審査)

- (1) 自動車のかじ取装置は、堅ろうで、安全な運行を確保できるものとして強度、操作性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。
 - ① 自動車のかじ取装置は、堅ろうで安全な運行を確保できるものであること。 この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。
 - ア 8-13-1 (1) アに同じ。
 - イ 8-13-1 (1) イに同じ。
 - ウ 8-13-1 (1) ウに同じ。
 - <u>エ</u> 8-13-1 (1) エに同じ。
 - <u>オ</u> 8-13-1 (1) オに同じ。
 - カ 8-13-1 (1) カに同じ。

8-13-5~8-13-14(略)

(新設)

 \Box キ 8-13-1 (1) キに同じ。 ク 8-13-1 (1) クに同じ。 ケ 8-13-1 (1) ケに同じ。 コ 8-13-1 (1) コに同じ。 サ UN R79 に定める自動命令型操舵機能を備える自動車にあっては、当該機能 を損なうおそれのある損傷等のあるもの ② 8-13-1 (1) ②に同じ。 (2) 8-13-1 (2) に同じ。 8-14~8-14 の 2 (略) 8-14~8-14 の 2 (略) 8-15 トラック・バスの制動装置 8-15 トラック・バスの制動装置 8-15-1~8-15-3 (略) 8-15-1~8-15-3 (略) 8-15-4 適用関係の整理 8-15-4 適用関係の整理 第8章において、「書面等による審査」に係る規定については、適用しない。 第8章において、「書面等による審査」に係る規定については、適用しない。 (1) ~ (12) (略) $(1) \sim (12)$ (略) (13) 次に掲げる自動車については、8-15-17(従前規定の適用(33)の規定を適用する。(適 (13)次に掲げる自動車については、8-15-17(従前規定の適用®)の規定を適用する。(適 用関係告示第9条第65項) 用関係告示第9条第65項) ① (略) ① (略) ② 令和10年9月1日から令和13年8月31日までに製作された自動車であって、 ② 令和10年9月1日から令和13年8月31日までに制作された自動車であって、 次に掲げるもの 次に掲げるもの ア~ウ(略) ア~ウ(略) ③ (略) ③ (略) **8-15-5~8-15-17**(略) **8-15-5~8-15-17**(略) 8-16 乗用車の制動装置 8-16 乗用車の制動装置 8-16-1~8-16-3 (略) 8-16-1~8-16-3 (略) 8-16-4 適用関係の整理 8-16-4 適用関係の整理 第8章において、「書面等による審査」に係る規定については、適用しない。 第8章において、「書面等による審査」に係る規定については、適用しない。 (1) ~ (10) (略) (1) ~ (10) (略) (11) 次に掲げる自動車については、8-16-15 (従前規定の適用⑩) の規定を適用する。(適 (11) 次に掲げる自動車については、8-16-15 (従前規定の適用⑩) の規定を適用する。(適 用関係告示第9条第66項関係) 用関係告示第9条第66項関係) ① (略) ① (略) ② 令和10年9月1日から令和12年8月31日までに製作された自動車であって、 ② 令和10年9月1日から令和12年8月31日までに制作された自動車であって、 次に掲げるもの 次に掲げるもの ア~ウ(略) ア~ウ(略) ③ (略) ③ (略) 8-16-5~8-16-15 (略) 8-16-5~8-16-15 (略) **8-17~8-25** (略) **8-17~8-25**(略) 8-26 電気装置 8-26 電気装置

8-26-1 性能要件(視認等による審査)

 $(1) \sim (3)$ (略)

(4) 電力により作動する原動機を有する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪 自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)又は電気パワートレイン若しく はeアクスルを有する被牽引自動車の電気装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の 追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害、原動機用 蓄電池の移動又は損傷による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ない構造でな ければならない。

この場合において、電気装置の機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この 基準に適合するものとする。(保安基準第17条の2第6項関係、細目告示第177条第 6 項関係)

(5) 自動車に備える原動機用蓄電池**又は**充電系連結システムは、次に掲げる場合におい て、運転者に対してテルテールによって警告をするものであること。

なお、指定自動車等に備えられた電気装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置 に備えられたものであって、その機能を損なうおそれのある緩み又は損傷のないもの はこの基準に適合するものとする。(細目告示第177条第5項第13号、第7項) ① \sim ② (略)

③ 原動機用蓄電池が熱連鎖を起こしている場合

(6) (略)

(7) 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。) は、熱連鎖により 発生する煙が客室内に放出されない構造であること。

なお、指定自動車に備えられた電気装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に 備えられたものであって、その機能を損なうおそれのある緩み又は損傷のないものは この基準に適合するものとする。(細目告示第177条第5項第15号、第7項)

8-26-2~8-26-3 (略)

8-26-4 適用関係の整理

(1) ~ (16) (略)

- (17)次に掲げる自動車にあっては、8-26-21(従前規定の適用m)の規定を適用する。(適 用関係告示第 14 条第 41 項関係)
 - ① 令和8年8月31日以前に製作された自動車(電力により作動する原動機を有 する自動車以外の自動車を改造等により、電力により作動する原動機を有する自 動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引 自動車を除く。)としたものであって、当該改造等が行われた後、令和8年9月1 日以降に初めて新規検査、予備検査又は構造等変更検査を受けるものを除く。)
 - ② 令和8年9月1日から令和9年8月31日までに製作された自動車であって、 次に掲げるもの
 - ア 令和8年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及 び多仕様自動車
 - イ 令和8年9月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び 多仕様自動車であって、令和8年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自

8-26-1 性能要件(視認等による審査)

(1) ~ (3) (略)

(4) 電力により作動する原動機を有する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪 自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。) 又は電気パワートレイン及び e アクスルを有する被牽引自動車の電気装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突 等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害、原動機用蓄電 池の移動又は損傷による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ない構造でなけれ ばならない。

この場合において、電気装置の機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この 基準に適合するものとする。(保安基準第17条の2第6項関係、細目告示第177条第 6 項関係)

(5) 自動車に備える原動機用蓄電池及び充電系連結システムは、次に掲げる場合におい て、運転者に対してテルテールによって警告をするものであること。

① \sim ② (略)

(新設)

(6) (略)

(新設)

8-26-2~8-26-3 (略)

8-26-4 適用関係の整理

(1) ~ (16) (略)

(新設)

旧

動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と原動機の種類及び主要構造、燃料の 種類並びに動力用電源装置の種類が同一であるもの

- ウ 指定自動車等以外の自動車
- ③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は 記録されている保安基準適用年月日が令和9年8月31日以前のもの
- (18) 次に掲げる自動車にあっては、8-26-22 (従前規定の適用®) の規定を適用する。(適用関係告示第 14 条第 45 項関係)
 - ① 令和9年8月31日以前に製作された自動車(電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車を改造等により、電力により作動する原動機を有する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)としたものであって、当該改造等が行われた後、令和9年9月1日以降に初めて新規検査、予備検査又は構造等変更検査を受けるものを除く。)
 - ② <u>令和9年9月1日から令和12年8月31日までに製作された自動車であって、</u>次に掲げるもの
 - <u>ア</u> 令和9年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及 び多仕様自動車
 - イ 令和9年9月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び 多仕様自動車であって、令和9年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自 動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と原動機の種類及び主要構造、燃料の 種類並びに動力用電源装置の種類が同一であるもの
 - ウ 指定自動車等以外の自動車
 - ③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は 記録されている保安基準適用年月日が令和12年8月31日以前のもの

8-26-5~8-26-20(略)

8-26-21 従前規定の適用①

<u>次に掲げる自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告</u>示第14条第41項関係)

- ① 令和8年8月31日以前に製作された自動車(電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車を改造等により、電力により作動する原動機を有する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)としたものであって、当該改造等が行われた後、令和8年9月1日以降に初めて新規検査、予備検査又は構造等変更検査を受けるものを除く。)
- ② 令和8年9月1日から令和9年8月31日までに製作された自動車であって、次 に掲げるもの
 - <u>ア</u> 令和8年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び 多仕様自動車
 - イ 令和8年9月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多 仕様自動車であって、令和8年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車 特別取扱自動車及び多仕様自動車と原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並 びに動力用電源装置の種類が同一であるもの

(新設)

8-26-5~8-26-20 (略) 8-26-21 **従前規定の適用①**

<u>7-26-21 の規定を適用する。</u>

ウ 指定自動車等以外の自動車 ③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記 録されている保安基準適用年月日が令和9年8月31日以前のもの 8-26-21-1 性能要件(視認等による審査) (新設) (1) 8-26-1 (1) に同じ。 (2) 8-26-1 (2) に同じ。 (3) 電力により作動する原動機を有する自動車(大型特殊自動車及び被牽引自動車を除 く。)の電気装置は、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれがないものと して、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、視認等その他適切な方法により審 査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ① 8-26-1 (3) ①に同じ。 ② 8-26-1 (3) ②に同じ。 ③ 8-26-1 (3) ③に同じ。 ④ 8-26-1 (3) ④に同じ。 ⑤ 8-26-1 (3) ⑤に同じ。 ⑥ 8-26-1 (3) ⑥に同じ。 ⑦ 8-26-1 (3) ⑦に同じ。 ⑧ 8-26-1 (3) ⑧に同じ。 (4) 電力により作動する原動機を有する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪 自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)の電気装置は、当該自動車が衝 突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員へ の傷害、原動機用蓄電池の移動又は損傷による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが 少ない構造でなければならない。 この場合において、電気装置の機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この 基準に適合するものとする。 (5) 自動車に備える原動機用蓄電池及び充電系連結システムは、次に掲げる場合におい て、運転者に対してテルテールによって警告をするものであること。 ① 原動機用蓄電池又は充電系連結システムに故障が発生している場合 ② 外部電源により供給される電気を動力源とする自動車であって、内燃機関を有 しないものにあっては、原動機用蓄電池の充電残量が低下している場合 (6) 8-26-1 (6) に同じ。 8-26-22 従前規定の適用® 8-26-22 従前規定の適用® 次に掲げる自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告 7-26-22 の規定を適用する。 示第 14 条第 45 項関係) ① 令和9年8月31日以前に製作された自動車(電力により作動する原動機を有す る自動車以外の自動車を改造等により、電力により作動する原動機を有する自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車 を除く。)としたものであって、当該改造等が行われた後、令和9年9月1日以降 に初めて新規検査、予備検査又は構造等変更検査を受けるものを除く。)

② 令和9年9月1日から令和12年8月31日までに製作された自動車であって、次

に掲げるもの

<u>ア</u> 今和9年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び 多仕様自動車

新

- イ 令和9年9月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多 仕様自動車であって、令和9年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車 特別取扱自動車及び多仕様自動車と原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並 びに動力用電源装置の種類が同一であるもの
- ウ 指定自動車等以外の自動車
- ③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和12年8月31日以前のもの

8-26-22-1 性能要件(視認等による審査)

- (1) 8-26-1 (1) に同じ。
- (2) 8-26-1 (2) に同じ。
- (3) 8-26-1 (3) に同じ。
- (4) 8-26-1 (4) に同じ。
- (5) 8-26-21-1 (5) に同じ。
- (6) 8-26-1 (6) に同じ。

8-27~8-43 (略)

8-44 座席ベルト等

8-44-1 装備要件

- (1) 次の表の左欄に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車 (大型特殊自動車を除く。) を除く。) には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、同表の中欄に掲げるその自動車の座席 [8-42-1 (1) アからウまで及びカに掲げる座席(イに掲げる座席にあっては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるもの及び通路に設けられるものを除く。) 及び幼児専用車の幼児用座席を除く。] の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表の右欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。(保安基準第22条の3第1項関係)
- $(2) \sim (3)$ (略)

8-44-2 性能要件(視認等による審査)

- $(1) \sim (2)$ (略)
- (3) 8-44-1 (1) の表の左欄に掲げる自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車 (大型特殊自動車を除く。) を除く。) が、衝突等による衝撃を受けた場合において、8-44-1 (1) の規定の適用を受けない座席 (またがり式の座席及び幼児専用車の幼児用座席を除く。) の乗車人員が座席の前方に移動することを防止し、又は上半身が過度に前傾することを防止するために当該自動車に備える座席ベルト及び座席ベルトの取付装置は、(4) 及び (6) の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第22条の3第4項関係)

(新設)

8-27~8-43 (略)

8-44 座席ベルト等

8-44-1 装備要件

(1) 次の表の左欄に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。)には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、同表の中欄に掲げるその自動車の座席〔8-42-1 (1) アからウまで及びカに掲げる座席(イに掲げる座席にあっては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるもの及び通路に設けられるものを除く。)及び幼児専用車の幼児用座席を除く。〕の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表の右欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。(保安基準第22条の3第1項関係)

(2) ~ (3) (略)

8-44-2 性能要件(視認等による審査)

 $(1) \sim (2)$ (略)

(3) 8-44-1 (1) の表の左欄に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車(大型特殊自動車を除く。)を除く。)が、衝突等による衝撃を受けた場合において、8-44-1 (1) の規定の適用を受けない座席(またがり式の座席及び幼児専用車の幼児用座席を除く。)の乗車人員が座席の前方に移動することを防止し、又は上半身が過度に前傾することを防止するために当該自動車に備える座席ベルト及び座席ベルトの取付装置は、(4)及び(5) の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第22条の3第4項関係)

(4) ~ (7) (略)

8-44-3~8-44-4 (略)

8-45~8-107 (略)

8-108 後退時車両直後確認装置

8-108-1 装備要件

(4) ~ (7) (略)

8-45~8-107 (略)

8-44-3~8-44-4 (略)

自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)には、後退時に運転者が運転者席において当該自動車の直後の状況を確認できるものとして、運転者の視野等に係る性能に関し、8-108-2の基準に適合する後退時車両直後確認装置を備えなければならない。

ただし、次に掲げる自動車にあってはこの限りでない。(保安基準第44条の2関係、細目告示第224条の2第3項第4項関係、適用関係告示第52条の2関係)

① \sim ③ (略)

④ 運転者の直接視界により 7-108-2 の基準に適合する自動車 (UN R158-00<u>-S5</u>の 15.2.1.7. を満たす場合に限る。)

8-108-2~8-108-4 (略)

8-109 (略)

8-110 速度計等

8-110-1 装備要件

(1) 自動車(最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。) には、運転者が 容易に走行時における速度を確認でき、かつ、平坦な舗装路面での走行時において著しい誤差がないものとして、取付位置、精度等に関し、8-110-2 (1) の基準に適合する速度計を運転者の見やすい箇所に備えなければならない。

ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車にあっては、原動機回転計をもって速度計に代えることができる。(保安基準第46条第1項関係)

(2) 自動車(最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。)には、運転者が 運転者席において容易に走行距離計を確認<u>でき、かつ、平坦な舗装路面での走行時に</u> <u>おいて著しい誤差がない</u>ものとして、表示、取付位置<u>精度</u>等に関し、8-110-2 (3) の基準に適合する走行距離計を運転者の見やすい箇所に備えなければならない。

ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車にあっては、原動機運転時間計を もって走行距離計に代えることができる。(保安基準第46条第2項関係)

8-110-2 性能要件(視認等による審査)

 $(1) \sim (2)$ (略)

- (3) 8-110-1 (2) の走行距離計は、表示、取付位置、精度等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、<u>次の基準に適合する</u>ものでなければならない。(細目告示第 226 条第 3 項第 3 号関係)
 - ① 走行距離計が表示する距離の数値は1の位から10万の位の6桁(二輪自動車

8-108 後退時車両直後確認装置

8-108-1 装備要件

自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)には、後退時に運転者が運転者席において当該自動車の直後の状況を確認できるものとして、運転者の視野等に係る性能に関し、8-108-2の基準に適合する後退時車両直後確認装置を備えなければならない。

ただし、次に掲げる自動車にあってはこの限りでない。(保安基準第44条の2関係、 細目告示第224条の2第3項第4項関係、適用関係告示第52条の2関係)

① \sim ③ (略)

④ 運転者の直接視界により 7-108-2 の基準に適合する自動車 (UN R158-00<u>-84</u>の 15.2.1.7. を満たす場合に限る。)

8-108-2~8-108-4 (略)

8-109 (略)

8-110 速度計等

8-110-1 装備要件

(1) 自動車(最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。) には、運転者が 容易に走行時における速度を確認でき、かつ、平坦な舗装路面での走行時において、 著しい誤差がないものとして取付位置、精度等に関し、8-110-2 の基準に適合する速度計を運転者の見やすい箇所に備えなければならない。

ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車にあっては、原動機回転計をもって速度計に代えることができる。(保安基準第46条第1項関係)

(2) 自動車(最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。)には、運転者が 運転者席において容易に走行距離計を確認<u>できる</u>ものとして、表示、取付位置等に関 し、8-110-2 の基準に適合する走行距離計を運転者の見やすい箇所に備えなければな らない。

ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車にあっては、原動機運転時間計を もって走行距離計に代えることができる。(保安基準第46条第2項関係)

8-110-2 性能要件(視認等による審査)

 $(1) \sim (2)$ (略)

(3) 8-110-1 (2) の走行距離計は、表示、取付位置等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、<u>運転者が運転者席において容易に走行距離計を確認できる</u>ものでなければならない。

<u>この場合において、次に掲げるものは、この基準に適合するものとする。</u>(細目告示第 226 条第 3 項第 3 号関係)

① 走行距離計が表示する距離の数値は1の位から10万の位の6桁(二輪自動車

新旧対照表 116 / 123 П

及び側車付二輪自動車にあっては1の位から1万の位の5桁)以上の整数値であ ること。

この場合において、総走行距離が満たない等により当該桁数が表示されていな いものにあっては相当する間隔を有していればよい。

[表示の例](略)

② 走行距離計が表示する距離は、平坦な舗装路面での走行時において著しい誤差 のないものであること。

この場合において、9-11により審査した際に適合する自動車はこの基準に適合 するものとする。

(4) (略)

8-110-3~8-110-4 (略)

8-110 の 2~8-113 (略)

8-114 運行記録計

8-114-1 (略)

8-114-2 性能要件(視認等による審査)

(1) 8-114-1 の自動車に備える運行記録計は、24 時間以上の継続した時間内における当 該自動車の瞬間速度及び2時刻間の走行距離を自動的に記録することができ、かつ、 平坦な舗装路面での走行時において著しい誤差がないものとして、記録性能、精度等 に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するもので なければならない。(保安基準第48条の2第2項関係、細目告示第229条第1項関係)

① (略)

(2) (略)

8-114-3~8-114-4 (略)

8-115 速度表示装置

8-115-1 (略)

8-115-2 性能要件(視認等による審査)

速度表示装置は、当該自動車の速度を他の交通に容易に示すことができ、かつ、平坦 な舗装路面での走行時において著しい誤差がないものとして、表示方法、灯光の色、明 るさ、精度等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合 するものでなければならない。(保安基準第48条の3第2項関係、細目告示第230条第 1 項関係)

① (略)

8-115-3~8-115-4 (略)

8-116~8-125 (略)

第9章~第11章(略)

別表 1~別表 9 (略)

様式 1~様式 16 (略)

及び側車付二輪自動車にあっては5桁)以上の整数値であること。

この場合において、総走行距離が満たない等により当該桁数が表示されていな いものにあっては相当する間隔を有していればよい。

[表示の例] (略)

(新設)

(4) (略)

8-110-3~8-110-4(略)

8-110 の 2~8-113 (略)

8-114 運行記録計

8-114-1 (略)

8-114-2 性能要件(視認等による審査)

(1) 8-114-1 の自動車に備える運行記録計は、24 時間以上の継続した時間内における当 該自動車の瞬間速度及び2時刻間の走行距離を自動的に記録することができ、かつ、 平坦な舗装路面での走行時において、著しい誤差がないものとして、記録性能、精度 等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するもの でなければならない。(保安基準第48条の2第2項関係、細目告示第229条第1項関 係)

① (略)

(2) (略)

8-114-3~8-114-4 (略)

8-115 速度表示装置

8-115-1 (略)

8-115-2 性能要件(視認等による審査)

速度表示装置は、当該自動車の速度を他の交通に容易に示すことができ、かつ、平坦 な舗装路面での走行時において、著しい誤差がないものとして、表示方法、灯光の色、 明るさ、精度等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適 合するものでなければならない。(保安基準第48条の3第2項関係、細目告示第230条 第1項関係)

① (略)

8-115-3~8-115-4(略)

8-116~8-125 (略)

第9章~第11章 (略)

別表 1~別表 9 (略)

様式 1∼様式 16 (略)

別添1∼別添2(略)

別添3(4-14関係)

並行輸入自動車審査要領

1. ~5. (略)

6. 書面審査

 $(1) \sim (2)$ (略)

6.1. (略)

6.2. 並行輸入自動車届出書(第1号様式(その1))

全ての箇所に記載漏れがなく、かつ、明確に記載されていること。

6. 2. 1. ~6. 2. 2. (略)

6.2.3. 「車名」欄

(1) (略)

(2)「不明」に区分される並行輸入自動車にあっては、「不明」と記載されていること。 ただし、車台の製作者が付与した車名を次のいずれかにより判定できる場合に限 り、その車名を記載することができる。

① (略)

② 打刻届出書が<u>添付されている</u>二輪自動車等にあっては、打刻届出書に記載されている車名

③~⑧ (略)

6.2.4. 「型式」欄

(1) (略)

(2)「不明」に区分される並行輸入自動車にあっては、「不明」と記載されていること。 ただし、「不明」に区分される並行輸入自動車であって打刻届出書が<u>添付されている</u> る二輪自動車等にあっては、打刻届出書に記載されている型式とする。

6.2.5. 「車台番号又はシリアル番号」欄

(1) (略)

(2) 次のいずれかに該当する車台番号が車台に打刻されている並行輸入自動車は、その番号を車台番号とするものとする。

① (略)

② 打刻届出書が<u>添付されている</u>二輪自動車等にあっては、打刻届出書に記載されている車台番号

③ (略)

(3) (略)

6.2.6. 「原動機の型式」欄

(1) 当該並行輸入自動車の原動機の型式が記載されていること。 なお、原動機の型式は、次の規定を順次適用することにより判定するものとする。 ① (略)

② 打刻届出書が<u>添付されている</u>二輪自動車等の原動機は、打刻届出書に記載されている原動機の型式

別添1∼別添2(略)

別添3(4-14関係)

並行輸入自動車審査要領

 \Box

1. ~5. (略)

6. 書面審査

(1) ~ (2) (略)

6.1. (略)

6.2. 並行輸入自動車届出書(第1号様式(その1))

全ての箇所に記載漏れがなく、かつ、明確に記載されていること。

6. 2. 1. ~6. 2. 2. (略)

6.2.3. 「車名」欄

(1) (略)

(2)「不明」に区分される並行輸入自動車にあっては、「不明」と記載されていること。 ただし、車台の製作者が付与した車名を次のいずれかにより判定できる場合に限 り、その車名を記載することができる。

① (略)

② 打刻届出書が<mark>提出された</mark>二輪自動車等にあっては、打刻届出書に記載されている車名

③~⑧ (略)

6.2.4. 「型式」欄

(1) (略)

(2)「不明」に区分される並行輸入自動車にあっては、「不明」と記載されていること。 ただし、「不明」に区分される並行輸入自動車であって打刻届出書が<u>提出された</u>二 輪自動車等にあっては、打刻届出書に記載されている型式とする。

6.2.5. 「車台番号又はシリアル番号」欄

(1) (略)

(2) 次のいずれかに該当する車台番号が車台に打刻されている並行輸入自動車は、その番号を車台番号とするものとする。

① (略)

② 打刻届出書が<mark>提出された</mark>二輪自動車等にあっては、打刻届出書に記載されている車台番号

③ (略)

(3) (略)

6.2.6. 「原動機の型式」欄

(1) 当該並行輸入自動車の原動機の型式が記載されていること。

なお、原動機の型式は、次の規定を順次適用することにより判定するものとする。 ① (略)

② 打刻届出書が<mark>提出された</mark>二輪自動車等の原動機は、打刻届出書に記載されている原動機の型式

③~⑤ (略)

(2) (略)

6. 2. 7. ~6. 2. 13. (略)

6.3.~6.11. (略)

6.12. 騒音規制への適合性に関する書面等

6.12.1. (略)

6.12.2. UN R41 又は UN R51 への適合性に関する書面等

(1) から(5) に規定する保安基準適用年月日にかかわらず、6.2.13.(2) に基づく記載がされている場合にあっては、先取り適用するいずれかの規定を適用するものとする。

(1) ~ (3) (略)

「UN R51-03 フェーズ 2 (平成 28 年騒音規制)]

(4) 保安基準適用年月日が令和5年4月1日(貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が3.5tを超え12t以下の自動車にあっては令和5年9月1日)から令和9年8月31日(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が3.5tを超えるものにあっては令和10年8月31日)までの自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)にあっては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則7-56-13-2-2(1)①の規定(規定中「UN R51-03-S10」とあるのは、「UN R51-03-S6」と読み替えることができる。)に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであること。(少数生産車にあっては、①、②又は③のいずれかに限る。)

ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものにあっては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。

① \sim ⑤ (略)

「UN R51-03 フェーズ 3 (平成 28 年騒音規制)]

(5) 保安基準適用年月日が 令和9年9月1日 (専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が 3.5t を超えるものにあっては 令和 10 年9月1日) 以降の自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。) にあっては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則7-56-2-2 (1) ②の規定 (規定中「UN R51-03-S10」とあるのは、「UN R51-03-S6」と読み替えることができる。) に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであること。(少数生産車にあっては、①、②又は③のいずれかに限る。)

ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものにあっては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。

①~⑤ (略)

 $(6) \sim (7)$ (略)

③~⑤ (略)

(2) (略)

6. 2. 7. ~6. 2. 13. (略)

6.3.~6.11. (略)

6.12. 騒音規制への適合性に関する書面等

6.12.1. (略)

6.12.2. UN R41 又は UN R51 への適合性に関する書面等

(1) から(5) に規定する保安基準適用年月日にかかわらず、6.2.13.(2) に基づく記載がされている場合にあっては、先取り適用するいずれかの規定を適用するものとする。

 $(1) \sim (3)$ (略)

「UN R51-03 フェーズ 2 (平成 28 年騒音規制)]

(4) 保安基準適用年月日が令和5年4月1日(貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が3.5tを超え12t以下の自動車にあっては令和5年9月1日)から令和8年10月7日(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が3.5tを超えるものにあっては令和9年10月7日)までの自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)にあっては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則7-56-13-2-2(1)①の規定(規定中「UN R51-03-S10」とあるのは、「UN R51-03-S6」と読み替えることができる。)に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであること。(少数生産車にあっては、①、②又は③のいずれかに限る。)

ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものにあっては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。

①~⑤ (略)

「UN R51-03 フェーズ 3 (平成 28 年騒音規制)]

(5) 保安基準適用年月日が令和8年10月8日 (専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって技術的最大許容質量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって技術的最大許容質量が3.5tを超えるものにあっては令和9年10月8日) 以降の自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)にあっては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則7-56-2-2(1)②の規定(規定中「UN R51-03-S10」とあるのは、「UN R51-03-S6」と読み替えることができる。)に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであること。(少数生産車にあっては、①、②又は③のいずれかに限る。)

ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものにあっては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする

①~⑤ (略)

 $(6) \sim (7)$ (略)

6.12.3. (略)

6. 13. ~6. 21. (略)

7. ~8. (略)

9. 届出書等の保存期間

9.1.~9.3. (略)

9.4. 新規検査等の受検がない自動車の届出書等

(1) ~ (2) (略)

(3) 複数台数届出が行われた自動車について、新規検査等の受検がないまま書面審査が 終了した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年が経過した場合、当該 自動車に係る同一構造証明書(第5号様式)及び技術基準等適合証明書(第6号様式) の原本は届出者に返却しないものとする。

新

別表第1(別添3関係)

保安基準	審査事務規程	技術基準等の名称	6.14.1. (1) ⑧に該当する書面の例
(略)	(略)	(略)	(略)
第 15 条	7-23	(略)	(略)
燃料装置	燃料装置	<u>UN R137-02</u>	<u>① COC ペーパーの写し</u>
		フルラップ前面衝	<u>・M₁カテゴリのものに限る。</u>
		突時の乗員保護に	② WVTA ラベルを撮影した写真+車両型式認
		係る協定規則	可を受けた時点のカテゴリが確認できる資
			<u>料</u>
			<u>・M₁カテゴリのものに限る。</u>
			③ UN R137-02 に基づく認定証の写し
			④ <u>UN R137-02</u> に基づく®マークを撮影した
		())	写真
		(略)	(略)
		<u>UN R94-04</u>	① <u>COC ペーパーの写し</u>
		オフセット前面衝	・M ₁ カテゴリのものに限る。
		突時の乗員保護に	② WVTA ラベルを撮影した写真+車両型式認
		係る協定規則	可を受けた時点のカテゴリが確認できる資
			料 M カーデリのものに関す
			<u>・M₁カテゴリのものに限る。</u> ③ UN R94-04 に基づく認定証の写し
			③ UN R94-04 に基づく認定証の写し④ UN R94-04 に基づく⑥マークを撮影した写
			真
		(略)	(略)
		UN R95-05	① COCペーパーの写し
		側面衝突時の乗員	・M ₁ カテゴリ又は N ₁ カテゴリのものに
		保護に係る協定規	<u></u>
		則	② WVTA ラベルを撮影した写真+車両型式認
		_	可を受けた時点のカテゴリが確認できる資
			<u>料</u>
			$\underline{}$ $\underline{}$ カテゴリ又は $\underline{}$ カテゴリのものに
			<u>限る。</u>

6.12.3. (略)

6.13.~6.21. (略)

7. ~8. (略)

9. 届出書等の保存期間

9.1.~9.3. (略)

9.4. 新規検査等の受検がない自動車の届出書等

(1) ~ (2) (略)

(新設)

別表第1(別添3関係)

保安基準	審査事務規程	技術基準等の名称	6.14.1. (1) ⑧に該当する書面の例
(略)	(略)	(略)	(略)
第15条	7-23	(略)	(略)
燃料装置	燃料装置	(新設)	(新設)_
///// Tacie	///// TACE	<u> </u>	(0)1827
			_ <u>(新設)</u>
			<u>(新設)</u>
			<u>(新設)</u>
		(11)	(41)
		(略)	(略)
		(新設)	
			(新設)
			(新設)
			(新設)
		(略)	(略)
		(新設)	
			(★r ⊃n.)
			(新設)

旧

新							
		(略)	③ UN R95-05 に基づく認定証の写し ④ UN R95-05 に基づく®マークを撮影した写 真 (略)			(略)	_ <u>(新設)</u>
第 17 条	7-26	(略)	(略)	第 17 条	7-26	(略)	(略)
の2 電気装置	電気装置	<u>UN R100-05</u> バッテリー式電気 自動車に係る協定 規則	① <u>COC ペーパーの写し</u>	の2 電気装置	電気装置	(新設)	
		<i>外</i> 无职	The Transfer of the State o				
		(略)	(略)			(略)	(略)
		UN R94-04 オフセット前面衝 突時の乗員保護に 係る協定規則	① <u>COC ペーパーの写し</u>			_(新設)_	_ <u>(新設)</u> _ <u>(新設)</u>
		(明各)	 ・M₁カテゴリのものに限る。 ③ UN R94-04 に基づく認定証の写し ④ UN R94-04 に基づく®マークを撮影した写真 (略) 			(周各)	_ <u>(新設)</u>
		UN R95-05 側面衝突時の乗員	① <u>COC ペーパーの写し</u> ・ <u>M₁ カテゴリ又は N₁ カテゴリのものに</u>			(新設)	(新設)
		<u>保護に係る協定規</u> <u>則</u>	限る。 ② WVTA ラベルを撮影した写真+車両型式認 可を受けた時点のカテゴリが確認できる資 料 <u>・M₁カテゴリ又はN₁カテゴリのものに</u>				_(新設)_
			<u>限る。</u> ③ <u>UN R95-05 に基づく認定証の写し</u> ④ <u>UN R95-05 に基づく®マークを撮影した写真</u>				_ <u>(新設)</u> _(新設)
		(略)	(略)			(略)	(略)
		<u>UN R137-02</u> フルラップ前面衝	① <u>COC ペーパーの写し</u>			_(新設)_	
		<u>突時の乗員保護に</u> 係る協定規則	② WVTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料				_(新設)

		新				旧	
年10久	7.90	(略)	<u>・M₁</u> カテゴリのものに限る。 ③ <u>UN R137-02 に基づく認定証の写し</u> ④ <u>UN R137-02 に基づく®マークを撮影した写真</u> (略)	空 10 久	7-29	(略) (略)	
第18条 車枠及び 車体	7-29 フルラップ前 面衝突時の車 枠及び車体の 乗員保護性能	(PG) UN R137-02 フルラップ前面衝突時の乗員保護に係る協定規則	(ma) ① COC ペーパーの写し ・ M₁カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベルを撮影した写真+車両型式認 可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・ M₁カテゴリのものに限る。 ③ UN R137-02 に基づく認定証の写し	第 18 条 車枠及び 車体	フルラップ前 面衝突時の車 枠及び車体の 乗員保護性能	(新設)	(新設) (新設) (新設)
	7-30 オフセット前 面衝突時の車 枠及び車体の	(略) (略) <u>UN R94-04</u> オフセット前面衝 突時の乗員保護に	 ④ UN R137-02 に基づく®マークを撮影した写真 (略) ① COCペーパーの写し ・M₁カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベルを撮影した写真+車両型式認 		7-30 オフセット前 面衝突時の車 枠及び車体の	(略) (略) <u>(新設)</u>	(新設) (略) (略) (新設) (新設)
	乗員保護性能	係る協定規則 (略)	可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料		乗員保護性能	(理各)	
	7-31 自動車との側 面衝突時の車 枠及び車体の 乗員保護性能	(略) <u>UN R95-05</u> 側面衝突時の乗員 保護に係る協定規 <u>則</u>	(略) ① <u>COC ペーパーの写し</u> ・ <u>M.カテゴリ又は N.カテゴリのものに限る。</u> ② <u>WVTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料</u> ・ <u>M.カテゴリ又は N.カテゴリのものに限る。</u>		7-31 自動車との側 面衝突時の車 枠及び車体の 乗員保護性能	(略) (略) <u>(新設)</u>	(略) (新設) (新設)
(略)	(略)	(略) (略)	 ③ UN R95-05 に基づく認定証の写し ④ UN R95-05 に基づく®マークを撮影した写真 (略) 	(略)	(略)	(略) (略)	(新設) (新設) (略) (略)
備考 (1) ~	(3) (略)			備考 (1) ~	(3) (略)		
別表第2~	別表第5 (略)			別表第 2~	別表第5 (略)		

新	旧		
別紙 (略)	別紙 (略)		
第1号様式~第12号様式(略)	第1号様式~第12号様式 (略)		
別添 4~別添 15 (略)	別添 4~別添 15 (略)		

<u>附則(令和7年9月26日規程第13号)</u> この規程は、令和7年9月30日から施行する。